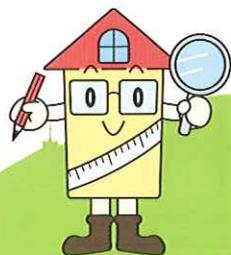
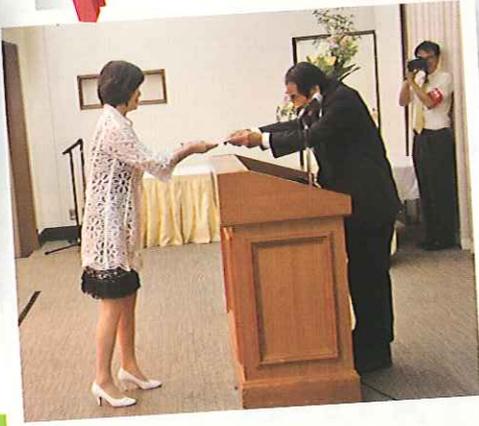
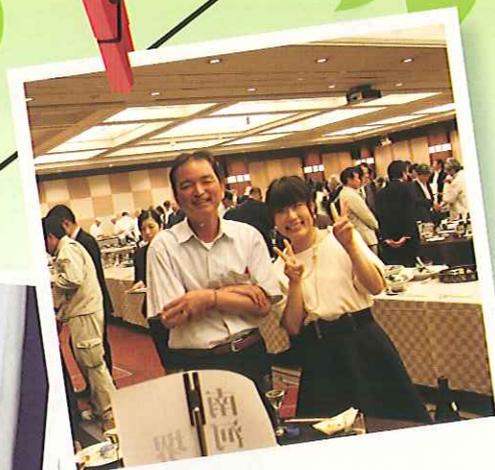


土地家屋 調査士 大阪

みおつくし
標



トーキくん
大阪土地家屋調査士会
イメージキャラクター

大阪土地家屋調査士会

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号 TEL:06-6942-3330 FAX:06-6941-8070
e-mail otkc-3330@chosashi-osaka.jp

境界
紛争
七口
宣言

大阪土地家屋調査士会
大阪弁護士会

土地の境界問題でお困りの方
「境界問題相談センターおおさか」で解決できるよ!

市民
紛争当事者



合意解決

境界の専門家「土地家屋調査士」と
法律の専門家「弁護士」との
協働による紛争解決機関です。

境界問題相談センターおおさか

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

大阪土地家屋調査士会 会館内

要予約

06-6942-8750

受付/月一金 9:00~17:00(土・日・祝は除く)

※電話での相談はお受けいたしておりません。当日ご予約なしでお越しになられた場合
ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

〒540-0023

大阪府中央区北新町3番5号

大阪土地家屋調査士会 会館5F

電話(06)6942-8750(代表) FAX(06)6942-8751

E-mail:soudan@chosashi-osaka.jp



地下鉄谷町四丁目4番出口より徒歩約5分
京阪・地下鉄天満橋駅より徒歩約8分

駐車場の設備はありません。

4	平成27年度 第76回定時総会	
	引き続き加藤幸男会長が選出	新副会長に松尾賢会員
5	表彰を受けた人たち	
6	ご来賓・招待ご出席者	
8	新役員名簿	
9	祝 辞	大阪法務局長 富田 一彦様ほか
12	会長・副会長 就任のごあいさつ	
15	支部定時総会報告	
24	支部長のひとこと（就任あいさつ）	
32	「測量の日」 記念フェア2015を開催	
33	大阪法務局 着任のごあいさつ	
	醍醐 邦治民事行政部長・小山 浩幸民事行政部首席登記官	
35	国土調査法第19条第5項指定制度について	泉州支部 西村右文会員
38	大阪土地家屋調査士会情報公開に関する細則の一部改正 新旧対照表	
39	大阪法務局登記相談室運営に係る社会事業部内規 / 相談される方へのお願い	
40	登記相談員マニュアル	
41	懲戒処分事例	
42	大阪法務局からのお知らせ	
44	大阪青年土地家屋調査士会だより	上田大人会員が会長に再任
45	協同組合だより / 支部別会員数	
	マグネットシート・桐マーク刺繍入りベシックキャップ・染測・桐マーク入り作業着夏用の幹旋	
48	政治連盟だより	新会長に利川良一会員を選出 新会長就任のご挨拶
50	大阪公囀協会だより	
51	土地家屋調査士2016年オリジナルカレンダー幹旋	
53	常任理事会・理事会	56 会員異動／法人会員名簿
59	業務日誌	62 公囀協会の動き／行事予定
64	おくやみ／訃報の対応／編集後記	

【表紙写真解説】

- 左上 会長表彰受賞者
 左下 大阪法務局長表彰受賞者
 中上 定時総会加藤幸男会長挨拶
 中下 黄綬褒章受章のお祝いを受ける横山慶子顧問
 右上 定時総会懇親会風景
 右下 定時総会懇親会風景

引き続き 加藤幸男会長 が選出

第76回定時総会盛大に開催 新副会長に松尾賢会員

大阪土地家屋調査士会の平成27年度第76回定時総会が、5月29日(金)午後1時から大阪市都島区の「太閤園」で開催されました。

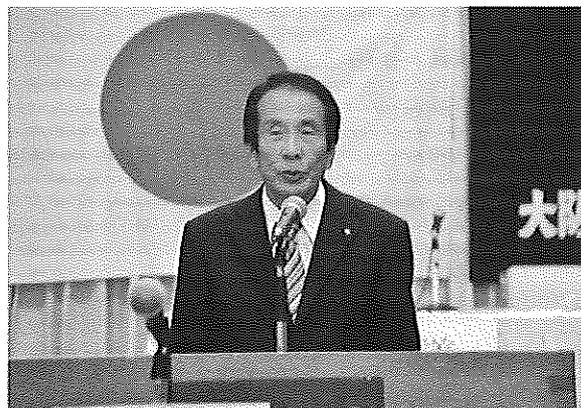
当日は、本会会員数1,055名のうち154名が出席、委任状提出者は402名でした。

定刻、相澤襲雄総務部副部長の司会で、物故者への黙とうのあと、井上直次副会長の開会の辞で始まり、加藤幸男会長から、空家対策、調査士制度の存続・発展、報酬の適正化等の挨拶がありました。

そのあと、吉田龍太郎(西支部)・大西幸三(堺支部)の各支部長が議長に選出され、議事進行がなされました。

平成26年度会務ならびに事業経過報告に関する件を井上副会長および各部部长から報告がなされ、拍手多数により承認されました。

続いて、議案審議として、第1号議案の平成26年度決算報告に関する件が上程され、高橋成季財務部長から説明があり、井畑正敏監事(北支部)が監査報告をされました。そして、議長が議場からの質問を取り上げられ、それぞれ答弁が行われ、挙手多数により承認されました。



第2号議案の役員改選に関する件では、会長立候補が1名・副会長立候補者が3名・監事立候補者が3名であった旨が報告され、加藤幸男会員(三島支部)が会長に再任されました。そのほか副会長および監事立候補者3名が無投票で再任され、不足する役員候補者については選考委員会に選任が一任され、暫時休憩のあと、選考委員長の中島幸広会員(中河内支部)から選考結果が発表され、挙手多数により承認されました。

第3号議案の平成27年度事業計画案に関する件

第76回定時総会 式次第

I. 開 会

1. 物故者に黙とう
1. 開 会 の 辞
1. 会 長 挨 拶

II. 議 事

1. 議長選出・挨拶
1. 議事録署名者選出
1. 報 告 事 項
平成26年度 会務ならびに事業経過報告
1. 議 案 審 議
第1号議案 平成26年度決算報告に関する件(各特別会計を含む)
第2号議案 役員等改選に関する件

第3号議案 平成26年度事業計画案に関する件

第4号議案 平成27年度歳入歳出予算案に関する件

III. 式 典

1. 来 賓 紹 介
1. 表 彰 式
大阪法務局長表彰
連合会長表彰
会長表彰
長寿祝金贈呈
1. 来 賓 祝 辞
1. 祝 電 披 露
1. 閉 会 の 辞

表彰を受けた人たち

(敬称略)

*大阪法務局長表彰

北支部・眞鍋 健 阪南支部・大塚 哲雄
 天王寺支部・堀出 悟生 天王寺支部・山下 一善
 中河内支部・安川 隆男 堺支部・大西 幸三
 南河内支部・山田 勝彦

*連合会長表彰

西支部・小林 弘己 南支部・村井 和巳
 阪南支部・河本 勇 大阪城支部・衛藤 政宣
 北河内支部・館山 豊藏 堺支部・中尾 哲夫
 南河内支部・井上 広

*会長表彰

北支部・中川 正雄 北支部・藤野 充
 西支部・中本 彰 南支部・吉松 孝和
 天王寺支部・鍋島 泰弘 大阪城支部・黒岡 純二
 北河内支部・谷川 典子 豊能支部・松本 雅一

堺支部・舩原 大弘 泉州支部・達 光隆
 三島支部・山口 典彦 南河内支部・杉田 育香

*長寿祝金贈呈

<傘 寿>

大阪城支部・西川 清 北河内支部・奥田 政雄
 北河内支部・浅見 昌弘

<古 希>

北支部・芳多 正行 北支部・小林 治
 北支部・瀬戸口正己 西支部・工藤 建夫
 阪南支部・荒平 義弘 阪南支部・松澤 重彦
 大阪城支部・高田 省三 大阪城支部・武島 巖
 北河内支部・能宗 環 豊能支部・湯川 正之
 豊能支部・野間 豊史 堺支部・宮本 雅文
 三島支部・高見 孝 三島支部・辻田 次人
 南河内支部・上野 孝雄

と、第4号議案の平成27年度歳入歳出予算案に関する件については、議場承認のうえ一括上程され、審議に入り、加藤会長から重点施策として

- ① 社会、経済環境変動の中、合理的・経済的な会務運営を目指し組織の整備を行い財政の健全化を図る
- ② 土地家屋調査士としての制度PRを行い業務拡大を図る
- ③ 報酬の適正化を図る
- ④ 効果的な会務運営を行う為の諸規則の整備を行う

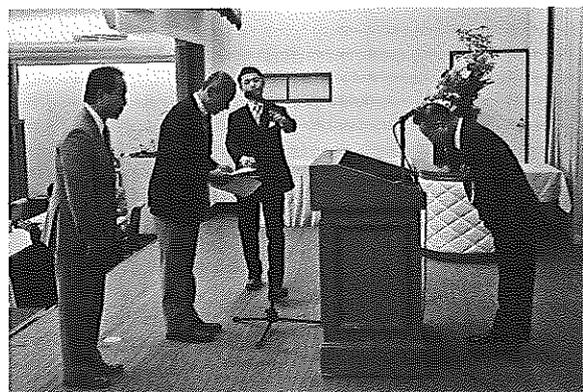
以上の説明があり、各部から事業計画が説明されました。その後、議長が議場からの質問を取り上げられ、それぞれ答弁のあと、挙手多数により承認さ

れました。

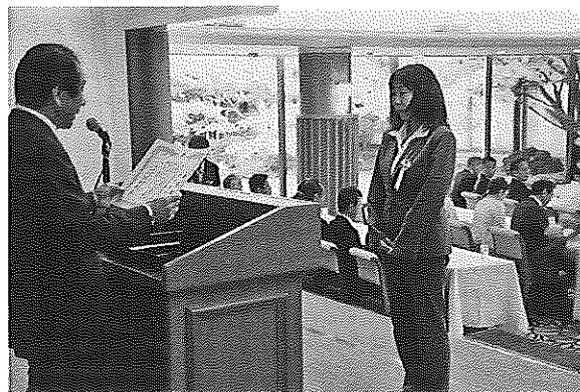
これですべての審議事項が終了し、満場の拍手をもって、両議長は降壇されました。



大阪法務局長表彰を受ける大西幸三会員



連合会長表彰を受ける小林弘己会員



会長表彰を受ける谷川典子会員

第 76 回定時総会ご来賓・招待ご出席者

(順不同・○印は総会式典・懇親会ともご出席、☆印は総会式典のみのご出席)

＜来	賓＞
大阪法務局	
局 長	富田 一彦様○
民事行政部部長	醍醐 邦治様○
同部総務課長	北村由香利様○
同部不動産登記部門	
首席登記官	小山 浩幸様○
国土交通省国土地理院	
近畿地方測量部測量部長	梶川 昌三様☆
大阪府議会議長	今井 豊様☆
大阪市会議長	東 貴之様☆
日本土地家屋調査士会連合会	
会 長	林 千年様○
大阪弁護士会副会長	岩佐 嘉彦様☆
大阪司法書士会会長	中谷 豊重様○
大阪公証人会副会長	望田 耕作様
日本公認会計士協会近畿会	
幹 事	洪 誠悟様
大阪府行政書士会副会長	西村 誠様
大阪府社会保険労務士会	
常 任 理 事	鍋谷 良二様

日本弁理士会近畿支部	
副 支 部 長	高良 尚志様
公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部	
財務委員長	濱野 武士様
一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会	
副 会 長	寺田 歩様
公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	
理 事 長	横山幸一郎様○
大阪土地家屋調査士協同組合	
理 事 長	甲斐 健児様○
大阪土地家屋調査士政治連盟	
会 長	利川 良一様○
公益社団法人総合紛争解決センター	
副 理 事 長	上野 義治様
境界問題相談センターおおさか運営委員会	
委員長・弁護士	中村 吉男様
境界問題相談センターおおさか運営委員会	
委員・弁護士	近藤 行弘様
顧問弁護士	松原 伸幸様○
顧問弁護士	満村 和宏様○

休憩後、式典に移り、拍手でご来賓の方々を迎え、来賓紹介のあと、富田一彦大阪法務局長、林千年日本土地家屋調査士会連合会長および加藤会長から、大阪法務局長表彰・連合会長表彰・会長表彰・長寿祝金贈呈(表彰者名簿は別掲)がなされました。その後、加藤会長から黄綬褒章を受章された横山慶子顧問にお祝いの贈呈があり、会長は当該会員に惜しめない拍手を送られました。

続いて、来賓の方々による祝辞が披露され、午後6時に松島稔副会長の閉会の辞により、今年度の総

会は定刻に終了しました。

このあと、会場を迎賓館3階の「ダイヤモンドホール」に移動して開かれた懇親会では、各来賓の方々・議員の先生・議員秘書の方々も多数ご出席いただき、祝杯・乾杯の発声のあと、支部ごとに準備されたテーブルを囲んで会食が始まり、来賓や招待者・会員の交流の輪が広がり、和気あいあいの雰囲気の中、午後8時30分、盛況のうちに終了しました。

(社会事業部理事・京谷 智弘)



ファースト公認会計士共同事務所
公認会計士 岩上 順様○

<政治関係>

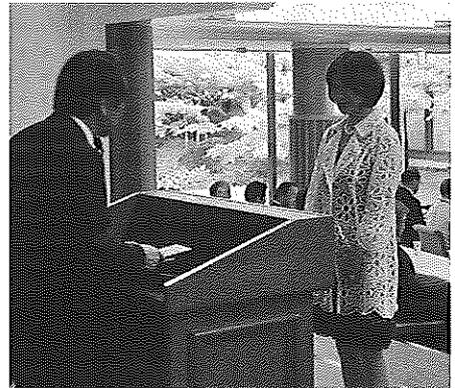
大阪土地家屋調査士政治連盟顧問

衆議院議員	岡下 昌平様
同	国重 徹様
同	佐藤ゆかり様
同	竹本 直一様
同	中山 泰秀様
同	原田 憲治様
同	宗清 皇一様
同・大塚高司議員秘書	榎本 誉士様
同・北側一雄議員秘書	橋本 勝之様
同・左藤章議員秘書	森田 安洋様
同・佐藤茂樹議員秘書	松浦 弘尚様
参議院議員	太田 房江様
同	杉ひさたけ様
同・石川博崇議員秘書	稲森 功様
同・尾立 源幸議員秘書	西村 公作様
同・北川イッセイ議員秘書	大藪 保様
同・柳本卓治議員秘書	豎 純志様
大阪府議会議員	占部 走馬様
同	釜中 優次様
同	栗原 貴子様

同	中村哲之助様
同	花谷 充愉様
同	林 啓二様
同	松本 直高様
同	三浦 寿子様
同	三宅 史明様
大阪市議会議員	明石 直樹様
同	小笹 正博様
同	高山 仁様
同	床田 正勝様
同	柳本 顕様
東大阪市議会議員	山崎 毅海様
元大阪府議会議員	鈴木 和夫様

<招待>

大毎広告株式会社営業局第1部長	東 丈嗣様
三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第三部課長代理	
同	久保 憲昭様
北陽物産株式会社代表取締役	松本 研司様
阪奈測器株式会社代表取締役	草野 寿夫様
太平建設工業株式会社課長	前田 公俊様
同 課長代理	山本 秀一様
	清水 哲也様



新 役 員 名 簿

(敬称略)

会 長 加藤 幸男 三 島
副 会 長 (総務部・財務部担当)
井上 直次 阪 南
副 会 長 (業務研修部担当)
松島 稔 大阪城
副 会 長 (社会事業部担当)
松尾 賢 南

【総務部】

常任理事 (部 長)
高橋 成季 堺
理 事 (副部長)
小川 佳伸 南河内
理 事 前橋 新吾 北
理 事 高山 英樹 西
理 事 橋本 徹也 三 島

【財務部】

常任理事 (部 長)
中居 克彦 大阪城
理 事 (副部長)
小林 教張 豊 能
理 事 吉松 孝和 南

【業務研修部】

常任理事 (部 長)
相澤 襲雄 北河内
理 事 (副部長)
和田 久司 中河内
理 事 (副部長)
山口 典彦 三 島
理 事 中村 太 阪 南
理 事 高山 恒夫 中河内
理 事 大山 龍一 堺
理 事 安部 眞三 泉州

【社会事業部】

常任理事 (部 長)
久保加奈子 泉 州
理 事 (副部長)
富岡 隆 阪 南
理 事 (副部長)
柳原 薫 天王寺
理 事 藤野 充 北
理 事 山田 貴弘 南
理 事 中村 憲夫 堺
監 事 井畑 正敏 北
監 事 坂田 兼則 堺
監 事 竹本 貞夫 三 島

【名誉役員】

顧 問 加藤 秀治 三 島
顧 問 市原 一勲 天王寺
顧 問 横山 慶子 北
参 与 中島 芳樹 中河内
参 与 高橋 政博 大阪城
参 与 角 利男 堺

◇支 部 長 会◇

(支部長会議長)
天王寺支部 延山 奎柄
(支部長会副議長)
堺 支部 大西 幸三
(会 計)
南河内支部 山田 勝彦
.....
北 支部 高杉 直秀
西 支部 吉田龍太郎
南 支部 田中 久也
阪南 支部 大柝 和夫
大阪城支部 伊集院 涉
中河内支部 中島 芳樹
北河内支部 村富 隆
豊能 支部 竹内 秀治
泉州 支部 藤田 嘉宣
三島 支部 加藤 眞一

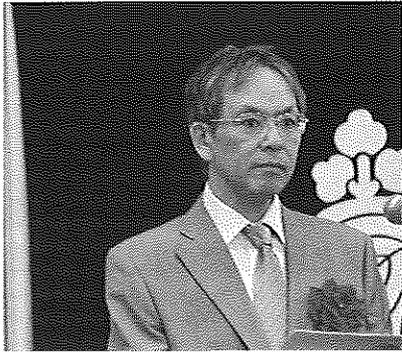
◇網 紀 委 員◇

委 員 芳多 正行 北
委 員 高島 康弘 西
委 員 松田 一郎 南
委 員 與倉 郁朗 阪 南
委 員 安田 省道 天王寺
委 員 玉置 広和 大阪城
委 員 安川 隆男 中河内
委 員 内山 晶夫 北河内
委 員 中島 宗徳 豊 能
委 員 中尾 哲夫 堺
委 員 辻林 一郎 泉 州
委 員 黒田 聡 三 島
委 員 山田 貴幸 南河内

◇注意勧告理事会理事◇

会 長 加藤 幸男 三 島
副 会 長 井上 直次 阪 南
副 会 長 松島 稔 大阪城
副 会 長 松尾 賢 南
常任理事 高橋 成季 堺
常任理事 中居 克彦 大阪城
常任理事 相澤 襲雄 北河内
常任理事 久保加奈子 泉 州
理 事 小川 佳伸 南河内
理 事 小林 教張 豊 能

祝辞



大阪法務局長 富田 一彦

本日、ここに大阪土地家屋調査士会第76回定時総会が開催されるに当たりまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

まず初めに、大阪土地家屋調査士会ならびに会員の皆さま方には、平素から表示に関する登記事務をはじめ、当局の所掌事務の適正・円滑な運営のために、格別のご理解とご協力をいただいているところであり、この場をお借りして、改めて深く感謝を申し上げます。

また、先ほど表彰を受けられました皆さま方は、多年にわたり土地家屋調査士として業務に精励され、土地家屋調査士制度の充実・発展に大いに貢献されるとともに、登記事務の適正な処理および法務行政の運営に寄与され、そのご功績は誠に顕著であります。改めて敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。今後とも一層のご活躍を祈念いたします。

それでは、せっかくの機会ですので、最近の法務局における若干の事項についてご紹介させていただきます。

はじめに、表示登記に関する重要課題の一つとして、登記所備付地図の整備があります。これまで全国の法務局においては、民間活力と各省連携による

地籍整備の推進、平成15年の都市再生本部決定の方針を踏まえ、全国の都市部の地図混乱地域を対象に、登記所備付地図作成作業を計画的かつ着実に実施してきたところです。しかしながら、依然として大都市の枢要部や地方の拠点都市の地図の整備が進んでいないことなど、地図の重要性・必要性がますます高まっていることを踏まえ、法務省では現行の地図作成作業の計画を見直し、平成27年度を初年度として、①登記所備付地図作成作業第2次10か年計画を策定し、地図作成作業を拡充するとともに、②新たに大都市の枢要部や地方の拠点都市等を対象とする大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画、そして、③東日本大震災の被災県を対象とする震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画を策定し、作業面積を拡大して実施することとしました。大阪法務局管内においても、枚方市において従来型の地図作成作業を実施しているところがありますが、加えて、茨木市において大都市型の地図作成作業を実施する予定としています。当局としても、引き続き重要施策として位置づけ、土地家屋調査士の皆さま方のご支援をいただきながら、さらに推進してまいりたいと考えています。

また、本年1月、筆界特定制度が発足して10年目に入りました。この間、筆界特定の申請は、全国で毎年2,500件前後の高水準で推移しており、これは、筆界特定制度が、国民から信頼され大変有用なものとして認識され、定着していることを示すものであると言えます。これを当局管内について見ると、毎年300件前後で推移しており、申請数、終了数共に全国トップの状況にあります。このことは、土地家屋調査士の皆さま方に、これまで筆界調査委員あるいは申請代理人として、この制度の適正かつ円滑な運用を積極的に支えていただいていることの一つの成果であると考えているところであり、改めて感謝申し上げます。

土地家屋調査士倫理綱領（第43回・日調連総会制定）

1. 使命 不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
2. 公正 品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
3. 研鑽 専門分野の知識と技術の向上を図る。

法務局といたしましては、筆界調査委員と更に連携を密にするとともに、適正・迅速な処理を図るため、大阪土地家屋調査士会等との連携を強化していきたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

オンライン申請の関係では、平成26年4月に、各府省情報統括責任者連絡会議において「オンライン申請の利便性向上に向けた改善方針」が新たに、決定されました。

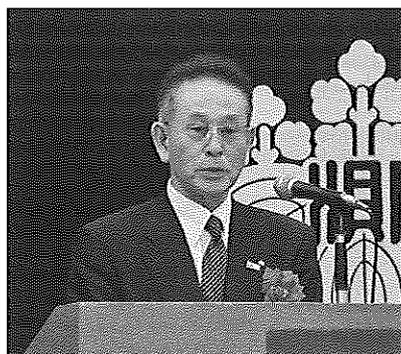
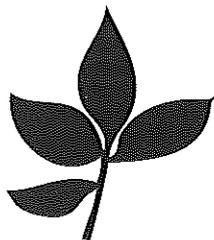
この改善方針においては、登記関係手続は改善促進手続とされ、オンライン申請の利便性の向上とオンライン利用の拡充・定着に重点的に取り組むこととされました。

法務省では、この改善方針に基づき、平成26年10月10日に「法務省改善取組計画」を策定し、平成28年度末時点のオンライン利用率の目標を69%と設定しております。皆さま方には、これまでオンライン申請の利用推進に多大なご理解とご協力をいただいているところであり、また、当局におきましても、オンライン申請の利用促進のためのさまざまなPR等に努めているところですが、残念ながら、大阪法務局管内のオンライン利用率は、全国的に見ると極めて低い状況にあります。

皆さま方におかれましては、専門家として積極的にオンライン申請をご利用願ひ、IT活用社会の実現と国民の権利保護に貢献していただきますよう、引き続きお願いいたします。

今後も法務局の重要施策を推進する上で、表示登記制度の専門家である土地家屋調査士会の皆さま方のお力をお借りすることが不可欠です。引き続きのご協力をお願いし、皆さま方とともに、表示登記制度を更に適正・円滑に運用してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

終わりに、本日のご盛会を祝し、大阪土地家屋調査士会のますますのご発展と会員の皆さま方のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、私の祝辞といたします。



日本土地家屋調査士会連合会
会長 林 千年

本日ここに、富田大阪法務局長をはじめ、多くのご来賓をお迎えし、大阪土地家屋調査士会平成27年第76回定時総会が盛会に開催されましたことに、まずもってお慶びとお祝いを申し上げます。

また、日ごろから会長をはじめとして、役員の方々、そして、会員の皆さまには、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営につきまして、ご理解・ご協力をいただいておりますことに誠に心強く感謝を申し上げます。

早いもので、本執行部も、2年が経過しようとしていますが、事業方針大綱を基本に活動を重ね、概ね所期の目標を達成できたと考えております。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

昨年は、平成6年に長野県松本市で開催された全国土地家屋調査士松本大会から、ちょうど20年を迎えた年でありましたが、その節目となる年に、同大会で建立した「土地家屋調査士制度発祥の地」碑の移設を行いました。このたびの移設は、より一層の土地家屋調査士制度の啓発に資する場所に移すことを目的としたものです。

同松本大会では、全国に向けて「松本宣言」を発信しましたが、その中で、地図整備の早期実現に全力を挙げて取り組むことが謳われております。

現在においても、地図整備は、土地家屋調査士業務の基幹であり、国が経済成長の施策を更に進めるために必要な事業であることに変わりはありません。

平成26年度における大きな事業方針は、「境界紛争ゼロ宣言!!」の発信と「地図作りへの参画強化」でしたが、これらは、土地家屋調査士が「土地境界の専門家として国民の皆さまから完全な認知を得る」という大きな目標につながるものです。

昨年11月14日に開催した「2014日調連公開シ

ンポジウム『土地境界紛争が起きない社会』では、日本社会の現状と将来の動向を踏まえて、土地境界の専門家である私たちが果たす役割を「境界紛争ゼロ宣言!!」として社会に発信しました。

そのわずか5日後の、19日に成立した「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、「隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに跡地の利活用の推進を図る観点から、空家を取り壊し更地にする際には、事前に空家が所在する土地の境界を明確にする手続きを設けることについて、必要な検討を行うこと」との附帯決議が採択されましたが、これは、「境界紛争ゼロ宣言!!」のスローガンに咲いた初めての花であり、実であるとも思っています。この附帯決議を担えるのは、私たち土地家屋調査士以外にないと考えています。

また、従前から要望を続けてきたオンラインによる不動産の表示に関する登記の申請における法定外添付情報の原本提示を不要とする取扱いについては、各府省情報化統括責任者連絡会議が決定した「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」に基づき、法務省民事局民事第二課との協議を重ねてきたところ、来月1日から実施されることとなりました。これは、終着点ではなく、完全オンライン化へのスタートであり、今後も、完全オンライン化の実現に向け、具体的方策に関する協議を継続してまいります。

このように、私たちが要望してきたことが、少しずつ実現してきておりますが、これらの要望は、最終的に、国民の利便につながるものと考えております。これからも、全国土地家屋調査士政治連盟とも連携・協力しながら、積極的に活動していく所存であります。

今年は、土地家屋調査士制度65周年に当たります。今後も、連合会は、土地家屋調査士制度の充実・発展に向けて全力で取り組み、役員一丸となって邁進する覚悟であります。

大阪土地家屋調査士会ならびに会員諸兄の一層のご理解とご提言を賜りたくお願い申し上げます。結びに当たり、本日まで列席の皆さまのご健勝と大阪土地家屋調査士会のますますのご発展を祈念し、お祝いの言葉といたします。



大阪府議会議長 今井 豊

大阪土地家屋調査士会第76回定時総会式典の開催にあたり、大阪府議会を代表いたしまして、一言お祝い申し上げます。

皆さま方におかれましては、日ごろより不動産の表示に関する登記制度の適正と円滑な運営に多大のご貢献を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、先ほど表彰ならびに感謝状をお受けになられた皆さま方、誠におめでとうございます。そのご功績に敬意を表しますとともに、このたびのご荣誉を心からお祝い申し上げます。

さて、近年、土地に関する権利意識の高揚や社会構造の変化の中で、土地境界問題が重大な問題としてクローズアップされております。とりわけ、登記所の備え付け地図と実際の土地の位置や形状が相違している「地図混乱地域」における地図整備の促進が求められております。

こうした中、皆さま方におかれましては、知識と技術を兼ね備えた不動産の専門家として、府民からの土地の境界登記相談や土地紛争などの早期解決、未然防止にご尽力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

今後とも、府民の大切な財産である土地や建物の権利の保全に向け、今まで以上のご活躍をご期待申し上げます。

府議会といたしましても、府民の皆さまが安心して暮らせる大阪の街づくりに全力で取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、大阪土地家屋調査士会の今後ますますのご発展と、本日まで出席の皆さま方のご健勝とご活躍を心より祈念申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。



大阪市会議長 東 貴之

大阪土地家屋調査士会第76回定時総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

加藤会長をはじめ、皆さま方には、平素より不動産の表示に関する登記の申請代理手続きや無料相談会の開催など、市民の不動産に関する権利の保全や取引の安全確保にご貢献いただいております。また、市政全般にわたり多大のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

昭和25年に土地家屋調査士制度が発足してから本年は65周年という記念すべき年となります。

この間、社会経済情勢の急激な変化に対応されつつ、ご活躍の分野を広げてこられたことと存じます。

近年では法律改正により、土地境界紛争の解決のための裁判外紛争解決手続き、いわゆるADRや、不動産登記法第14条の地図作成、国土調査法に基づく地籍整備事業にも積極的に参画されるなど、専門家集団としてますますご活躍されておりますことに、改めて敬意を表する次第であります。

大阪市会といたしましても、市民サービスの一層の向上と、行政の効率化に向けて、着実に市政改革を進めてまいりますので、皆さま方におかれましては、今後ともより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、大阪土地家屋調査士会の今後ますますのご発展と、皆さま方のご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

会長・副会長 就任のごあいさつ

制度を守り発展させるのは 私たち調査士です



会長
加藤 幸男

このたびの平成27年度 第76回定時総会におきまして、再びご選任いただき、誠にありがとうございました。

日々変わる社会情勢の中、内外共に多くの問題を抱えた調査士制度と大阪会の将来を考えたとき、身の引き締まる思いであります。

過去から比べ、受験者数の減少のみならず、全国的にも、そして、大阪会も年々会員数が減少し、会務運営にも大きな影響を及ぼす状況であります。

しかし、国民の皆さまからは私たち資格者に対す

る要望、要求等と、その責任が過去から比べますと大きくなる中、報酬の低廉化と事件数の低迷等々を考えたとき、今こそ私たち調査士が一丸となり、制度の存在のみならず、大阪会の発展と会員の皆さまの事務所経営基盤の安定と繁栄に向け歩むべきである、と思料いたしております。

調査士制度は世界に誇れるわが国の大切な制度の一つであり、この制度は私たち調査士のためにある制度でなく、国民の皆さまのためにある制度であると思ひますし、その制度を守り、発展させるのも私たち調査士としての社会使命の一つではないでしょうか。

会員の皆さま一人ひとりがこれを再認識していただき、本支部役委員と会員の皆さまとが、その目標に向かってより一層まい進していきたく思っております。

理念と目標のない団体は衰退し、滅亡への道をまっしぐらに転げ落ち、終局は消滅するのではないのでしょうか。

有能で優秀なる会員の皆さまがおられる限り、私

たちの調査士制度は発展を道標として進化させていただけのことと信じて止みません。

それを成すためにも、まずは大阪会の会員が心身共に豊かになりましょう。

まずは「豊かになる!!」という意識を持ち、豊かなる努力をいたしましょう。そうすることにより、より一層社会に貢献でき、国民の皆さまの期待に添えさせていただける資格者団体になれると信じて止みません。

明るく未来に向けて、会員の皆さまともどもにその構築に向け、いただいた任期中務めさせていただきたく存じますので、深いご理解とご協力、そして、ご指導をいただきますようお願い申し上げます。

調査士制度をより強固に



副会長
井上 直次

平成27年5月29日(金)の第76回定時総会で副会長に再度就任させていただきました。

今日、株価の上昇、円安、物価高と経済情勢が変化していく中、いまだ報酬の低廉化から抜け出せず、会員の皆さまが事務所経営に苦労を重ねておられるところではありますが、経営の安定を図るためにも、特に報酬に対する意識を高め、廉価による競争を防止しなければなりません。会員一人ひとり意識を改めて行くよう、施策を考えなければなりません。そのためには会員の帰属意識の高揚を図り、本会と支部が一体となって会務運営にあたることも大事なことである、と考えております。

本会の財政については今後、会員数が減少することも考え、組織のスリム化に取り組み、緊縮財政で会務運営を図りたいと考えております。

また、調査士制度の啓発に努め、地図整備の促進、大阪府、各市町村に対するPR、および空家対策基本指針の中にある協議会の構成員等に参画できるよう働きかけ、調査士の活用をはかり、それらを通じて調査士制度の発展に努めるものとします。

国民の信頼を確固たるものとするとともに、権利の明確化、保全のためには組織としての調査士制度

もより強固なものとする必要があります、そのためには政治連盟、公嘱協会とも連携し、制度の維持発展に努めたいと考えます。

われわれ調査士制度のさらなる発展、地位の向上、生活の安定に向けて頑張っておりますので、会員の皆さまのご支援ご協力を切にお願いしまして就任の挨拶とさせていただきます。

土地家屋調査士制度 65周年を迎えて



副会長
松島 稔

第76回定時総会で立候補し、副会長に選任されました大阪城支部の松島稔です。

今回立候補するにいたりしたのは、ここ数年の間で調査士会の役員も、支部の役員も、貴重な時間を費やし会員のために良かれと考え、誠心誠意会務を行っているにも関わらず、どうもうまく歯車が噛み合っていないように感じたからです。それは多分会員各位も同じ気持ちをお持ちではないでしょうか。

役員各位は私よりもっと素晴らしく、能力も高く、また、理想も高い方々でその力をプラスにすれば良い結果が生まれるはずですが、ところが、このところがうまく行っていないように感じます。

不況の時代が長く続き、デフレ脱却が宣言されても、いまだ地元大阪を取り巻く経済状況は、好転したとは思えないのが実感です。以前のように右肩上がりの景気上昇は到底見込めず、高齢社会の中で人口減少が進み、不動産が選別化され、必要なくなった空家が何百万戸にも達する時代となりました。

調査士の業務の内容は昔と比べ、格段に責任の高い処理能力を問われています。

調査士制度ができ、65周年の年を迎えましたが、制度疲労を起こし、立ち止まっている猶予は調査士会にはありません。

他の分野と同じく、高齢社会の中であと10年すれば、団塊の世代の会員各位が現役を引退される時

期が迫ってきます。会員数の急激な減少は、調査士会の経済状況が悪くなるだけではありません。調査士業務の担い手がそれだけ減ってしまうということです。

業務の履歴の多さが、調査士のスキルアップを支えていた時代は既に終わり、調査士個人が自己の責任で、日々研さんしなければならない時代となっています。

そういう中で、関係団体が開催されている最近の研修会に、会員各位が大勢参加されていることに希望を持っています。

会員各位のそのような努力に報いるために、未来を見据えた上で現在、何が調査士制度を盛り上げるのに役に立てるかということをお大会の会員全員で考えていきたいと思っています。

土地家屋調査士としての魅力伝える



副会長
松尾 賢

平成27年5月29日(金)の第76回定時総会で副会長に就任させていただきました松尾賢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

平成21年から理事の任をいただきまして3期6年の間、理事として、常任理事として、数多くの経

験をさせていただきました。そして、この間で得た貴重な経験は、自己に留めることなく、大阪会の会務運営に役立てていかなければいけないと強く感じ、副会長に手を挙げさせていただいた次第です。

さて、大阪会の会員の年齢別の分布を調べますと、30歳台の会員数は10年前と比べ約半分になっております。これは10年後20年後の大阪会を見たとき、会務運営の中心となるこの世代の減少は深刻な問題であります。原因はさまざま考えられますが、安定した事務所経営も大きな要因ではないでしょうか？ これを解消する一つ的手段として、前期から取り組んでいる「新たな業務の拡大」と「調査士制度のPR」をより一層進めていきたいと考えております。

また、「合理的な会務運営と組織の整備」もテーマの一つとして掲げたいと思います。大阪会は、諸先輩の努力のおかげで全国の単位会の中でも常にリーダー的な立場で将来を考え、組織形成をし、会務運営を行ってきた会であります。しかしながら、会員数が減少していく昨今、この組織を維持していくためには合理的な整備も必要であると考えます。また、将来の大阪会を担っていただく若い役員さんのためにも、日常業務の負担も考えながら会務の運営を行っていききたいと思います。

20数年前、私も大阪会に入会し、先輩先生方から新人講習を受けた記憶を思い出しました。そのときに、一生懸命に講義していただいた中に「土地家屋調査士としての魅力」を感じました。私も新しい会員さんに「土地家屋調査士としての魅力」を伝えられるように努力していきたいと思っていますので、会員各位のご支援・ご協力を心からお願いいたします。

わたしを守れ。

立ちどまらない保険。
MS&AD 三井住友海上

三井住友海上の安心

GK

クルマの保険 住まいの保険 火災の保険

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2
www.ms-ins.com

支部総会報告

高杉支部長が再就任

北支部



平成27年度北支部定時総会は5月13日(水)午後4時から北区の「大阪マルビル・大阪第一ホテル」で開催されました。

当日の出席会員は83名(委任状提出者44名を含む)、来賓として、大阪法務局北出張所・脇本佳昭統括登記官所長、本会・加藤幸男会長、大阪司法書士会北支部・中井周次支部長、政治連盟・中林邦友副会長、協同組合・脇田秀樹総務部次長、西支部・吉田龍太郎支部長、大阪城支部・伊集院涉支部長、豊能支部・竹内秀治支部長、三島支部・加藤眞一支部長、大阪青年土地家屋調査士会・上田大人会長をお迎えしました。

勝谷成敦総務部幹事の司会のもと、橋本宗三副支部長による開会の辞、物故者に黙とうを捧げ、瀧本泰明支部長の挨拶と続き、そこで、支部相談役の横山慶子会員が黄綬褒章を受章されたといううれしい報告がなされました。その後、脇本所長からご祝辞をいただきました。

続いて、一守博正会員が議長に選出されて議事に入りました。

まず、支部長と各部担当副支部長が平成26年度支部事業(会務)報告を行い、拍手多数により承認されました。続いて、平成26年度決算ならびに監査報告も、挙手多数により承認されました。

平成27年度事業計画案、同予算案については、いずれも原案どおり挙手多数により可決承認されました。

支部役員改選については、平成24年度まで3期

6年務めた高杉直秀支部長が2年ぶりに再就任となりました。副支部長は6名のうち5名が入れ替わる形となりました。

以上で議事が終了し、来賓からの祝辞、杉村光昭副支部長による閉会の辞をもって総会は終了しました。このあと、場所を移して懇親会が催され、会員間の親睦を深め、盛会のうちに終了しました。

(社会事業担当副支部長・奥田 祐次)

◇北支部新役員

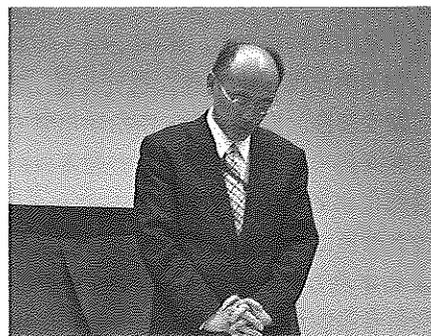
支部長	高杉 直秀 (新任)
副支部長	中島 公司 (再任)
副支部長	中川 正雄 (新任)
副支部長	内山 善雄 (新任)
副支部長	荻野 薫 (新任)
副支部長	奥田 祐次 (新任)
副支部長	横山恵津子 (新任)

会員相互の親睦が深まる

西支部

西支部の平成27年度支部総会が4月24日(金)午後6時から港区の「弁天町ORC200生涯学習センター」で開催されました。当日の出席会員は19名、委任状提出者は12名で、定足数をはるかに超える総会となりました。

ご来賓は、大阪法務局北出張所・脇本佳昭所長、大阪司法書士会西支部・中本彰支部長、本会・加藤幸男会長、協同組合・甲斐健児理事長、政治連盟・森山泰久副会長、公嘱協会・横山幸一郎理事長、北支部・瀧本泰明支部長、大阪城支部・河崎尊副支部



大阪法務局北出張所・脇本佳昭所長

長、北河内支部・村富隆副支部長の皆さまをお迎えして盛大に総会は始まりしました。

長岡康幸会員の司会のもと、物故者に黙とうを捧げ、吉田龍太郎支部長の挨拶があり、続いて、橘健太郎会員が議長に選任され、議事に入りました。

まず、報告事項として、平成26年度事業報告および監査報告があり、その後、議案審議となりました。議案は第1号から第4号までありましたが、各議案とも原案どおり可決承認されました。審議終了後、来賓の皆さまから順次ご祝辞を頂戴し、本総会は無事終了しました。

このあと、会場を移して懇親会では、脇本所長はじめ、来賓全員のご出席をいただき、盛況に開催され、会員相互の親睦も深まり、和やかな雰囲気の中終了しました。

(支部長兼広報担当副支部長・吉田龍太郎)

◇西支部新役員

支部長	吉田龍太郎	(再任)
副支部長	藤川 靖夫	(再任)
副支部長	金城 一史	(再任)
副支部長	仲田 隆司	(再任)
副支部長	松川 浩一	(再任)
副支部長	山本 隆昌	(再任)

在籍 40 年会員等を祝福

南 支 部

平成27年4月28日(火)午後5時から中央区の「道頓堀ホテル」で南支部定時総会を開催しました。

当日の出席会員は32名(委任状提出者8名を含む)、来賓として、大阪法務局民事行政部不動産登記部門次席登記官・杉田善紀様、総括表示登記専門官・横澤肇様をはじめ、本会・松尾賢総務部長、大阪司法書士会南支部・波多野省吾支部長、政治連盟・中林邦友副会長、大阪城支部・伊集院渉支部長、天王寺支部・延山奎柄支部長、阪南支部・岡本吉雄副支部長、中河内支部・池田信人副支部長、堺支部・川口良仁副支部長、協同組合・吉松孝和厚生事業部次長、公囀協会・岡田真一理事をお迎えした。

吉松会員による司会のもと、物故者への黙とう、田中久也支部長による開会の辞ならびに挨拶、松尾部長による本会からの報告、その他理事等経過報告・特別参考報告が行われたあと、議長に松田一郎

会員が選出され、議事に入りました。

平成26年度会務ならびに事業報告、収支決算報告および同監査報告が行われ、挙手多数で可決承認されました。続いて、平成27年度事業計画案および予算案の一括審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。支部役員の改選が行われ、田中久也支部長が再任されました。また、副支部長、監事についても改選されました。

全議案の審議終了後、杉田次席登記官をはじめ、来賓の方々の祝辞、祝電披露、祝金の贈呈と続き、総会は終了しました。今回、南支部慶弔規程第2条第4項により梅本精三会員が支部在籍40年、清水博章会員が同在籍10年となり、両会員に祝金が贈呈されました。

総会終了後、総会会場内に併設された懇親会場に場を移し、懇親会が催されました。松内正樹会員の司会進行のもと、終始和やかな雰囲気の中、ご来賓の方々や支部会員相互の親睦も深まり、恒例のピンゴゲームで盛会のうちに幕は閉じました。

(広報担当副支部長・吉松 孝和)

◇南支部新役員

支部長	田中 久也	(再任)
副支部長	小川 和徳	(再任)
副支部長	岡田 真一	(再任)
副支部長	山崎 滋	(再任)
副支部長	松内 正樹	(新任)
副支部長	吉松 孝和	(新任)
副支部長	真砂 誠司	(再任)

大 柝 支 部 長 再 任

阪 南 支 部

平成27年度の阪南支部総会は4月24日(金)午後4時から阿倍野区の「天王寺都ホテル」で開催しました。

司会は道川俊輔会員に務めていただき、物故者への黙とうを捧げ、山田保総務担当副支部長による開会の辞の後、大柝和夫支部長が挨拶を行いました。

来賓として、大阪法務局天王寺出張所・櫻田幸伸所長、本会・井上直次副会長、中河内支部・中島幸広支部長会議長、北河内支部・織田敏秀支部長、大阪城支部・西田修尋副支部長、南支部・山田貴弘副支部長、協同組合・内海比幹旋事業部次長、政治連



盟・利川良一会長、公嘱協会・山本功二阪南区域長の臨席を賜り、櫻田所長、井上副会長、利川会長からそれぞれご祝辞をいただきました。

議長には大塚哲雄会員、議事録記録者に森次裕一会員、議事録署名者に稲垣智、道川俊輔両会員が指名され、議事に入りました。

平成26年度の会務ならびに事業報告がなされ、第1号議案の平成26年度収支決算報告ならびに同監査報告、第2号議案の平成27年度事業計画(案)、第3号議案の平成27年度予算(案)、第4号議案の役員選任に関する件が、それぞれ可決承認されました。

第4号議案の役員選任についての議事では、道川役員選任委員長から選考結果の報告がなされ、新役員が選考されました。

役員体制としては、支部長に大柄和夫会員、副支部長に藤原秀浩会員、上田大人会員、岡本吉雄会員、森次裕一会員、道川俊輔会員、監事に神賀敏夫会員、大塚哲雄会員、綱紀委員に與倉郁朗会員、理事に中村太会員、富岡隆会員が就任されました。全議案の審議終了後、藤原秀浩財務担当副支部長の閉会の辞をもって総会は終了しました。

このあと、別席を設けて懇親会を開催し、会員相互の親睦を深めた意義のある懇親会になりました。

(社会事業担当副支部長・岡本吉雄)

◇阪南支部新役員

支部長	大柄 和夫	(再任)
副支部長	上田 大人	(再任)
副支部長	藤原 秀浩	(再任)
副支部長	森次 裕一	(新任)
副支部長	岡本 吉雄	(再任)
副支部長	道川 俊輔	(新任)

境界のハードルは高い

天王寺支部

平成27年度の天王寺支部総会は、4月24日(金)午後4時から天王寺区の「たかつガーデン」で開催された。

当日は全会員41名中40名(委任状提出者15名を含む)出席状況の中、来賓として、大阪法務局天王寺出張所・櫻田幸伸所長、本会・松尾賢総務部長、友好支部・真砂誠司南支部副支部長、濱口泰隆大阪城支部副支部長、杉本典之中河内支部副支部長、協同組合・山下一善副理事長、政治連盟・中林邦友副会長、公嘱協会・井之上貢副理事長をお迎えした。次代を担う窪田将人会員の司会と、柳原薫会員の議長により、議事は順調に進行した。議事内容は、平成26年度の会務ならびに事業報告の後、第1号議案「平成26年度収支決算報告に関する件」、第2号議案「平成27年度事業計画に関する件」、第3号議案「平成27年度収支予算に関する件」、第4号議案「役員選任の件」であった。議事録作成者に康永相範会員が指名され、白熱する審議の議事録作成を務めた。

次に、平成27年度定時総会での事業計画を紹介します。

《先日『日本全国「県境」の謎』という本を読みました。今では当たり前の1都1道2府43県が、実は明治新政府から今日まで、県境はめまぐるしく変わっていたことを知りました。最大3府302県あったこと、四国に愛媛と高知しかなかったこと、奈良県が堺県と大阪府に併合され地図から消えてしまったこと、実は徳島県だった淡路島、静岡県になりたくなかった伊豆、富士山頂上は浅間(センゲン)神社の私有地で県境未定地などなど、興味深い話が満載でした。

混乱の原因は、無理な行政指導、利権の絡み、習



慣常識の違い、変化する民意などさまざまな要因が挙げられている。現在一見すると安定した状態に見えていても、県境未定地は多数あり、問題点も多い。本書の中で『県境のハードルは高い』と書かれています。

われわれ土地家屋調査士が扱う一筆所有地も同様に、長い時間問題点を抱えながら現在に至っている。境界未定地もたくさんある。そのような土地に関わることで、長く安定した状態が続くことができるよう尽力することが、われわれの責務であり、生きるすべであります。

技能の向上・共有化、情報収集は継続的に行わなければなりません。そのような観点から、今年度の天王寺支部は、筆界特定、ADR、綱紀案件などの業務に直結する研修、不動産登記規則第93条調査報告書、不動産表示登記事務取扱基準など情報収集および共有化を進めてまいります。

また、支部報の充実、天心会一泊旅行など、会員間の親睦をなお一層深めてまいります。

無駄無理のない支部行事が行われるよう努力いたします。支部会員皆さまのご協力ご鞭撻よろしくお願ひ申し上げます。》以上を掲げています。

本年度の本定時総会が終わり、多数の参加のもと、引き続き松本博樹会員司会で懇親会が催された。食が進み、酒も進むにつれ、会員同士の愉快的な会話があり、マジックショーも開かれ、懇親会場は大いに盛り上がった。最後に、参加者全員で万歳三唱をして、和やかで楽しかった懇親会も幕を下ろした。

(社会事業担当副支部長：飯田正直)

◇天王寺支部新役員

支部長 延山 奎柄 (再任)
副支部長 永野 美重 (再任)
副支部長 中西 基文 (再任)
副支部長 鍋島 泰弘 (再任)
副支部長 荒木 進 (再任)
副支部長 飯田 正直 (新任)
副支部長 松本 博樹 (再任)

すべての議案が可決承認

大阪城支部

平成27年5月15日(金)午後4時から北区の「大

阪マルビル・大阪第一ホテル」で、大阪城支部の定時総会が開催されました。

来賓として、大阪法務局不動産登記部門次席登記官・杉田善紀様をはじめ、友好支部の皆さま、その他関連団体の皆さまの多数のご出席をいただきました。

司会の柳澤尚史会員の第一声により開会し、伊集院渉支部長の挨拶、議長には牧村章利会員と、野邊直紀会員の両会員が選出され、支部規則の改正・平成27年の事業計画等、すべての議案が活発に審議されたあと、可決承認され、総会は無事に閉会となりました。

閉会後は、隣接の会場に移動し、懇親会が開催されました。吉川聡厚生担当副支部長の司会で始まり、抽選会では楽しい景品などもあり、来賓の方々、支部会員の方々が親睦を深め、1年に一度の楽しい時間を過ごしました。

最後になりましたが、ご来賓の皆さま、支部会員の皆さま、総会にご参加いただきありがとうございました。

(広報担当副支部長・黒岡 純二)

◇大阪城支部新役員

支部長 伊集院 渉 (再任)
副支部長 西田 修尋 (再任)
副支部長 金子 正俊 (再任)
副支部長 河崎 尊 (再任)
副支部長 津本 浩昭 (新任)
副支部長 吉川 聡 (再任)

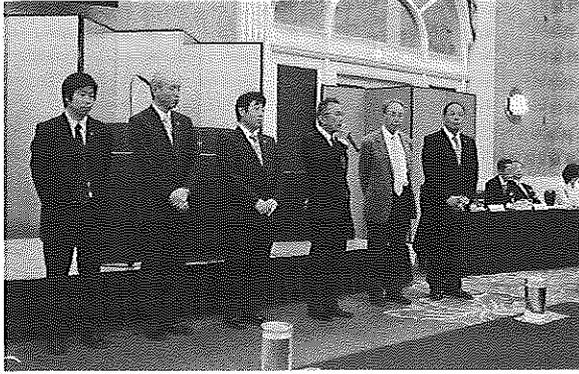
ビンゴゲームで盛り上がる

中河内支部

平成27年度中河内支部定時総会は5月8日(金)午後4時30分から天王寺区の「シェラトン都ホテル大阪」で、会員91名(委任状提出者16名を含む)の出席を得て開催された。

八幡憲一幹事の司会のもと、物故者に対して黙とうを行い、笹部信仁副支部長から開会の辞の挨拶がなされた。

続いて、来賓として大阪司法書士会河内支部・佐竹潤一支部長、本会・井上直次副会長、協同組合・江川秀樹厚生事業部長、政治連盟・利川良一会長、公嘱協会・山脇優子副理事長、南支部・岡田真一副



支部長、阪南支部・大柝和夫支部長、天王寺支部・延山奎柄支部長、大阪城支部・伊集院渉支部長、北河内支部・村富隆支部長、大阪青年土地家屋調査士会・上田大人会長の紹介がなされた。

そのあと、中島幸広支部長の挨拶があり、来賓を代表して佐竹支部長、井上副会長から祝辞をいただいた。

そして、米山太一郎会員・本多宏和会員の両議長のもと議事に入り、各部から事業報告がなされた。続いて、議案審議に移り、第1号議案(平成26年度収支決算報告に関する件、同監査報告)、第2号議案(平成27年度支部会費に関する件)、第3号議案(平成27年度事業計画案に関する件)、第4号議案(平成27年度事業予算案に関する件)と議事が進められ、執行部から詳細な議案説明および議長による明確な議事進行によって各議案とも挙手多数による賛成で可決承認された。

今年度は支部役員任期満了に伴い、第5号議案(支部役員改選に関する件)が上程された。

選挙管理委員会から次期支部役員立候補者ならびに選考委員会から次期支部役員候補者が提案され、挙手多数によって可決承認され、後掲のとおり選任された。

以上により議案審議はすべて終了し、新任となった中島芳樹支部長をはじめ新役員の紹介、幹事委嘱へと続き、藤田好高副支部長の閉会の辞のもと、無事に総会が終了した。

このあと、会場を移して懇親会が催され、懇親会から出席の林久公証人、大阪法務局東大阪支局杉田隆夫支局長、池内義明統括登記官、下田和隆仁表示登記専門官、川嶋博登記官、中根正雄登記官、村田純一登記官、柳瀬和洋登記官を含む来賓をはじめ出席者が親睦を深め、ビンゴゲームにより盛り上がり、終始にぎやかなうちに閉会となった。

(社会事業担当副支部長・辺見 実)

◇中河内支部新役員

支部長	中島 芳樹 (新任)
副支部長	八幡 憲一 (新任)
副支部長	杉本 典之 (再任)
副支部長	池田 信人 (再任)
副支部長	辺見 実 (新任)
副支部長	笠原 伸司 (新任)

感謝の気持ちを込めて

北河内支部

第64回北河内支部定時総会は、平成27年4月28日(火)午後4時から「ホテル・アゴーラ大阪守口」で開催しました。

来賓として、大阪法務局枚方出張所所長・益本吉啓様、大阪法務局守口出張所所長・今辻義嗣様、本会副会長・松島稔様、大阪司法書士会北大阪支部支部長・家高健志様、一般社団法人大阪府建築士事務所協会第3支部支部長・北村好一郎様、政治連盟会長・利川良一様、協同組合情報事業部部長・川崎将明様、中河内支部支部長・中島幸広様、豊能支部支部長・小林教張様、西支部支部長・吉田龍太郎様、阪南支部支部長・大柝和夫様、南河内支部支部長・山田勝彦様、大阪城支部副支部長・金子正俊様のご臨席を賜り、当支部の広報担当「とちねこくん」も例年どおり執行部席に座り、マスコットとしての存在をアピールしていました。

議長が選任され、支部会員81名のうち、出席者61名(委任状含む)が出席する中、前年度決算報告・今年度事業計画案・今年度予算案の承認に続き、支部役員改選では支部役員推薦委員長から前年度の総務担当副支部長である村富隆会員が支部長に推薦され、支部長ほか役員が承認されました。



続いて、新執行部の紹介があり、今期の支部長、副支部長が並びました。皆、拜命した責任の重さを感じていたのでしょうか。いつもよりいささか緊張した感がありました。

終わりには、4年間大きな役割を担っていただいた前期支部長の織田敏秀会員に支部から感謝の気持ちを込め、花束が贈呈されました。織田会員は感慨深い表情で受け取り、支部のこれからを真剣に考え、想いのこもった最後の挨拶をしました。

第64回定時総会はすべての予定が滞りなく行われ、支部規定にのっとり、無事閉会しました。

(社会事業担当副支部長・今村健太郎)

◇北河内支部新役員

支部長 村富 隆 (新任)
副支部長 北川 貞司 (新任)
副支部長 高島 貢 (再任)
副支部長 濱田 博信 (新任)
副支部長 今村健太郎 (新任)
副支部長 阪本 征仁 (新任)

今年は場所を変えて

豊能支部

平成27年度豊能支部定時総会が5月8日(金)午後3時から、今年は池田市天神の「池田市民文化会館」の中会議室で開催されました。

来賓として、小倉彰大阪法務局池田出張所長、加藤幸男本会会長、横山幸一郎公囀協会理事長、雨森貫一政治連盟幹事長、辰巳好数協同組合経理部長、辻田智博三島支部副支部長、瀧本泰明北支部長、織田敏秀北河内支部長代理、松原伸幸顧問弁護士のご臨席を賜りました。真野恵介会員の司会のもと、物故者に対しての黙とう、小林教張支部長の挨拶に続き、支部慶弔規定に基づく還暦の記念品が竹内秀治会員・高橋稔会員に贈呈されました。

祝電披露に続き、来賓の小倉所長からご祝辞をいただきました。

竹内玄徳会員が議長に選出され、就任の挨拶のあと、出席者が40名・委任状提出者が11名であることを確認、議事に入りました。議事録署名者は議長の指名により高橋稔会員・安田弘会員となりました。最初に平成26年度における会員の異動、支部慶弔規定に該当する会員の発表、本会役員としての



豊能支部会員の出向状況が総務担当者から報告されたあと、各部担当副支部長から事業報告が行われました。

議案審議に入り、平成26年度収支決算報告がなされ、監事から「適正である」旨の監査報告がありました。続いて役員改選の件、平成27年度事業計画案ならびに収支予算案が上程され、いずれも可決承認されました。竹内議長は「以上をもって本日の議事はすべて終了した」旨を述べて議長席から降壇し、出席者は拍手をもって議長をねぎらいました。

審議終了後、来賓の方々から祝辞をいただき、中川勇治副支部長の閉会の辞をもって、総会は無事終了いたしました。

このあと、午後6時から同会館イベントスペースで安田弘会員の司会で懇親会が開催され、支部会員25名・来賓者8名の出席により盛会裏のうちに散会となりました。

(社会事業担当副支部長・細川 隆弘)

◇豊能支部新役員

支部長 竹内 秀治 (新任)
副支部長 石田 貴子 (再任)
副支部長 服部 泰徳 (再任)
副支部長 中川 勇治 (新任)
副支部長 細川 隆弘 (再任)
副支部長 香川 忠彦 (再任)

ベテランの議長

堺支部

平成27年度の堺支部定時総会は、4月24日(金)午後4時30分から堺市堺区の「ホテル・アゴーラリージェンシー堺」で開催しました。

当日の出席者数は46名、委任状提出者41名、堺支部会員数116名の過半数を超え、無事総会成立の

運びとなりました。

来賓として、大阪法務局堺支部から支局長・巽哲郎様、統括登記官・上田宏志様、表示登記専門官・西重美様、本会から副会長・松島稔様、南河内支部長・山田勝彦様、泉州支部長・藤田嘉宣様、南支部副支部長・山崎滋様、協同組合情報事業部次長・山口直人様、政治連盟副会長・西村右文様、公嘱協会・坂中昭久様、大阪司法書士会から堺支部支部長・徳田要市様の計8名をお迎えしました。

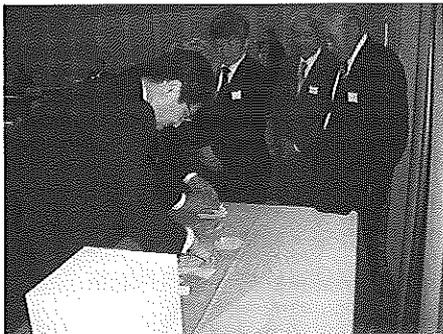
総務担当幹事の田中秀典会員が司会を務め、総会が開会しました。初めに巽支局長からご祝辞をいただき、その後、登記官の皆さまは業務ご多忙のため、ご退席されました。

議長には、今回で議長経験が3回目となるベテランの坂田兼則会員が選出され、議事は進行していきましました。平成26年度会務ならびに事業経過報告、第1号議案の平成26年度収支決算報告、同監査報告。第2号議案の平成27年度事業計画に関する件、第3号議案の平成27年度収支予算に関する件までは、賛成多数により可決承認され、議事はスムーズに進行していきましました。

次に、第4号議案の支部役員任期満了に伴う役員選定で、堺支部初となる支部長立候補に伴う支部長信任投票が行われました。選挙管理委員会が見守る中、厳正なる投票、そして開票が行われ・・・信任45票、不信任1票。信任多数により、平成26年度に引き続き、平成27年度も大西幸三支部長に頑張っていたかどうかとなり、総会は閉会いたしました。

堺支部初となる支部長信任投票では満票信任で信任されるものと思っておりましたが、不信任に1票入ってしまいました。誰かがイタズラ心で投じた1票なのか、本当に不信任であったのか、その意図は定かではありませんが、これはきっと支部長に対し「困難なことがあるかもしれないけれども頑張る前に進んで下さいね」というエールを送られたのではないかと思います。

(広報担当副支部長・小林俊彦)



◇堺支部新役員

支 部 長	大西 幸三 (再任)
副 支 部 長	深井 邦仁 (再任)
副 支 部 長	高橋 成季 (新任)
副 支 部 長	安倍 徹夫 (新任)
副 支 部 長	小林 俊彦 (新任)
副 支 部 長	川口 良仁 (再任)
副 支 部 長	白井 康之 (再任)

新執行部誕生

泉州支部

平成27年度泉州支部定時総会が4月28日(火)午後3時30分から「ホテルレイクアルスター アルザ泉大津」で開催されました。総会の進行は遼光隆総務担当副支部長が務め、酒井健広報担当副支部長の挨拶で開会しました。来賓には、大阪法務局岸和田支局・長沼晶子支局長、小畑彰統括登記官、本会・竹本貞夫副会長、大阪司法書士会岸和田支部・池川美津雄支部長、杉本秀樹副支部長、大阪府建築士事務所協会第四支部藤江雅文幹事、兵頭厚子顧問弁護士、公嘱協会・井之上貢副理事長、協同組合・加山恵一経理部次長、政治連盟・西村右文副会長、大阪青年土地家屋調査士会・上田大人会長、堺支部・深井邦仁副支部長の方々をお迎えしました。

藤田嘉宣支部長の挨拶のあと、来賓を代表し、長沼支局長からご祝辞を頂戴し、続いて、司会者から祝電披露、会員章証紙頒布の労を執っていただいている安部会員へお礼が手渡されました。

このあと、本会出向理事から昨年度の活動報告がなされました。続いて、公嘱協会・協同組合・政治連盟・青調会から経過報告をいただきました。

議事進行にあたり、議長には司会者一任の声上がり、岡田重喜会員が選出され、しばらく休憩したあと、議長から定足数の確認がなされました。会員総数83名中、出席者54名、委任状提出者18名、支部規定により議決権を有することを確認しました。議事録署名者には小川富弘会員、栢原祐二会員が選出されました。

それから「平成26年度会務ならびに事業経過報告」が各部からあり、出席会員に承認され、議案審議に移りました。

第1号議案は堀川経希財務担当副支部長から決算報告があり、大向茂昭監事から正確かつ適正である

ことが報告されました。第2号、第3号議案は一括審議となり、平成27年度事業計画案、予算案は全会一致で可決承認しました。第4号議案の役員等改選に関しても、可決承認され、新執行部が誕生しました。以上で審議は無事終了しました。

審議終了後、竹本貞夫副会長から来賓祝辞をいただきました。

支部総会は、石川貴之研修担当副支部長の閉会の辞をもって閉会となりました。

引き続き、場所を同ホテル別室に移して懇親会を開催し、花田修厚生担当副支部長の司会進行により、和やかに会員間の親睦を深めました。また、新執行部のお披露目も行われ、盛会のうちに懇親会は終了しました。

(広報担当副支部長・酒井健)

◇泉州支部新役員

支部長	藤田 嘉宣	(再任)
副支部長	橘 泰弘	(再任)
副支部長	堀川 経希	(再任)
副支部長	黒田 成宣	(再任)
副支部長	石川 貴之	(再任)
副支部長	酒井 健	(再任)
副支部長	伊與部浩人	(新任)
副支部長	花田 修	(再任)

新しい公共施設での総会

三島支部

うららかな春から初夏の気配も感じる4月28日(火)午後4時から平成27年度第45回三島支部定時総会が開催されました。会場は阪急摂津市駅前の「摂津市立コミュニティプラザ コンベンションホール」です。

最近建てられた公共施設で市民活動の拠点として、また、市民の交流の場として活用され、とてもきれいで使いやすい施設でした。

総会の司会は中広文会員が務め、加藤充晴総務担当副支部長、松本充司支部長の挨拶で開会しました。次に来賓(名簿は後掲)を代表して本会・加藤幸男会長からご祝辞を頂戴しました。このあと、支部長表彰者として前田康裕会員と長谷川裕紀会員が紹介され、松本支部長から賞状と記念品の贈呈が行われました。



議事進行にあたり、議長には森光広会員が指名され、当日の出席会員数の確認が行われ、支部会員99名のうち、出席者51名、委任状提出者24名であり、支部規定により総会が有効に成立することが確認されました。

まず、平成26年度会務ならびに事業経過報告が各担当副支部長から行われました。次に第1号の議案審議があり、平成26年度収支決算報告ならびに同監査報告承認に関する件が承認されました。第2号議案の役員選任に関する件が上程承認された後、第3号議案の支部会費徴収規定変更承認に関する件につき、挙手多数により承認されました。第4号議案・第5号議案は一括審議となり、平成27年度事業計画案および予算案は賛成多数により可決し、全議案の審議が無事終了しました。

再びご来賓の方々からの挨拶のあと、大阪法務局北大阪支局から能勢勝彦支局長、依藤勝彦統括登記官にお越しいただき、能勢支局長からご挨拶を頂戴しました。

最後に、河村康弘副支部長の挨拶をもって閉会となりました。

景色の良い3階テラス前での集合写真撮影の後、同会場内別室で小野貴広会員の司会により懇親会が催されました。おいしい食事と和やかな雰囲気の中、恒例のピンゴゲーム大会で盛り上がり、ご来賓ならびに会員同士が親睦を深め、懇親会は終了しました。(広報担当副支部長 松原 政春)

《ご来賓の方々》

摂津市市長・森山一正様▽大阪法務局北大阪支局長・能勢勝彦様▽同支局統括登記官・依藤勝彦様▽大阪司法書士会北摂支部長・大藤辰弘様▽大阪府宅地建物取引業協会北大阪支部長・三木功様▽本会会長・加藤幸男様▽公嘱協会理事長・横山幸一郎様▽協同組合副理事長・梶谷信様▽政治連盟会長・利川良一様▽同副会長・杉村光昭様▽北支部長・瀧本泰明様▽豊能支部副支部長・竹内秀治様

◇三島支部新役員

支 部 長 加藤 眞一 (新任)
副 支 部 長 河村 康弘 (新任)
副 支 部 長 赤塚智恵子 (新任)
副 支 部 長 塩賀 崇史 (再任)
副 支 部 長 松原 政春 (新任)
副 支 部 長 流王 英樹 (新任)
副 支 部 長 辻田 智博 (新任)

恒例の温泉施設での総会

南河内支部



平成27年度南河内支部定時総会は、5月8日(金)午後4時15分から河内長野市末広町にある天然温泉施設「河内長野荘」で開催されました。

来賓には、大阪法務局富田林支局・北岡敏志支局長、松田登登記官、本会・高橋成季常任理事、堺支部・白井康之副支部長、協同組合・井上広総務部長、政治連盟・西村右文副会長、公嘱協会堺南河内

区域・坂中昭久区域長、大阪府建築士事務所協会第四支部・五嶋常二常任幹事の方々をお迎えしての盛大な総会となりました。

今西眞佐美幹事の司会のもと、物故者に黙とうを捧げ、山田勝彦支部長の挨拶があり、その後、議長に上野孝雄会員が選出され、会員総数45名のうち、26名の出席、委任状提出者13名で議事に入りました。

平成26年度の会務報告、事業経過報告があり、続いて、平成26年度収支決算報告、同監査報告、平成27年度の事業計画案、収支予算案が審議され、原案どおり可決承認されました。

また、本年度は支部役員の改選の年であり、山上博美選考委員長から新役員の選考結果の報告があり、審議の結果、全会一致で承認されました。議案審議終了後、来賓の方々からご祝辞をいただき、松山一志副支部長の閉会の辞をもって支部総会は無事終了しました。

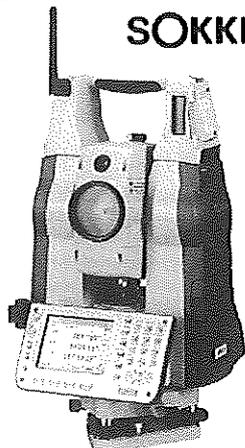
懇親会に先立ち、併設の温泉で汗を流し、北岡支局長はじめ来賓の方々にもご出席いただき、盛況のうちに懇親会が開催され、会員各位の親睦を深め和やかに終了しました。

(社会事業担当副支部長・屋納 隆)

◇南河内支部新役員

支 部 長 山田 勝彦 (再任)
副 支 部 長 松山 一志 (再任)
副 支 部 長 金田 眞一 (再任)
副 支 部 長 古田 哲久 (新任)
副 支 部 長 屋納 隆 (再任)
副 支 部 長 佐々木泰秀 (再任)

SOKKIA



SRX

光波距離計・GPS測量機・自動追尾トータルステーション
電子トランシット・自動レベル・福井コンピュータ(株)・アイサン
テクノロジー(株)・スチール製品・公害測定機・土質試験機

測量機器販売・修理・レンタル

M 阪奈測機(株)

〒575-0054 大阪府四條畷市中新町12-13号
(法務局北側)

TEL 072-877-7609

FAX 072-877-2885

支部長のひとこと

気持ちを新たに



北支部長
高杉 直秀

このたび北支部定時総会で、瀧本泰明支部長に代わり、再度支部長を拝命いたしました。

もう支部長職と離れ、支部長を支える側に回るはずでしたが、またもや皆さんに支えていただく立場になりました。

今期は総務担当副支部長を除いて5名の副支部長が共に交代しましたので、気持ちを新たに自由な発想のもと、支部運営を進めて行きたいと考えております。

まずはここ数年、支部総会をはじめ、支部行事への参加者が少ない状況をなんとか解消したいと思っております。

ここ数年は綱紀案件も増えつつあり、不祥事を起こすのは行事に参加せず独自に仕事をしている、顔の見えない会員が大半です。行事によく参加されている会員は、あまり問題を起こすことはありません。これはお互い顔が見えれば相談もできますし、自制心が働くからではないでしょうか？

会員の不祥事を未然に防ぐためにも会員同士の交流を進めていく所存です。

前期は理事として勉強させていただいたので、その経験も活かし、皆さんが参加しやすい支部行事と、誰もができる支部役員環境作りを目指し、他支部・他業種とも連携を図って頑張っていきます。

支部や本会は会員みんなで作り上げていくものです。力まずにマイペースで頑張りますので、皆様のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

支部存続について提案



西支部長
吉田龍太郎

平成25年に支部長職を拝命して以来、早くも1期2年の月日が流れました。西支部の慣例で、このたび2期目の支部長職を務めさせていただくこととなりました。

ご承知のとおり、土地家屋調査士を取り巻く環境は、実に厳しいものがあります。受験者数は最盛期の3割程度にまで落ち込み、また調査士そのものの数も長らく減少が続いています。これは社会から土地家屋調査士が成長産業、有望職種として認知されていないことを物語っています。報酬面でも深刻さは増えています。全体の調査士の数が減っている分、残った調査士にその潤いが回っているわけではなく、むしろ各調査士の実質収入はジリ貧状態が続いています。収入の減少が続くことによって慢性的な不安が生まれ、その結果、土地家屋調査士という職業への感謝を見失い、ひいては帰属意識の低下に拍車をかけているのが実像です。

会員数の減少と帰属意識の低下は、とりわけ西支

測量機械・製図用紙・事務器・自動図化機製図機・気象器・
土木試験機・(株)ソキア光波・セオドライト・レベル・レンタル

各種機械販売及び修理

〒540-0004 大阪市中央区玉造1丁目14番13号

株式会社 大阪西部

TEL 大阪 06 (6768) 3191 (代表)

FAX 大阪 06 (6762) 9761

部において切実です。2年前に46名だった西支部会員数は、この原稿作成時点でわずか35名にまで減少しました。支部である以上、支部規則に基づいて支部長、副支部長そして幹事、監事等の支部役員を配置し、本会へは理事はじめ各種委員を排出することは支部としての当然の姿です。しかし、調査士業への恩返しの気持ちをもって役務を引き受けていただける支部会員は実に少なく、その傾向は土地家屋調査士の将来を担うべき若年会員に強く見られます。今や西支部では支部人事を成立させることが至難の技です。支部長職を拜命する私は副支部長も兼務しており、一部の幹事は本会委員職を複数兼務することで、何とか体を整える悲しき支部人事が常態化しています。

西支部の支部総会は、去る4月24日に終了しました。予算案、事業計画案そして支部役員的人事案すべてが可決されたのですが、議案審議の過程で、私から支部会員各位さまに悲痛なる提案をさせていただきました。「西支部。古くは第2支部と言いました。当然に強い愛着をお持ちの方もおられます。その思いは共有しますが、支部存続を含めた今後の西支部の在り方については、現執行部にご一任いただく」旨の提案です。

今や社会から後退産業、失望職種との眼差しが突きつけられているわれわれ土地家屋調査士ですが、その象徴的な現象が西支部内に起きていると理解します。いわば調査士の末路とも言うべき西支部の深刻な現状は、他の12支部の会員各位さまにとっても決して対岸の火事ではないはずです。人事に困窮し、財務の枯涸を目前とする西支部の実情をどうかわがこととして見つめていただきたいと思います。

会員の顔が見える支部



南支部長
田中 久也

平成27年4月28日(火)の南支部定時総会で2期目の支部長に就任しました、田中久也です。

1期目の2年間は、本会とのパイプ役になり、メッセンジャーとならないよう、支部に情報を持ち帰

り、本会の情報を発信することに心掛けました。会員相互の意見交換をする場も積極的に設け、執行部と密に連絡を取り、支部運営を行ってまいりました。経験不足、不手際なこと、ご迷惑をお掛けしたことも多々あったと思いますが、諸先輩方からは、温かく見守っていただいたと感謝しています。

今期は、財務においても、その他何かにつけ『ムリ・ムラ・ムダ』を再考し、与えられた予算と時間を執行部とともに精査して有効活用し、会員への負担を少しでも軽減し、会員相互の繋がりおよび連携を図ってまいりたいと考えています。本会でも相応の負担を強いているようです、これからは支部においても、相応の負担をお願いしてまいりますが、負担をできるだけ少なく、効率的な運営ができるよう努めます。

支部会員が明るく、そして、前向きな『気』を出せるよう、厚生事業、研修会等で皆さまの一助となればと考えています。また、隣接支部や隣接士とも積極的に交流を行い、単独ではできないようなことも、お互いの英知を出し合い研さん等に励み、友好の輪を広げていけるよう努めていきます。

若手会員、新会員が少しでも支部に親しみをもち、お互いが、場面ごとでの声掛けができる雰囲気を作り、諸先輩方に顔を覚えていただけるよう、積極的アプローチを行い、支部事業に参加しやすいようにし、そして、次期南支部の担い手となるよう手助けをしていきたいです。

前期2年間を踏まえ、おごることなく、真摯に皆さまのご意見、ご忠告に傾注し、支部運営にまい進してまいります。最後に『明るく・仲良く・楽しく』をモットーに『気と和(輪)』でこの2年間も前期同様、会員皆さまの温かいご支援を賜り、頑張っ

かつての阪南支部の活気を



阪南支部長
大橋 和夫

このたび、4月24日(金)に阪南支部定時総会で2期目の支部長を拜命いたしました大橋でございます。

す。土地家屋調査士PRの広報活動といたしまして、毎年7月に地元駒川商店街で開催されている「駒川まつり」に参加協力をを行い、土地家屋調査士をPRしています。どこまでPRできているのかは別として、継続してPRし続けることが重要だと感じています。

支部研修会の内容につきましては、不動産登記規則第93条調査報告書の様式変更に伴う研修等を、厚生事業につきましても検討等ございますが、支部交付金の減額等を考慮しながら、副支部長と一丸となり、支部運営を行ってまいります。阪南支部でも若い会員さんの出席率(研修会・事業関係)が低いことは他の支部と同様でございます、あの手この手を使って若い会員さんの出席率UPを図り、かつての阪南支部の活気をよみがえらせるべく、努力してまいります。何を行うにつきましても、本会役員・支部役員の方のご協力ならびに支部会員皆様のご理解・ご支援・ご協力が必要でございますので、何とぞ力を貸していただきますよう、よろしくお願いたします。

情報収集と共有化



天王寺支部長
延山 奎柄

平成27年4月27日(金)、天王寺支部定時総会で引き続き支部長に就任いたしました延山です。

1期2年の間にさまざまな経験をさせていただき、大変勉強になりました。

本会との会合などで、たくさんの先生方とお知り合いになれました。さまざまな意見を聞くことができ、自分にはない考えや発想を知ることができました。

時には衝突することもありましたが、役員・支部長さんとの交流などで感じたことは、みなさん自己

の意見をしっかり持たれており、立場や環境の違いこそあれ、一生懸命にその職務をこなされているということです。

他支部の行事に参加して、企画力・実行力に関心いたしました。そして、どの支部もその団結力がとても素晴らしく、支部を大切にしている思いを感じました。

私は支部長になって、この2年間力量不足で何もできなかったという反省と、2年間無事に終えたという安堵感が交差しております。

これからの2年間もさまざまな意見を聞き、勉強し、それらの経験を支部・本会等で発揮できるよう尽力したいと思います。

先日『日本全国「県境」の謎』という本を読みました。今では当たり前の1都1道2府43県が、実は明治新政府から今日まで、県境はめまぐるしく変わっていたことを知りました。県が最大332県あったこと、四国に愛媛と高知しかなかったこと、奈良県が堺県と大阪府に併合され、地図から消えてしまったこと、実は徳島県だった淡路島、静岡県になりたくなかった伊豆、富士山頂上は浅間(センゲン)神社の私有地で県境未定地などなど、興味深い話が満載でした。

混乱の原因は、無理な行政指導、利権の絡み、習慣常識の違い、変化する民意などさまざまな要因が挙げられています。現在一見すると安定した状態に見えていても、県境未定地は多数あり、問題点も多い。本書の中で『県境のハードルは高い』と書かれています。

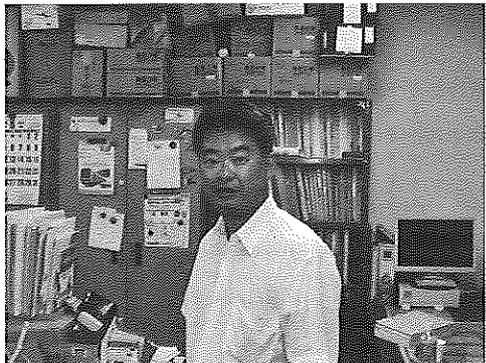
われわれ土地家屋調査士が扱う一筆所有地も同様に、長い時間問題点を抱えながら現在に至っています。境界未定地もたくさんあります。そのような土地に関わることで、長く安定した状態が続くことができるよう尽力することが、われわれの責務であり、生きるすべであると考えます。

技能の向上・共有化、情報収集は継続的に行わなければなりません。そのような観点から、天王寺支部は、筆界特定、ADR、網紀案件などの業務に直結する研修、不動産登記規則第93条不動産調査報告書、不動産表示登記事務取扱基準など情報収集および共有化を進めてまいります。また、支部旅行、ゴルフ大会、支部報の発行など、会員間の親睦もなお一層深めてまいります。

無駄無理のない支部行事が行われるよう努力いた

します。会員皆さまのご協力ご鞭撻よろしくお願
い申し上げます。

風通しのいい支部運営を！



大阪城支部長
伊集院 渉

平成27年5月15日(金)に開催されました大阪城
支部定時総会で、再び支部長に選任していただき
ました伊集院渉です。2年間の任期中どうぞよろしく
お願いいたします。

御嶽山に続き鹿児島県の口永良部島が噴火し、地球
奥深くではこれまでにない規模の地震が発生するな
ど東日本大震災以後は思ってもみなかった自然現象
が起きています。何とか収束に向かっていただけ
ないものかと思えます。一方で私たち専門家を取り巻
く状況の厳しさは収まる気配もありません。報酬を
めぐる問題、依頼者や利害関係者からの難しい注文
にいかに対処するかが問われています。対応を誤
ると苦情等が寄せられることとなります。一人で抱
え込まず、早い時期に周囲の経験豊富な先輩会員や支
部の役員にお声掛け、ご相談してみてください。解
決へのヒントがある場合もあるかもしれません。風
通しのいい支部運営を心掛けようと思えます。

1期目は開かれた元気のある支部運営を心掛け、
副支部長さんや支部会員さんのご配慮に支えられて
何とか事業計画をこなしてきました。本会主催の運
動会では厚生部にお揃いのTシャツを準備いただき
ました。小さな子供が旧の支部名である「6」の青
いTシャツを着てグラウンドをかける姿は微笑まし
いものがありました。「大阪城支部ここにあり」とPR
できたのではないかと考えております。支部活動の
中心と考えています厚生事業は本年も活発に行事を
組む所存です。多くの支部会員さんにご参加いた

きますようお願いいたします。

会員数が減少し、本会の財政が厳しい中で支部だ
けが、これまでどおり支部交付金を受けて事業を続
けていけるとは思っていません。不要なものは削減
する一方、帳じり合わせの交付金削減ではなく、支
部活動の在り方や支部の姿も抜本的に考えて本会と
話し合いをしたいと思っています。殻にこもってい
るつもりもありません。いい提案があれば事業計画
にうまく乗せて、支部事業を組んでいきたいと思
います。

支部運営は執行部だけでできるものではありません。
当支部には歴史のある支部青年会や自然愛好会
などの同好会活動も活発です。本年度はサイクリ
ング同好会も発足しました。次の執行部にうまくバ
トンを渡すことができるように、若手の会員さん
には経験を積んでいただき、支部を盛り上げてい
きたいと思えます。

最後に支部会員さん、ご家族さま、事務所の皆さ
まのご健勝と事務所経営の安定を祈念します。

会員の積極的な参加を



中河内支部長
中島 芳樹

平成27年5月8日(金)の中河内支部総会で支
部長会議長を務められた中島幸広支部長の後を引き
継ぎ、支部長に選任いただきました中島芳樹です。

副支部長は5名中、(総務・財務・業務研修)の3
名が留任となり、心強く思っております。

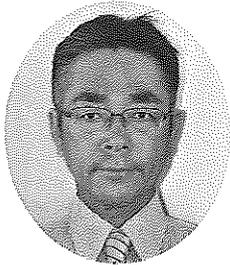
総会の議案書には、支部会員の本会・支部事業の
出欠の一覧表が添付されています。それを見ますと
出席率の低い会員さんが多数在籍しています。調査
士が土地の測量などを行っていますと、隣接地または
対側地に知り合いの調査士が関与されていて安堵さ
れた経験のある方は多いと思えます。他土業と違
い、横のつながりが必要であり、「顔の広さが業務
のスムーズさ」につながるのではないのでしょうか。
特に若い会員さんに支部役員・行事に積極的に参加
していただくことで、現在の「報酬の低廉化」、「網
紀・苦情案件の増加」、「帰属意識の低下」、「他土業

との業際問題」、「会員数の減少」等の研修会ではできない口伝えによる情報交換により調査士本来の在り方に近づけることができるのではないのでしょうか。

前期、本会の8士業・5士業の協議会に参加させていただき感じたことは「自由業の中でも調査士はまだ恵まれている」と他士業の会員の方から叱責を受けそうなことを思っています。他士業は会員数が増加傾向にあります。調査士は受験者数・合格者数共に減少傾向にあります。仕事として今はチャンスの時期です。「あそこのお父さんは羽振りが良いけど、調査士らしい」と。調査士としてのレベルを上げ、人としてのプライドを持ち、全国民に知らしめようではありませんか。これが最大の広報活動になると思っています。

好きなことを書きましたが、会務運営は皆さまのご協力がなければ成り立ちません。今後ともよろしくお願いいたします。

先輩方に改めて感謝



北河内支部長
村富 隆

平成27年4月28日(火)に開催された北河内支部第64回定時総会で推薦され、支部長としてご承認いただきました村富隆です、よろしく願い申し上げます。昨日までは総務担当として、今日からは支部長として支部事業に、本会事業に取り組んでまいります。まだ、頭の切り替えがうまくできておらず、支部長と言われてもピンときておりません。そのような中、昨日中河内支部の総会にお招きいただき、出席させていただきました。初仕事です？

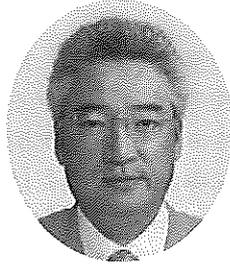
立派な会場の中、議長のすばらしい手腕でスピーディな議事進行により総会は無事終了しました。そのあとの懇親会ではおいしい食事をいただき、支部の会員様、各支部長様と親しく懇談、また役員の方にも気さくに声をかけていただき、和やかな雰囲気で過ごさせていただきました。ありがとうございました。

先日、織田敏秀前支部長から関係書類等の引き継

ぎを行いましたところ、懐かしい書類を見つけました。入会時に提出する会員名簿で、自分のページの写真を見て「なんとめっちゃ若い」とがくぜんとしました。当たり前なのですが、入会して四半世紀もたっております。なんとか今日までこられたのはやはり、歴代の支部長をはじめ諸先輩の先生方にお世話になったからだと思ひ、改めて感謝の気持ちが込み上げてまいりました。支部長として、支部役員のお力をお借りしながら、支部会員のご理解、ご協力のもと、個々の事業を進めてまいる所存でございます。

また、支部推薦本会理事の先生とも緊密に情報交換し、本会の情報を支部会員へ向け、シームレスに提供できるよう努力いたします。これからいろいろと勉強し、本・支部役委員、諸先輩の皆さま方からご指導・ご鞭撻をいただきながら2年間の職責をまっとうしたいと思っております。どうぞ何とぞよろしく願い申し上げます。

大阪会のために力を尽くす



豊能支部長
竹内 秀治

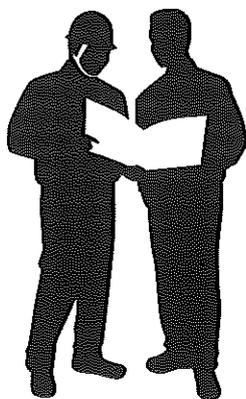
このたび、平成27年度豊能支部定時総会で新しく支部長に選任されました。土地家屋調査士として30年近くにわたり過ごさせていただき、今年還暦を迎える歳にもなりました。本来であればもう少し若い方に支部長をしていただくべきではございますが、私自身まさに再出発と心得て支部会員の皆さま方の一助となりますよう、努力したいと考えております。また、ご推挙を賜りました支部の皆さま方には誠に光栄なことと感謝申し上げます。

私は、入会后間もなく副支部長を何期か務めさせていただき、その後公囀協会の支所長、理事を長い間させていただいたので、その間会務等からは若干遠ざかっておりました。しかし、前2期4年間は小林前支部長のもと、監事を1期、副支部長を1期させていただいたので、本会、支部の実情、動きなどに触れ、大変な局面であることを再認識いたしました。小林前支部長は会員数減少、緊縮

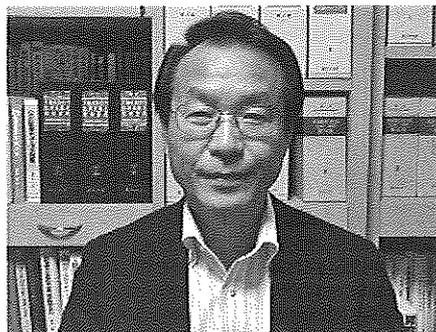
財政等難局の中、非常に精力的に支部運営を展開されました。バトンを渡されました私もその路線を引き継ぎスリムな支部運営、支部事業への積極的な参加を呼び掛け、会員同士が気軽にコミュニケーションを図れるよう、明るく楽しい支部にしていけたらと思っています。

さて、平成15年の報酬額基準の撤廃以来、また、長引くデフレ不況により年々報酬額の低下が続き、会員数の減少にも歯止めが掛かりません。近年若干の好況感も出て来てはありますが、不動産関連業界にとってはまだまだ厳しい状況です。私たち土地家屋調査士は不動産の表示登記という狭い分野での仕事ですが、個人のみならず公共の利益、また、行政の根幹を担う不動産関連業界の中心的な立場であると思っています。そういった専門職能を自覚し、誇りを持って業務に取り組み、高い報酬額を受け取っていただきたいと願うばかりです。私自身ここ数年は事件数が激減し、事務所経営にも危機感を感じておりましたが、20年前、25年前に測った土地の問い合わせが結構あり、役所からも相談案件が増え、業務につながっております。長年の実績と信頼が大切であることを痛感しているところです。

土地家屋調査士として半生を過ごさせていただき、さまざまな人に出会い、いろいろな経験、勉強をさせていただきました。その経験を活かしつつ、今後は支部長として関連職種団体や本会、支部長会等と連携し、支部のため、また、大阪会のために微力を尽くしてまいります所存です。関係各位の倍旧のご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。



帰属意識はまず支部から



堺支部長
大西 幸三

あれから「40年」・・・ほんの小さな出来事で、何にも知らない調査士業界の補助者としてこの世界に足を突っ込み、腰掛のつもりでいたものが、根を張ってしまった。

今ではベテランの部類に入るそう。

測量と法律、技術屋さんと事務屋さん、筆界確認については依頼者側にも立たず、公平を期する裁判官のような立ち位置、何かよう訳の分からん資格に魅了されたのか、生来の自分の性格に合っていたのか、仕事だから苦しい辛いことも多々ありましたが、早く辞めて楽になりたいと思ったこともなく、今日まで過ごすことができました。

これも土地家屋調査士という資格があればこそと感謝しています。

感謝の形として、もう1期支部長を務めさせていただきます。

私は支部長とは名誉職程度に考えていましたので、還暦過ぎて受けるものとばかり思っておりました。1期目の支部長会に初めて参加したときは、私が1番の年長者であったことに少々ショックを受けたものです。支部長会の議論は非常に活発であり、本会に対する意見等も積極的に発言されており、自分の出る幕ではないなと思ったものです。

私は生来の口下手で、人前で自分の意見を充分に話すことができません。しかし、人の言うことは何時間でも聞くことができる忍耐力があると自負しております。

積極的に支部から本会に対し意見を申し上げるようなことはできませんが、将来の調査士会のお役に立つことでしたら、どんどん実行に移していきます。

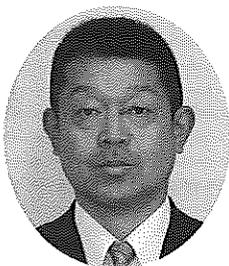
会長が常日ごろ仰られている“会員の会に対する帰属意識の向上を図りたい”とお考えに対し、私は、「帰属意識はまず支部から」と考えます。

堺支部では、新会員には年度途中であっても幹事に就任してもらい、各部で活動してもらっています。

補助者として経験のある新会員ならばいざ知らず、全く調査士の経験のない新会員を入会后直ちに幹事にしてよいものかどうか、支部内においても意見の分かれるところではあります。「鉄は熱いうちに打て」ではありませんが、調査士に希望を抱いて入会してきた会員に、中堅・ベテランの会員が手を差し伸べて、より良い調査士となってもらえるような機会を提供したいと考えております。

最後に、支部長就任前10年近く、支部からも本会からも遠ざかっていたため、会務に対する勘が鈍っていた私ですが、各副支部長・幹事他役員皆さまのお蔭で、どうにかこうにか1期目を終えることができました。これもひとえに皆さまのご協力の賜物と感謝しております。あと1期ご迷惑をお掛けいたしますが、どうぞよろしくお付き合いください。

「和」の力



泉州支部長
藤田 嘉宣

平成27年4月28日(火)の泉州支部総会で、二期目の支部長を拝命いたしました。

前期の2年間は、まさに無我夢中。何も分からない中、副支部長のみなさんに支えていただきながら、共に手を取り、議論を交わしながら、手探り状態で進んでまいりました。

「支部会員が、1年の間に、一度でも参加してもらえるように」との思いで支部事業を進めてきたつもりです。一つの支部事業を進めるために、多大な時間と努力、そして議論を重ね、支部会員のために少しでもいいものを提供できるように頑張ってきました。

この2年の中の最大イベントは、なんとと言っても「貝塚測量機器検査場設置25周年記念式典」です。

一支部の事業に、法務局(法務省)、国土地理院(国土交通省)、貝塚市が一同に会し、他に類をみない格式の高い式典となりました。

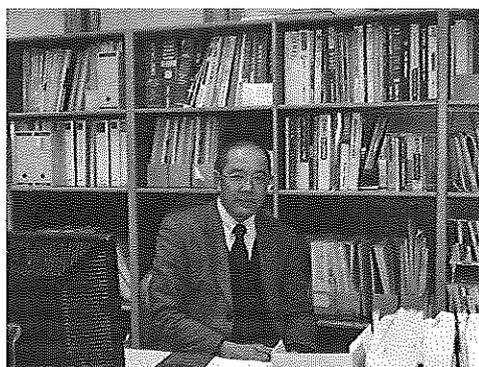
これまで、何度もお話しさせていただいておりましたが、式典の開催に至るまでにはさまざまなハードルがありました。しかし、目前の出来事に一喜一憂することなく、役員の皆さんが式典のために労を惜しまず、時間を費やして頑張ってくれたからこそ成功だと思っております。

すべてにおいて、やるべき職務に誠実に取り組み、一致団結してやり遂げることができたことに、泉州支部の「和」の強さを感じ、誇りと感謝の気持ちでいっぱいです。

前期に築き上げたこの「和」の力を今期はさらに強固なものとなるよう、心新たに会務を遂行させていただく所存です。役員皆さま、会員の皆さまには、またご協力をお願いし、ご指導ご鞭撻を頂戴しながら、会務運営をしていきたいと考えています。

土地家屋調査士であるからこそできる、社会貢献があります。専門性の高い職種であるがゆえに、最新の高い技術、深い知識を日々研鑽しなくてはなりません。「負けない調査士、強い調査士、優しい調査士」を胸に、一生懸命頑張っていきますので、皆さまのご協力、よろしく願いいたします。

帰属意識の向上を!!



三島支部長
加藤 眞一

平成27年4月28日(火)の三島支部総会で正式に支部長に就任いたしました加藤眞一です。会員数約100名の歴史ある支部の運営をお預かりすることになり、責任と重圧を感じております。

私事ですが、今まで本会で各種委員、理事・常任

理事を経験し、政治連盟では会計責任者を拝命してきました。この経験を活かして1期2年間頑張ります。よろしくお願いいたします。

三島支部はご存じのとおり、北摂の東部である吹田市・摂津市・茨木市・高槻市・島本町を管轄する北大阪支局のエリアに合致しています。大阪府下でもベットタウンとして発展してきた場所で、昭和40年代から50年代にかけ、人口が急増したエリアです。特に大阪万博前後に急いで開発され、成長の陰で地籍の問題が山積していることでも有名です。最近は大スキや新聞報道でも災害時対応などに地籍調査が重要視されています。特に今年度から茨木の耕地整理地区に関し、大阪法務局でも積極的に問題解決を実施する動きがあり、本会の方針に沿った支部運営を心掛けるつもりです。

また、本年4月に茨木市内に立命館大学が開学し、近畿ブロックの寄付講座の対象である政策科学部が京都から移ってきました。地元の商工会議所もキャンパス内に移転し、産学の連携をきっかけに活性化しております。支部でも外部への広報の観点から、支部内で寄付講座の講師の発掘や学生さんとの交流など積極的にバックアップしたいと考えております。

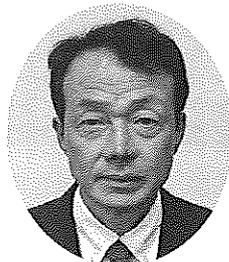
さらに司法書士や税理士、宅地建物取引主任士との交流を狙い、相互に講師の派遣を実施するなどの相乗効果も検討したいと考えます。新たな職域やニーズの開拓のきっかけを作り、支部会員が元気になる仕掛けを提案します。支部ならではの小回りを活かして関連資格団体業界での地位の向上を目指したいと考えております。

支部や制度への帰属意識の向上は会員親睦も重要です。最近はいろいろな組織で合理化を理由に大切なものが失われている気がしてなりません。この20年間は不景気による閉塞感も伴い、特に若い会員に「土地家屋調査士になって良かった」「支部役員をやって良かった」という達成感が薄れている気がします。確かに会員からの浄財である会費をお預かりし、遊行に使うのはどうか？ というご意見も認識していますが、世代を超えたお付き合いの場を提供し、いろいろな仕掛けを提案して支部会員に「気づき」を促したいと思っております。この「気づき」をきっかけに帰属意識が高まるのがきっとあると信じています。

着任早々、あまり大風呂敷を広げるのはどうかと思いましたが、気合いが入っていることには相違ありません。大阪会の会報誌でこれらを披露すること

により、自らの目標にしたいと考え、敢えてお示しました。目標がかなわなかったときの言い訳も考えながら、いずれにしても支部のために無我夢中で頑張るつもりです。叱咤激励、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、着任のご挨拶とさせていただきます。

3期目の支部長



南河内支部長
山田 勝彦

5月8日(金)の南河内支部総会で、三期目の支部長に就任しました山田勝彦でございます。

2期4年間は各副支部長、各会員さんのお力添えで4年間無事終えることができました。

皆さまありがとうございました。そして、もう1期支部長として、微力ながら全力で尽くす覚悟でございます。支部長として、本会と支部とのパイプ役として、良好な支部運営を目指し、土地家屋調査士の広報活動に努めます。趣味のマラソン大会に出場するときには「土地建物調査測量 土地家屋調査士」とプリントしたTシャツを着て走っています。土地家屋調査士が、土地、建物の調査、測量に大きく貢献している事実を広く一般社会の方々に伝えるように、日ごろから積極的に活動していきたいと思っています。

広報活動は各会員さんが、日ごろから意識して取り込んでほしいと思っています。みんなで力を合わせて土地家屋調査士を盛り上げて行きましょう。プラス思考で考えてきっちりした仕事をしていけば、明るい未来が待っているはずですよ。

最後に、南河内支部会員の皆さん、これからの2年間充実した支部運営ができますよう、ご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

「測量の日」記念フェア2015を開催



「測量の日」記念フェア2015が、平成27年6月3日(水)正午から、大阪府中央区の大阪合同庁舎第4号館2階で開催された。

「測量の日」は、「測量法」が昭和24年6月3日に制定されたことに基づき、平成元年、建設省(現国土交通省)が測量法の制定40周年を記念して、毎年6月3日を「測量の日」と定めたものである。

国民生活に必要不可欠である測量の意義・重要性について、国民の理解と関心を一層高めることを目的に、国の機関や関係団体が関係機関の協力を得て、平成元年から毎年「測量の日」を中心に、全国各地で各種行事等の活動を行っている。

大阪土地家屋調査士会も国土交通省国土院近畿地方測量部、(一般社団法人)大阪府測量設計業協会と共催で、毎年、記念事業を開催している。

本年は第19回近畿地方測量技術発表会が次の内容で開催された。

地理院地図のリニューアル(より快適に地理空間情報の利用へ)

発表者：国土院近畿地方測量部

空間情報計測の新技术の最新動向

発表者：株式会社 アスコ

土地家屋調査士と筆界情報の管理

発表者：大阪土地家屋調査士会

レーザー計測を活用した新交通システムの管理技術

発表者：株式会社 かんこう

地理院地図を活用したG空間プラットフォームと道路
占用調整会議システムについて

発表者：(一般社団法人)大阪府測量設計業協会

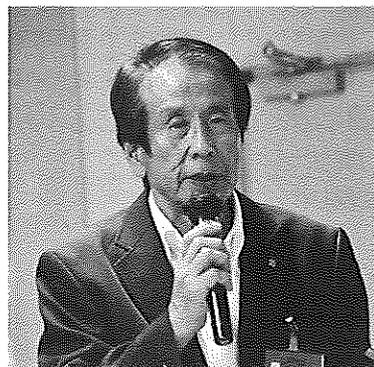
大阪土地家屋調査士会からは神前泰幸会員による「土地家屋調査士と筆界情報の管理」について発表があった。

神前会員からは、土地家屋調査士の業務の本質として筆界を求める成果は地積測量図に反映されており、その地積測量図に求められるものとして「現地復元性」があるとの説明がなされた。その「現地復元性」を担保するものとして基準点情報があり、その基準点情報の公開と共有について発表が行われた。

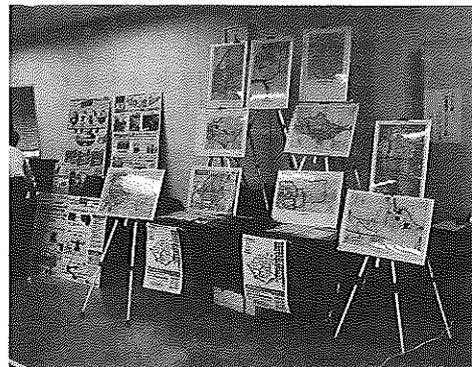
具体的事案として、まず、認定登記基準点情報について日本土地家屋調査士連合会の日調連データセンターシステムの説明がなされた。続いて街区基準点(公的基準点)と登記基準点(私的基準点)について大阪会の基準点管理システムの説明がなされた。加えて一筆地に係る筆界および参考情報の共有の事案として大阪会の資料バックアップシステムの説明がなされた。最後は新しい技術への取り組みとしてQGISを使った14条地図や一筆地情報と空中写真と



神前泰幸会員



加藤幸男会長



展示コーナー

の合成による筆界の検討方法等の説明がなされた。

加藤幸男会長による閉会の挨拶で第19回近畿地方測量技術発表会が無事に終了した。

また、調査士会としては地図展として、主に江戸時代に作成された古絵図の展示を行った。

他の展示物は主としてMMSやUAVなどの最新技術や機器の展示であったが、調査士会の展示した古絵図は歴史的な資料として貴重なものであり、見学者の皆さんも興味深く見入っていた。

調査士会のPRとしては、調査士や境界のことを分かりやすく解説した冊子とマグネット、土地家屋調査士を紹介したクリアホルダーをPRグッズとして見学者に配布した。

調査士会が用意したPRグッズもすべて配布し、盛況の内に定刻の午後4時30分に記念事業を終了した。

(社会事業部理事・柳原薫)

着任のごあいさつ

筆界特定制度発足10年



大阪法務局民事行政部長
醍醐 邦治

4月1日付で大阪法務局民事行政部長を拝命し、奈良地方法務局からまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、千葉地方法務局に採用された後、これまで法務本省のほか水戸地方法務局での勤務を経て、昨年度は奈良地方法務局で勤務いたしました。大阪局には、これまで出張等で何度か訪れたことがありますが、実際に勤務するのは初めてであり、関西での勤務は奈良局に引き続きということになりますが、大阪局は大規模局である上、また、管区局としての役割もありますので、管内情勢の把握に努め、職務に精励してまいりたいと思っています。

さて、大阪土地家屋調査士会ならびに会員の皆さま方には、平素から登記業務をはじめとする当局の所掌業務の円滑な運営につきまして、多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当局では、本年度の局務運営の基本方針として「国民の信頼に応える法務局」を、重点施策として「1 効率的な事務処理の促進～基本に忠実～、2 (以下、略)」を掲げ、全職員がこの目標に向かって業務を遂行することとしておりますが、この目標を具体的に

推進する上で、何よりも土地家屋調査士の皆さま方の御理解と御協力をいただくことが不可欠であることは、今更申し上げるまでもありません。引き続き緊密な意見交換等を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ところで、表示登記に関する重要課題の一つとして、登記所備付地図の整備があります。これまで全国の法務局においては、民活と各省連携による地籍整備の推進、平成15年の都市再生本部決定の方針を踏まえ、全国の都市部の地図混雑地域を対象に、登記所備付地図作成作業を計画的かつ着実に実施してきたところです。しかしながら、依然として大都市の枢要部や地方の拠点都市の地図の整備が進んでいないことなど、地図の重要性・必要性がますます高まっていることを踏まえ、法務省では現行の作成作業計画を見直し、平成27年度を初年度とした①登記所備付地図作成作業第2次10カ年計画を策定し、全国における地図作成作業を拡充するとともに、②新たに大都市の枢要部や地方の拠点都市等を対象とする大都市型登記所備付地図作成作業10カ年計画、そして、③東日本大震災の被災県を対象とする震災復興型登記所備付地図作成作業3カ年計画を策定し、作業面積を拡大して実施することとしました。これらの事業を確実に実施することが、法務局に対する国民の信頼を醸成する上でも極めて重要でありますので、当局においても、引き続き重要施策として位置づけ、土地家屋調査士の皆さま方の御支援をいただきながら、さらに進めてまいりたいと考えています。

また、本年度は、筆界特定制度が発足して10年目に入りました。この間、筆界特定の申請は、全国

で毎年2,500件前後の高水準で推移しており、これは、筆界特定制度が、国民から信頼され、大変有用なものとして認識され、定着していることを示すものであると言えます。これを大阪局について見ると、毎年300件前後で推移しており、申請数、終了数共に全国トップの状況にあります。このことは、土地家屋調査士の皆さま方が、これまで筆界調査委員あるいは申請代理人として、この制度の適正かつ円滑な運用を積極的に支えていただいていることの一つの成果であると考えているところであり、あらためて感謝申し上げます。筆界(境界)に関する問題は、月日が流れるにつれて土地の解決を導くための地形等の変化や世代交代による人証の希薄化等が進むため、筆界(境界)の特定が複雑・困難化することとなりますので、本制度がより一層利用されることを期待いたします。

法務行政が国民の信頼に応え、適正かつ円滑に遂行され、ひいては国民の権利が保全されるよう、貴会員の皆さま方の御支援・御協力を引き続きお願いします。

オンライン登記申請の より一層の利用促進



大阪法務局民事行政部
首席登記官
(不動産登記担当)
小山 浩幸

本年4月1日付で首席登記官を拝命しました。どうぞよろしくお願いいたします。

平素から、大阪土地家屋調査士会会員の皆さまには、表示に関する登記をはじめ、不動産登記事務全般に対しまして、多大な御理解と御協力をいただいておりますことに、この誌面をお借りして、深く感謝申し上げます。

私は、新潟地方法務局に採用された後、これまで東京法務局、千葉地方法務局等の勤務を経て、横浜地方法務局から着任いたしました。大阪法務局には、平成17年度および平成18年度の2年間同じ不動産登記部門に在籍しておりまして、縁あって、7年ぶりに戻ってまいり、懐かしく感じております。

さて、法務局における重要な施策の一つに登記所備付地図作成作業があります。これまで、全国の人口集中地区(DID)を中心に地図作成作業を実施してきたところですが、これに加えて、本年度を初年度とする大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画が策定されました。

これは、権利関係が複雑で、土地の価格も高額であることなどの理由から地図の整備が進んでいない大都市の枢要部および地方の拠点都市等において、10年間で約30平方キロメートルの登記所備付地図を作成するものであり、当局管内においても実施されることになりました。

また、平成18年に運用が開始された筆界特定制度は、今年で10年目という節目を迎えることとなりました。この間、当局における筆界特定の申請は高水準で推移してきており、本年4月末現在で2,885件に達しており、そのうち2,705件が終了しております。

これら各種の施策について、土地家屋調査士の皆さま方の役割は極めて重要であり、国民からの期待と信頼は年々高くなっております。当局といたしましては、皆さま方との連携を密にし、重要施策を積極的に推進してまいりたいと考えます。

ところで、本年6月1日から、資格者代理人がするオンラインによる表示に関する登記の申請等における法定外添付情報の原本提示の省略に係る運用が始まりました。これを機会に、オンライン登記申請のより一層の利用促進につきまして、皆さま方の御理解と御協力をお願いいたします。



国土調査法第19条第5項指定制度について

泉州支部 西村 右文

平成22年5月に閣議決定された「国土調査事業十箇年計画」で、「国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の精度または正確さを有する国土調査以外の測量および調査の成果等についても活用を促進する」となりました。これを受け、国土交通省で「地籍整備推進調査費補助金」制度が設けられました。昨年3月、国土交通省の地籍整備課から松本浩課長補佐が来阪され、本会で研修が行われたことで、ご存じの方もおられると思います。

この補助金制度は当初、事業者1/3、市町村1/3、国1/3の割合で、民間事業者の事業を補助するものでありました。この際の補助金交付は都道府県もしくは市町村が窓口となっていたのですが、財政事情により市町村の補助金を交付できないことが影響して、実際には機能していませんでした。

そこで、平成25年度に取り扱いが改正され、国からの1/3を直接事業者へ交付することとなり、制度が動き出しました。

平成25年度は、山口会、神奈川会でそれぞれ1件ずつの申請がなされたと聞き及んでおります。私は平成26年度に応募しましたが、実際に指定を受ける上での大まかな流れと、問題となった事象についてまとめました。

事業主体について（まずはじめに）

調査費用の約1/3が国からの補助となります。この補助金は事業主体に、直接払われることとなるわけですが、ここで疑問が生じます。「事業主体とは？」です。

補助金の支給対象が、土地所有者（依頼者）なのかということ。本来的な事業者の定義で言えばそのようになるのでしょうか。極端に言えば、分譲業者等がこれを受け取るのかということ。その点について募集要領では事業主体を「民間事業者等」と定義し、これを「街づくり事業や測量等を実施する民間法人のほか事業実施準備組合および街づくり協議会の地権者組織等です」と規定しております。よって、われわれ土地家屋調査士が事業主体となり、この申請を進めることが可能で、直接補助金を受け取ることが可能となります。

（法人格は要件ではありませんでした。）

1、補助金応募申請について

第一段階です。「地籍調査推進調査費補助金への応募申請書」を提出します。

必要な様式や、募集要領は、地籍調査 Web サイト <http://www.chiseki.go.jp/> に掲載されています。この段階で問題となるのは、

- ①作業実績の提示
- ②調査費用の積算
- ③地方公共団体、法務局との調整です。

①作業実績の提示

業務遂行能力の判断のため、過去の測量実績が求められます。単純な明示業務のみや、現況測量等は含まれず、土地全周の確定業務が必須であります。実績の証明方法として、担当官と打ち合わせしましたが、土地家屋調査士の場合は、地積更正完了後の登記事項証明書と地積測量図を添付すれば足りるとの結論に至りました。

②調査費用の積算

一番頭を悩めるところですが、地籍整備推進調査費補助金交付要領と社団法人全国国土調査協会発行の地籍調査事業費積算基準書を初めに確認してみました。

（基準書は本会図書として購入されていますので、参照下さい。）

しかし、積算基準書は、基本的に官庁発注の積算基準となるので、単価の参考程度にとどまり、実際には、旧報酬基準を参考とし、通常業務を行った場合の報酬を算出し、募集要領に規定されている各項目（調査計画作成・既存資料収集・現況調査・境界確認・予備調査・成果作成）に振り分けました。その上で、旧報酬規定の算定基準である40%を経費として見込み、それを元に直接経費、付帯事務費へと振り分けました。

（報酬基準で想定する報酬・経費の別と、補助金制度で規定する経費とは項目が異なることに注意が必要です。）

その上で、積算基準書に規定する直接人件費（測量主任技師、測量技師、測量技師補等の別による基準日当）と経費を控除した報酬額（日当）とに大きな差異を生じないことと、国土交通省から例

示されている歩掛案とを比較し、積算額の妥当性を検討しました。

この方法が正解か否かは、正直なところ、判断材料がありません。しかし、実際にはこの方法にてすべての作業を終了しました。

②地方公共団体、法務局との調整

当該地区が、市町村の地籍調査の予定地である場合は、補助金の対象となりません。よって、各市町村の担当窓口はその旨の確認が必要となります。

また、指定完了後、法務局にて法第14条地図として受け入れ可能かの確認も必要となります。調査地区の地図を閉鎖し、新たに地図を作成することとなりますので、それにより、近隣との整合がより不明確になる等の場合には、受け入れを拒否される可能性もあります。

これらを解決した上で、応募申請となります。

2、応募申請後について

応募申請書を提出すると、地籍調査課からヒヤリングがあります。補助金を受けるために必要な理解を求めるヒヤリングシートが送られてきますので、必要事項を記載し返送します。

3、補助金内示

上記手続きを終了すると、国土交通省から補助金の内示が出ます。

4、交付申請

内示後、いよいよ本申請です。

「地籍整備推進調査費補助金交付申請書」を提出します。これは決定された補助金額に準じて1、の応募申請書と同様の内容を記して提出します。同時に「債主登録票」を提出し、補助金の振込先を指定します。

5、交付決定

4、の申請書を提出した後、1から2週間程度で「交付決定通知」が送付されます。実作業の開始は、この交付決定通知を受けてからとなります。

6、実作業

実作業は、通常の調査士業務と何ら変わりはありません。注意することは、依頼主との間に書面

で業務依頼の契約を交わし、報酬金額について明示しておくことです。後日、契約書を国土交通省に提出する必要があります。

6-2、認定登記基準点について

今回申請地には近辺にめばしい街区基準点が存在せず、また、路線長を考えると、単純に単路線での測量では、基準を満たさないおそれがあったため、新たに認定登記基準点を設置しました。

注意点としては、事前に連合会から認定を受ける、もしくは、並行して作業を進めることです。作業完了後、認定を受けることは理論上可能ですが、連合会の事前審査を受けずに進めることになってしまうため、作業に瑕疵がある場合の認定は困難となります。

なお、連合会の登記基準点評価委員会でも、事前に認定を受けた上で、19条5項の作業に着手することを推奨しています。

また、実際に生じた問題ですが、今般の認定登記基準点設置は、当初、個人で申請でしました。しかし、基準点標識設置にあたり、個人での道路占用許可申請が、保守等の問題で許可されず、やむを得ず本会へ協力を求め、登記基準点設置の作業主体を大阪会とすることで占用許可を得ました。

7、登記申請

これも通常業務と変わるところはありません。

8、19条5項指定申請

登記完了後、いよいよ指定申請となります。指定申請書、総括表、基準点設置関係の資料、登記完了証、事項証明書（省略可）地図（この時点では従前の地図）精度管理表等を提出します。

9、19条5項指定

8、の申請後、地籍調査課の検査を受け問題がなければ、国土交通大臣から「国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定について」という文書（指定通知書）が返送されます。19条5項の関連作業は、これで完了です。

10、補助金実績報告

指定通知がされても残された仕事があります。実際に補助金の交付を受けるため、実績報告（精算）が必要となります。そもそも、19条5項の指定と、補助金制度は別物であり、19条5項の

指定がされたのみでは、補助金は交付されません。

実際にかかった人件費、経費を元に「地籍整備推進調査費補助金実績報告書」を提出し調査費用の最終報告を行います。

上記を提出後、国土交通省から補助金を受け取ることとなります。

以上となります。誌面と時間の都合上すべてを報告できたわけではありませんが、おおむねの流れは理解いただけるものと思います。

今後の展望

平成26年度、補助金は約2億円程度の予算とのことでした。地籍調査課としては、補助金を活用して、より地籍調査を進めていきたい意向と思われ、申請に際しても懇切丁寧に指導いただきました。実施事案が少なければ制度自体縮小が見込まれますので、機会があれば再度申請していきたいと思えます。

現状、申請要件として500㎡以上の調査となっています。この要件を満たす業務は数が限られてくるかと思えます。そこで、会が主体となり資料センターを活用し、各事務所の業務データを集積の上、条件を満たしたものについて補助金の交付申請できないものかとも考えています。(法改正を含め、た

くさんの障害があるのは確かですが・・・)

それを実現するためには、補助金制度の継続と発展が必要で、機会があればぜひとも、19条5項指定制度に取り組んでいただければと思います。

法務省が監督官庁である土地家屋調査士が、国土交通省の制度を利用することに、一定の批判が存在することも存じております。しかし、この19条5項の指定の本質は、補助金にあるのではなく、業界問題に煩わされることなく、調査士が地図作成に寄与できる一手法であり、また、支度された制度を活用することにより能力を示してゆくことが、土地家屋調査士のプレゼンスを高める一方策となると信じております。

最後となりましたが、指定申請に必須であった登記基準点設置にあたり、突然の申出にもかかわらず快諾いただきました加藤会長をはじめ執行部の皆さま、制度が開始された際に、そのことを私に知らしめ、資料一式を託していただきました中河内支部の山岡昇先生、基準点設置に際し、実作業に協力いただいた堺支部の坂田宏志先生、北野美紀先生、多数の資料を提供いただきました山口会の瀬口潤二先生、神奈川会の岩倉弘和会長、その他お世話になったすべての皆さまに、この場を借りてお礼申し上げます。

国土籍第228号-2
平成27年3月3日

西村登記測量事務所
土地家屋調査士 西村 右文 殿

国土交通大臣



国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定について

平成27年1月28日付けで申請のあった測量及び調査の成果については、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第5項の規定により指定する。

本会の情報公開に関する細則が一部変更されました

日本土地家屋調査士会連合会にて土地家屋調査士の情報公開に関する細則（モデル）の一部が変更されたことに伴い、大阪土地家屋調査士会情報公開に関する細則を5月25日の常任理事会において以下の通り一部改正された。

大阪土地家屋調査士会情報公開に関する細則の一部改正（新旧対照表）

改 正 後	改 正 前
<p>（公開の期間）</p> <p>第4条 本会は、規則第2条各号の情報を常時公開するものとし、公開事項に変更があったときは、遅滞なく、これを更新するものとする。</p> <p>2 本会は、会員が規則第3条第6号及び第4条第7号の規定に該当したときは、次に掲げる期間これを公開する。</p> <p>(1) 戒告の処分を受けたとき。戒告の処分の日から6か月間</p> <p>(2) 業務の停止の処分を受けたとき。業務の停止の処分期間及び処分期間終了の日から1年間</p> <p>(3) 業務の禁止又は解散の処分を受けたとき。業務の禁止又は解散の処分の日から5年間</p> <p>3 会員に関する情報は、当該会員が会員でなくなったときは、これを抹消しなければならない。 <u>ただし、会員が規則第3条第6号又は第4条第7号の規定に該当したときは、この限りでない。</u></p> <p>附 則 この細則は、平成27年5月25日から施行する。</p>	<p>（公開の期間）</p> <p>第4条（同左）</p> <p>2（同左）</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2)（同左）</p> <p>(3) 業務の禁止の処分を受けたとき。業務の禁止の処分の日から5年間</p> <p>3 会員に関する情報は、当該会員が会員でなくなったときは、これを抹消しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

大阪法務局登記相談室運営に係る社会事業部内規

(平成27年3月20日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪土地家屋調査士会制度啓発推進指導要綱第8条に基づき、大阪土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が大阪法務局において実施している登記相談室（以下「相談室」という。）の運営に関する事項及び要領について定める。

(相談室の目的)

第2条 この相談室は、本会が行う市民に対する専門家としての社会奉仕及び広報活動並びに行政機関・関連団体等へのPR活動を目的とする。

(相談室の組織及び運営)

第3条 この相談室は、本会社会事業部が組織・運営を担当し、室長については社会事業部理事の互選により定める。尚、室長が欠員となった場合には新たに互選する。

2. 室長は、本会・支部の役委員及び認定調査士の中から登記・測量業務に精通する者を相談員として選任し、相談室の構成・運営を総括する。
3. 室長は、必要な場合には各部・各委員会に報告・意見を求めるものとする。
4. 予算及び相談室の事務手続きは、社会事業部の所管とする。

(室長及び相談員の任期)

第4条 室長及び相談員の任期は、原則就任の時から第2回目の定時総会終結の時までとする。ただし、本会の役員改選年においては、定時総会が終結しても次期の役委員が決定するまでの空白期間があるため、室長及び各相談員については各自の確定担当日までとする。

(相談員の職務)

第5条 相談員は、別に作成された「登記相談員マニュアル」を精読・理解し、誠実に相談職務を行うとともに各相談者へ割り当てる時間は適宜に判断する。

2. 相談終了後は、遅滞なく相談受付票に相談者概要と個別の相談票に相談内容と措置要旨を記録した上で、綴込簿に編綴し相談室に保管する。

(相談室の概要)

第6条 相談室は、大阪法務局の2階にあり毎週水曜日の午後1時から3時とする。

2. 相談室の鍵は4階の総務課で預かり、相談終了後に返却する。尚、司法書士会も同じ場所で相談員を派遣しているため、どちらが鍵を預かるかを確認する。
3. 相談員の手当は、登記相談員旅費日当規程の定めるところによる。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

1. この内規は、平成27年3月20日から施行する。

(現行規則の廃止)

2. この内規の施行と同時に、大阪土地家屋調査士会登記相談室運営規則は廃止する。

相談される方へのお願い

◎土地家屋調査士は、土地・建物の表示に関する登記手続きに関し、あなたに代わって行うことのできる、法律で認められた唯一の専門家です。

◎土地・建物は個性があり、それぞれに事情が異なりますので、十分な資料収集・現地調査に基づかない当相談室では、断定的な回答はできないことをあらかじめご了承下さい。

◎当相談室では、書類の作成・補正等及び具体的な手続きについての相談には応じかねますことをご了承下さい。

◎当相談室は、既に専門家へ依頼しておられる案件に対する苦情処理機関ではないことをご了承下さい。

◎当相談室では、業務の受諾や個々の土地家屋調査士のご紹介はできません。又、相談員の名刺をお渡しすることも禁止されていることとなっておりますので、業務を依頼されたい場合には、担当相談員の説明をご確認願います。

大阪土地家屋調査士会登記相談室

登記相談員マニュアル【相談員必読】

1. 土地家屋調査士が、土地・建物の表示に関する登記手続きに関して、法律で認められた唯一の専門家であることを自覚し、常に冷静で中立な立場を保ち、自信をもって回答する。
2. 資格者の品位を保つことは勿論、服装や言葉遣いには十分に留意し、遅刻や無断欠席はしないこと。尚、どうしても欠席となる場合は、前後又は他の相談員に連絡し交代の依頼をする。
3. 無断欠席を防止するため、前日までに「案内メール」又は事務局から送られてくる「FAX通信の回報書」にて出席する意向を伝える。尚、他の相談員と交代する場合は必ず事務局へ連絡する。
4. 相談員は、自己の価値観・道徳観・判断等を押しつけず、相談の内容を広げないよう留意する。又、相談者からの録音等はお断りする。
5. 相談員は、十分な資料調査や現地調査等を行わずに質問を受けるため断定的な回答は避け、条件付き又は一般的な説明をもって回答する。
(例) ～というような可能性が高いでしょう。
～と仮定すれば～となると思います。
6. 一般的な必要書類や書類作成要領等の質問については回答できるが、具体的な手続き書類の作成・記入・訂正などはしない。
尚、判断に迷っている相談者に指針を与えるため、具体的な手続きの質問については、法務局に直接確認して頂くよう説明するか、有料でも構わないと言われれば、「紹介センター」のパンフレットをお渡しする。
7. 紛争中あるいは紛争が予測される事案についての質問は、相談者が自己有利な回答を得ようとするものであるから、常に中立的な回答に留めその表現には特に慎重を要する。尚、境界問題の紛争解決を要望している相談者については、有料であることを説明したうえで「境界問題相談センター おおさか」のパンフレットをお渡しする。
8. 調査士の報酬額・手続きの期間等の質問については、個々の事案による差異があるため、一応の目安となる金額・期間をかなりの幅をもたせて回答する。尚、これらの質問については、現に依頼している調査士に不満を持っている場合があり、安易に「高い・安い」「早い・遅い」等の自己判断の回答はしないこと。
9. 既に、相談者又は関係者が調査士へ依頼している事案についての質問などは、現に依頼をしている調査士とよく話し合い、納得のいく説明を受けるよう回答する。又、当該調査士への疑問や不満は相談の制約時間内において、できるだけ聞いてあげるように心がける。
10. 各相談所を何度も利用していると思われる相談者（相談常習者）については、本意を確かめながら回答し慎重に対応する。尚、こちらの回答を聞いた上で、他の調査士や専門家との回答相違を指摘してくる場合は相談員個々の判断等もあり、どちらが誤りであるかは断定できない点を十分に説明する。
11. 登記・測量、境界問題以外の事案については、調査士業務以外のことなので回答できないと伝え、他の機関の存在を説明する。
12. 相談者から、名刺を要求された場合は、土地家屋調査士会からの登記相談であるため「個人の名刺はお渡しできない規則になっている」と説明する。
13. 原則、相談時の業務依頼等は「紹介センター」のパンフレットを渡すものとし、その場での直接受託は禁止とする。ただし、相談員の対応により相談者との信頼関係が生まれ、個人的にどうしても依頼したい旨、又は相談員が緊急事案と判断した場合には、相談室での直接受託が禁止である事を説明したうえで本会の電話番号をお伝えする。後日、相談者より「〇月〇日、登記相談員をしていた人を紹介してほしい」と本会に指名の連絡があった場合に限り、直接的な業務受託を認める。
(ほんとうに依頼する意思があるか確認するため)
尚、当該受託にあたり本会へクレームがきた場合には、その相談員が自己の責任をもって処理する。

懲戒処分事例

懲戒処分書

事務所 大阪府高槻市岡本町63番21号
土地家屋調査士 矢野正文

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

土地家屋調査士法第42条第2号の規定により、被処分者を平成27年3月28日から6か月間の業務停止に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

当局の調査、大阪土地家屋調査士会の報告及び土地家屋調査士矢野正文（以下「被処分者」という。）の供述によれば、以下の事実が認められる。

- 1 被処分者は、土地家屋調査士の資格を取得後、土地家屋調査士の登録（平成18年10月2日大阪第2971号）をし、上記肩書事務所において土地家屋調査士業務を行っている者である。
- 2 被処分者は、平成25年7月13日、〇〇市〇〇区〇〇町二丁目342番20、同357番及び同358番の土地（以下、「本件土地等」という。）の所有者である甲から、本件土地等の合筆及び地積更正登記（以下「本件合筆登記等」という。）について、その申請手続の代理の依頼を受け、これを受任した。
- 3 被処分者は、本件合筆登記等の申請手続を行うのに、本件土地等と道路区域・市有地との境界明示が必要であることから、平成25年7月17日、〇〇市長に対し、本件土地等を申請地とする道路区域・市有地境界明示申請（以下「本件明示申請」という。）をした。

被処分者は、同年9月24日に行われた〇〇市担当者との現地立会いに、〇〇市〇〇区〇〇町二丁目357番の土地の東側対側地（同253番1）の所有者である乙が参加せず、その後も何度か乙の自宅を訪問したが乙に会えず、〇〇市

へ提出すべき承諾書に乙の署名及び押印を得られなかった。

被処分者は、同年10月21日頃、納期が迫っていたことなどから、乙がすべき署名及び押印を自ら行って乙名義の承諾書を偽造し、同日、同承諾書を〇〇市明示課に提出した。

被処分者は、同月23日、上記偽造の事実を秘匿したまま、〇〇市長から本件明示申請に係る道路区域・市有地境界明示図の交付を受けた。

第2 処分の理由

- 1 土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。被処分者の上記第1の3の行為が、土地家屋調査士法第2条（職責）、同第23条（虚偽の調査、測量の禁止）、同第24条（会則の遵守義務）、大阪土地家屋調査士会会則第90条（品位の保持等）、同第91条（会則等の遵守義務）の各規定に違反することは明らかである。
- 2 被処分者は、道路区域・市有地境界明示申請に添付する対側地の所有者名義の承諾書を、自ら故意に偽造するという、土地家屋調査士の社会的信用を著しく失墜させる極めて悪質な行為に及んでおり、その責任は重大であり、厳しい処分が相当である。
- 3 よって、土地家屋調査士法第42条第2号により、被処分者を主文のとおり処分する。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に法務大臣に対して審査請求をすることができる。

おって、この処分につき、取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になる。）提起しなければならない（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日

の翌日から起算して6か月以内、又は当該判決の日の翌日から起算して1年以内に提起しなければならない。

平成27年3月27日

大阪法務局長 富田 一彦

大阪法務局からのお知らせ

■ 登記相談予約制

法務局では、平成27年8月3日(月)から不動産および商業・法人登記に関する相談について、お待たせすることなく相談していただけるよう、予約制により行うこととしました(守口出張所では、昨年11月から実施中)。

1. 予約は、窓口または電話でお受けします。
2. 予約の際にお名前および相談内容をお伺いします。
3. 相談の際は、関係する書類等をお持ちのうえ予約の10分前までにご来庁ください。
4. 予約をキャンセルする場合は、事前にご連絡をお願いします。

★登記相談日時

月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始は除く。)
午前9時から午前11時30分まで
午後1時から午後4時まで

★司法書士や土地家屋調査士などの資格を持たない者が他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は法律に違反する場合があります。

予約申込・お問合せ先は各管轄法務局へ(別掲一覧参照)

■ 登記・供託オンライン申請システムの利用をお願いします!

1. 来庁不要!
環境設定したPCがあればどこからでも申請可能
申請書作成～電子署名付与は24時間OK!
移動時間・移動経費の大幅節約

2. システム利用時間が窓口より長い
午前8時30分から午後9時(午後5時15分以降は翌日受付)まで送信可能
システム障害時でも受付代行システムがあるので安心!
3. 印紙税の軽減
会社設立は電子定款作成で印紙税(4万円)が不要!
4. 申請状況・登記完了はパソコンでチェック
申請番号と処理状況確認番号でチェックOK!
メールアドレス登録で通知メールを受信
パソコンから携帯電話に転送設定しておくとう便利!
5. 各種証明書はオンライン申請が便利!
手数料がおトク!
事務所から申請、事務所またはご希望の法務局で受領
普通郵便料金が込み!

詳しくは「登記ねっと供託ねっと」
<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>



予約申込・お問合せ先一覧

庁 名	お問合せ先電話番号	登記管轄区域	
		不動産	商業・法人
大阪法務局 (本局)	☎(06)6942-1012 不動産 (06)6942-1480 商業法人	大阪市内 浪速区、旭区、城東区、 西成区、鶴見区、中央区	大阪市(全区) 枚方市、寝屋川市、 交野市、守口市、門真市
※ 北出張所	☎(06)6363-1981~2	大阪市内 都島区、福島区、此花区、 西区、港区、大正区、 西淀川区、東淀川区、 淀川区、北区	/
※ 天王寺出張所	☎(06)6772-2535	大阪市内 天王寺区、東成区、 生野区、阿倍野区、 住吉区、東住吉区、 住之江区、平野区	/
※ 池田出張所	☎(072)751-3342	池田市、箕面市、豊中市、 豊能郡(豊能町、能勢町)	/
※ 枚方出張所	☎(072)841-2524	枚方市、 寝屋川市、 交野市	/
※ 守口出張所	☎(06)6991-2817	守口市、 門真市	/
北大阪支局	☎(072)638-9444	吹田市、高槻市、茨木市、 摂津市、三島郡(島本町)	吹田市、高槻市、茨木市、 摂津市、三島郡(島本町)、 池田市、箕面市、豊中市、 豊能郡(豊能町、能勢町)
東大阪支局	☎(06)6782-5413	東大阪市、八尾市、 大東市、柏原市、 四條畷市	(不動産登記管轄区域に 同じ)
堺支局	☎(072)221-2789~90	堺市、松原市、高石市、 大阪狭山市	堺市、松原市、高石市、 大阪狭山市、富田林市、 河内長野市、羽曳野市、 藤井寺市、 南河内郡(太子町、河南町、 千早赤阪村) 岸和田市、泉大津市、 貝塚市、泉佐野市、 和泉市、泉南市、阪南市、 泉北郡(忠岡町)、 泉南郡(熊取町、田尻町、 岬町)
※ 富田林支局	☎(0721)23-2432	富田林市、河内長野市、 羽曳野市、藤井寺市、 南河内郡(太子町、河南 町、千早赤阪村)	/
※ 岸和田支局	☎(072)438-6501	岸和田市、泉大津市、 貝塚市、泉佐野市、 和泉市、泉南市、阪南市、 泉北郡(忠岡町)、 泉南郡(熊取町、田尻町、 岬町)	/

上記の※印記載の支局および出張所においては、商業・法人の登記申請事務(設立・役員変更等)を取り扱っていませんので、その相談内容によっては、商業・法人の管轄登記所をご案内させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

上田大会員が会長に再任

《第4回定時総会のご報告》

平成27年4月10日(金)大阪青年土地家屋調査士会第4回定時総会が大阪土地家屋調査士会館4階会議室で開催されました。

すべての議案が可決承認され、会長には前年度に引き続き、阪南支部の上田大会員が選任されました。



《会長挨拶》

過日、大阪青年土地家屋調査士会第4回定時総会で会長に就任しました上田です。

2期目になりますが、何とぞよろしくお願いいたします。

会員の皆さん、昨年度は青調会のさまざまな事業に参加していただけたでしょうか？

残念ながら、研修会、厚生事業、広報活動のほとんどが役員だけの参加でした。参加したら『参加して良かった』と、言われるような事業をしましたが、青調会会員の皆さんに伝えられませんでした。今年度は会員の皆さんに参加してもらえるように、研修会や厚生事業の要望・意見を募るため、滞標ネット内で青調会版【会員の広場】を設けました。

今まででも、先輩会員や新入会員の方から個々に話を聞いていましたが、個々に聞いているため、なかなか話が伝わりにくい状況でした。

今年度はこの【会員の広場】を活用して皆さんの要望や意見を聞き、執行部をはじめ役員が一丸となり、今年度の事業を行っていきます。

【会員の広場】に書き込みをちゅうちょされている方でも、私でも役員の誰でも構わないので意見・要望を滞標ネット内メールで送ってください。一度、青調会の事業に参加してください。二度でも三度でも構いませんが、参加して、支部を越えた仲間を作ってください。それがわれわれのスローガンである『所得倍増計画』の一步になります！

今年度も青調会へのご支援・ご協力をよろしくお願いいたします



《新人会員募集》

われわれは新人会員を随時募集しております。

正会員としての入会参加資格は年齢50歳以下、または登録10年未満の大阪会会員であることです。

活動の趣旨は「土地家屋調査士制度の維持発展と会員の社会的・経済的地位の向上に寄与すること」であり、そのために必要な知識および技術の向上、職域および業務の拡大、ならびに友好団体との親睦および意見交流等の事業を行います。会費は年額6,000円ですが、登録3年未満の会員は登録から12カ月間、会費免除となっています。

賛助会員としてのご入会は年齢、登録年数に関係なく、どなたでもご入会いただけます。私たちの活動にご賛同いただける先輩先生方のご入会をお待ちしております。(賛助会員も年会費6,000円です。)

入会ご希望の方は下記の入会案内フォームに必要事項を記入して送信してください。

大阪青年土地家屋調査士会HPアドレス：
<http://oskseicyou.hotcom-land.com/wordpress/>

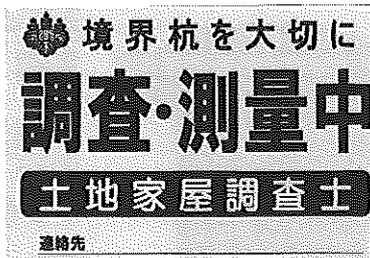
(青調会広報部担当 奥田 祐次)



マグネットシートの幹旋

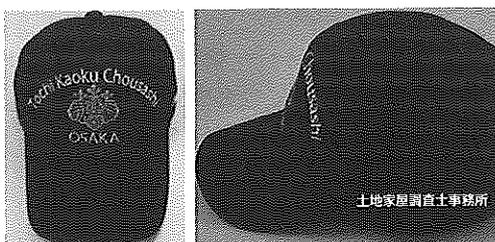
当組合では、車の側面等に貼るためのマグネットシートを幹旋しております。このシートは厚さ0.8mmで剥がれにくくできていますので、しっかり貼り付きます。サイズは200mm×300mm 厚さ0.8mm。見本は組合にあります。

- ・頒布価格 670円（税抜）
- ・申込方法 申込書（組合にあります）に必要事項を記入の上、FAXまたはメール（kumiai@chosashi-osaka.jp）でお申し込みください。
- ・納品日 お申込後、2週間以内
- ・頒布方法 組合で受け取り、または送付（送料は購入者で負担です）
- ・支払方法 同封の郵便払込用紙（別途手数料）にてお支払いください。



桐マーク刺繍入りベーシックキャップ幹旋

今回は夏用ベーシックな桐マーク刺繍入りキャップを幹旋いたします。写真のような土地家屋調査士のロゴ入りで、素材はポリエステル100%、ツバは7.5cm・カーブ芯、サイズはフリーサイズ・XLサイズの2種類。仕事、レジャーなどにピッタリの新企画商品です。見本は、本会・組合にあります。



注意点

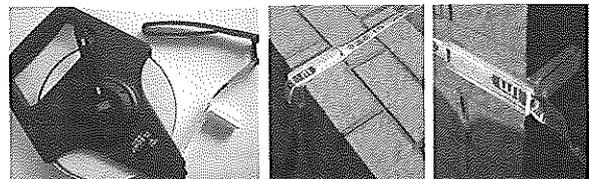
- 輸入商品の為、商品の細かな仕様、色味が作成ロットにより異なる場合がございます。

- ・頒布価格 2,100円（税抜）
（XLサイズは、2,150円税抜）
- ・申込方法 申込書（組合にあります）に必要事項を記入の上、FAXでお申し込みください。
- ・納品日 申込期限後約3～4週間
- ・頒布方法 組合で受け取り、または送付（送料は購入者負担です）
- ・支払方法 ご持参または郵便払込用紙（別途手数料）にてお支払いください。

楽測《ひとり測定用先端具》

今回は綿テープ・スチール巻尺商品の幹旋もいたします。おひとりでの測定に便利な測定用先端具楽測をセットにした商品も合わせてご検討ください。

- *ひとりで楽々測れます
- *スベリ止め付でズリ落ちにくい
- *スベリ止めテープはソフトタッチで建物にやさしい
- *テープのどちら面でも使用可能
- *他社テープでも12mm巾なら取付可能



- ・材質：アクリル樹脂
- ・当協同組合に見本あります。

⚠ 注意

- ・取り外し時に無理に引っ張ると破損の恐れがあります。
- ・40N以上の力で引っ張らないでください。
- ・火のそばや油のかかるところで使用しないでください。
- ・踏みつけると割れて怪我の恐れがあるので注意して取扱ってください。

- ・頒布価格 楽測 + ハヤマキメジャー30m
組合員価格 4,860円（税抜）
組合員以外 5,320円（税抜）
- 楽測 + メジャー 20m
組合員価格 3,980円（税抜）
組合員以外 4,360円（税抜）

楽測のみ

組合員価格 2,000円(税抜)

組合員以外 2,200円(税抜)

- ・申込方法 申込書(組合にあります)に必要事項を記入の上、FAXでお申し込みください。
- ・納品日 注文発注の為、約2~5日
- ・頒布方法 当組合にて受取または送付
- ・支払方法 当組合にてお支払または代引扱い

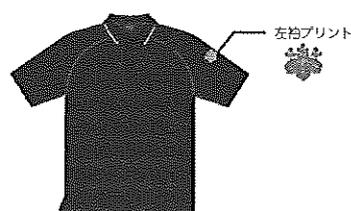
桐マーク入り作業着夏用の斡旋

今回は夏用の桐マーク入夏用作業着として、ブルゾン・スラックス・制電半袖ポロシャツ・Tシャツを斡旋しています。ブルゾン・ポロシャツ・Tシャツには腕の部分に桐のマークがプリントされています。また、オプションで左胸ポケットに事務所名等の刺繍を入れることもできます。

- ・サイズ ブルゾン・制電半袖ポロシャツ
SS~5L
スラックス 70cm~120cm
Tシャツ XS~3L
- ・カラー ブルゾン・スラックス
ライトベージュ、グリーン、シルバースパーダ
制電半袖ポロシャツ
ホワイト・グレー・ブルー・サックス・ネイビー
Tシャツ
ホワイト・ブラック・ロイヤルブルー
- ・頒布価格
ブルゾン 3,432円(税抜)
スラックス 2,575円(税抜)
制電半袖ポロシャツ
3,091円(税抜)
Tシャツ 1,500円(税抜)
- ・申込方法 申込書(組合にあります)に必要事項を記入の上、FAXでお申し込みください。
- ・納品日 申込期限後約3週間
- ・頒布方法 組合で受け取り、または送付(送料は購入者負担です)
- ・支払方法 ご持参または郵便払込用紙(別途手数料)にてお支払いください。
- ・その他 ①厚手の生地(秋・冬用)も用意できます。(夏物と若干色が異なります。)

ます。

- ②裾上げ作業も可能(+300円)
一番上(ベルトの上)のラインからの長さを知らせてください。
- ③スラックス(サイドポケットなし)
(裾上げテープ付)もあります。



組合員以外の方は税抜合計額に10%上乗せした価格になります。

作業服は他にもありますので、詳しくは協同組合までお問い合わせください。

協同組合ではクーポン券を発行しております。詳しくは下記ホームページからダウンロードください。<http://www.chosashi-coop.net/>

*以上、マグネットシート、桐マーク刺繍キャップ、楽測、作業服は、大阪会会員向けでなく、全国の会員さんにもご購入いただけます。

総務部 からのお知らせ

平成27年3月から平成27年5月15日までの組合に新規加入が承認されたのは次の皆さん。

(敬称略)

地域	氏名	事務所電話番号
大阪城	藤木 敏次	06-7162-4254
三島	小野 貴広	06-6319-9633
三島	竹村 健助	072-694-9066
阪南	川野 敦	06-6796-7760
三島	西谷 俊治	072-648-7605
堺	中野 誠二	072-284-8107
三島	鋤谷 智	072-645-7377
北	柴山 圭	06-6396-1231

平成27年5月15日現在

組合員総数 882名
本会会員数 1,057名

理事長2回生



大阪土地家屋調査士協同組合
理事長 甲斐 健児

大きな不安と小さな夢を持って、理事長に就任してから2年。

組合員・会員をはじめ関係者の皆さまからご支援を受けながら、組合役職員の懸命な努力にもかかわらず、創立以来、初めて欠損を出す次第となり、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

就任当初から覚悟していたことではありませんが、調査士業界を取り巻く環境の厳しさは想像以上のものでした。不動産取引の長期にわたる沈滞を反映した調査士の仕事量と調査士会員・組合員数の減少。調査士の皆さまを唯一のお客様とする当組合にとっては、自主努力だけではいかんともし難い状況が続いております。

登記申請業務に欠かせない用紙類を扱う購買事業部門ではIT化によるペーパーレスの進行、測量業務関連商品を扱う斡旋事業部門では業務量の減少、

保険を扱う厚生事業部門では調査士報酬の減収による経費節減・・・どれをとってもマイナス材料のオンパレードで、当組合の業績を直撃し、事業収益は盛況時(平成11年～16年)の2分の1に落ち込んでいるのが現状であります。

しかしながら、諸先輩の努力の積み重ねと堅実経営のお陰で出資金とほぼ同額の剰余金を維持することができました。

そんな中であって、いくつかの曙光もありました。10年にわたり改良を重ねてきた調査士手帳を近畿ブロックの各会に一括購入をお願いしましたところ、好意的な反応を示していただき、予算化していただく段階まであと一歩のところまでこぎ着けることができました。また、新商品の開発にも意欲的なアイデアが続出し、組合ホームページも久しぶりに全面リニューアルすることができました。

長かったような短かったような不完全燃焼の2年間でした。このような結果を次にバトンタッチすることには耐えがたい思いがあり、起死回生のチャンスを与えられたことを感謝し、続投の決意をしました。

これからはさらに厳しい局面を迎え、組合の興亡を賭けた2年間になることを覚悟しております。

一寸でも前途に明るさが見える成績を残すべく頑張りたいと思いますので、引き続き、皆さまのご指導、ご協力を切にお願い申し上げます。

支部別会員数(H27・6・1現在)

○内数字は法人会員数

支部	会員数	増減	支部	会員数	増減
北	126⑦	0	北河内	81①	+1
西	36③	0	豊能	66	0
南	39②	0	堺	119	+2
阪南	78③	-1	泉州	83	0
天王寺	42①	+1	三島	100②	0
大阪城	130⑦	0	南河内	45	0
中河内	116	-2	合計	1,061⑥	+1

○ 数字は法人会員 26法人(-2)

(※増減は前回・H27年3月2日比)

政治連盟だより

新会長に利川良一会員を選出

第16回定時大会を開催 役員顔ぶれも一新

平成27年3月12日(木)午後4時から、大阪市中央区の「ホテル・ザ・ルーテル」で大阪土地家屋調査士政治連盟の第16回定時大会が開催されました。

中河内支部の森山泰久副幹事長の司会のもと、玉置広和副会長の開会の辞、神寶敏夫会長、加藤幸男本会会長をはじめとするご来賓の方々のご挨拶のあと、司会者から議場に議長選出の方法が諮られ、議場から「司会者一任」の声を頂戴し、天王寺支部の延山奎柄会員が指名され、議事に入りました。

議事の内容は、以下のとおりです。

〈議事内容〉

- 報告第1号 平成26年度活動経過報告の件
- 議案第1号 平成26年度決算報告および同監査報告承認の件
- 議案第2号 平成27年度運動方針決定の件
- 議案第3号 平成27年度予算決定の件
- 議案第4号 役員改選の件
- 議案第5号 大会宣言採択の件

上記の議案中、議案第4号では、役員改選の年度となるため、選考の結果、新役員が下記のとおり決まりました。

〈新役員名簿〉※敬称略(カッコ内は支部名)

- 会 長 利川 良一(阪 南)
- 副 会 長 中林 邦友(大阪城)
- 副 会 長 森山 泰久(中河内)
- 副 会 長 西村 右文(泉 州)
- 副 会 長 杉村 光昭(北)
- 幹 事 長 雨森 貫一(北河内)
- 会計責任者 吉田 栄江(北河内)
- 同職務代行者 松本 充司(三 島)
- 監 事 大塚 哲雄(阪 南)



監 事 中島 宗徳(豊 能)
名誉会長 神寶 敏夫(阪 南)※

※全国土地家屋調査士政治連盟副幹事長兼任

新体制をリードする利川新会長は、就任挨拶で「一期2年、新役員が一丸となって土地家屋調査士制度の維持・発展に頑張ってください」と熱く語られました。

すべての議案審議が可決承認され、彦坂浩子副会長による閉会の辞をもって大会は盛会裏に終了いたしました。

(広報担当副会長 西村右文)

土地家屋調査士制度の維持・発展は土地家屋調査士一人ひとりが同じ立場で共有をなされるものです。未入会会員の皆さま方にはご理解のうえぜひ加入いただきますよう、お願い申し上げます。

新会長就任のご挨拶



会 長
利川 良一

このたび、3月12日の第16回定時大会で会長に就任しました、利川良一でございます。

まずもって、前年度までご活躍いただきました政治連盟の役員の方々におかれましてはホントにご苦労様でした。そして、政治連盟の会員各位におかれ

ましては、今回全く新しいメンバーでのスタートとなり、何かとご心配かと思われますが、われわれ新役員を信用していただき、今後ともご支援・ご協力をお願いいたします。

また、今回の統一地方選挙では、各支部の支部長をはじめ、政治連盟幹部会役員と関係者の皆さま方にはひとかたならぬご尽力を賜り、その結果、当連盟が推薦した候補者48名中41名が当選されました。土地家屋調査士制度を理解されている議員が多数当選されたことは非常に良い結果です。この場をお借りしてお礼申し上げます。

〈幹部会名簿〉※敬称略

北支部	三好雄二郎	高杉直秀
西支部	中本彰	
南支部	吉松孝和	
阪南支部	大柄和夫	山田保
天王寺支部	谷山泰吉	
大阪城支部	伊集院涉	下角訓司
	面口和広	
中河内支部	中島芳樹	辺見実
北河内支部	村富隆	阪本征仁
豊能支部	竹内秀治	古崎耕也
堺支部	坂田宏志	横田浩明
泉州支部	藤田嘉宣	向井彰一
三島支部	加藤真一	河村康弘
南河内支部	辻隆司	

《政治連盟がなぜ必要であるのか?》

- 1、土地家屋調査士会は政治活動に制約があるため、土地家屋調査士制度の維持・発展に必要な活動を行うのが政治連盟の役割であることは、皆さま方もご承知のとおりです。他の資格団体はわれわれよりも早くに政治連盟を発足させており、常に制度の維持と新規参入できる業務拡大に目を向けて活動されています。
- 2、具体的活動は、土地家屋調査士制度を理解してもらえ各議員に対して相互協力の関係を申し入れ、選挙応援やパーティーなどの参加を継続することによって太いパイプを構築し、制度の必要性についての勉強会などを要望・実行して法整備や制度向上を常に働きかけないといけません。
- 3、政治連盟に入会している会員が全体の50%前

後であることは、調査士の制度維持に良くないのは明らかです。このままでは、国や国民のために高い基準と精度をもって行ってきた、3条業務・明示業務・筆界特定業務の代理人としての地位も確約されるものではありません。

- 4、土地家屋調査士制度の維持・発展には、会員全員が入会し、同じ立場での認識が必要不可欠だと思います。政治活動を止めることがあれば、間違いなく制度は衰退してしまいます。政治連盟の役割を理解していただき、ぜひとも未入会員の皆さま方には、すぐにでも入会をお願いするとともに、国や国民のために必要な制度を担う土地家屋調査士が、安心して業務に専念できる環境づくりにご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。



公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会だより

One For All, All For One (一人はみんなのために みんなは一人のために)

当協会が公益社団法人に移行したことに伴い、社員向けの研修教本であります「公嘱社員読本」の改訂作業を進めてまいりましたが、本年3月17日にようやくその改訂版を発刊することができました。

今回はその中から、当協会が公益社団法人として行っている事業についてご紹介させていただきます。

当協会は、官公署等からの依頼を受けて行う調査・測量・公共嘱託登記など、土地家屋調査士法第64条に規定する事業のほか、下記の関連事業を行っています。

地図整備の促進等に係る受託事業

官公署等からの依頼を受けて、地図整備事業や地籍調査事業等に係る調査・測量等を行う事業であり、成果として登記所に備え付けられる公図は、国土の利用・整備・保全に必須の基礎資料です。このうち、主要な作業工程である一筆地調査は、毎筆ごとの土地について、所有者の立会を求めて、その所有者・所在・地番・地目・境界および地積を調べる作業であり、随時必要に応じて地権者間の権利の調整も行い、限られた作業期間内に数千点から一万点にもおよぶ筆界点の立会協議・確認を行います。

公共用地境界確定補助業務

当協会の業務の一つに官民境界の確定補助業務があります。これは、官民境界明示申請が民間から申請されたときに、当協会の社員が、官公署の管轄部門で、専門的知見に基づき補助・助言する業務です。具体的には、明示申請書の書類に不備がないかを確認し、過去の既明示書類および申請書添付書類である公図・地積測量図等の資料調査を行ったうえで、場合によっては法務局調査や事前に現地確認等を行い、官公署として提案すべき明示線を検討します。明示立会にも出席し、専門家として説明や助言を行い、立会後の境界確定図の検図までを一連の作業として行います。

また、公益社団法人として下記の自主事業にも取り組んでいます。

登記基準点設置事業

当協会が測量を実施する際、近傍に公共測量の基準となる基本三角点等が配置されていない場合が多く見られます。そこで、当協会では基本三角点等を補完するため、基本三角点等に準ずる精度を有する登記基準点（土地の表示に関する測量の基準となる点）を当協会の責任と負担において自主的に設置しております。

境界標埋設事業

当協会では事業目的である「不動産に係る国民の権利の明確化」を推進するため、通常の公共嘱託事業等で、永続性のある境界標識（アルミプレート・コンクリート杭・金属鎮など）の全点設置を目標とし、設置作業を推進しています。

境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業

境界の設置・管理に関しては、地域独特の慣習に配慮する必要があるほか、公共嘱託登記に際しては、土地区画整理登記令をはじめとする特例的登記令の専門的知識が必要となります。そこで、官公署等の担当職員や一般の方を対象とした研修会を年数回開催したり、社員を講師として派遣するなど、境界や公共嘱託登記をはじめ不動産の表示に関する登記全般に知識の普及啓発を図っております。

また、毎週水曜日午後1時から無料相談会を開催するとともに、随時電話相談に応じるなど、公共嘱託登記等に関する知識の普及啓発活動に努めています。

以上、当協会が行っている事業について簡単に紹介させていただきました。

これらの事業につき、ご興味のある方は、ぜひとも当協会の社員となっただけ、ご活躍いただけることを希望しております。



当協会では、社員を募集していません。協会に関心のある方は、気軽にお声掛けください。

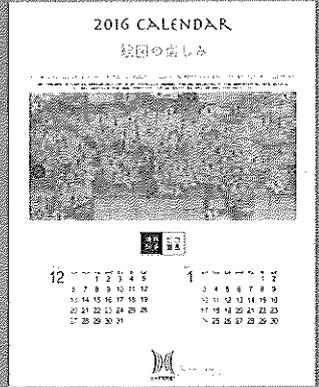
土地家屋調査士 2016年オリジナルカレンダー お申し込みのご案内

絵図の楽しみ

小さく描かれた村が今は大きな町となり市となっていたり、かつての街道が主要幹線になっています。
2016年、土地の履歴書でもある古い絵図にさまざまな驚きを発見する楽しみをお届け致します。

※絵図は国立国会図書館ウェブサイトから転載

カレンダー仕様：縦530mm×横380mm/13枚綴り ※都合によりデザインを一部変更する場合がありますのでご了承ください。



1月 大島全図(奄美大島)



2月 長崎図



3月 西国航海陸路図(瀬戸内海)



4月 石見国絵図(島根)



5月 大坂冬の陣



6月 京大絵図(京山)



7月 三州八郡地理之図(岡崎周辺)



8月 横京甲斐国絵図(山梨)



9月 徳間港横浜正景



10月 訂正關八州全図(関東)



11月 南部家旧領全図(釜石～岩手)



12月 東西蝦夷山川地理取調図(北海道)

価格 ※税込	シンボルマークのみ	1本 486円
	ネーム入り (50本以上)	調査士会名入り 1本 648円
		調査士会名+個人事務所名入り 1本 648円

ご注文は **FAX : 06-6346-0352**

(裏面の注文書をご利用ください。)

土地家屋調査士2016年オリジナルカレンダー

お申しいただいた後、1週間以内に必ず担当者が確認の連絡をいたします。万一、当方より連絡がない場合は、お申込が完了しておりませんので、再度お申しいただければ有難く存じます。なお、重複の場合は改めて確認いたします。

大毎広告株式会社 TEL:06-6456-3437 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5毎日新聞ビル カレンダー担当/小中賢彦・松本佐奈恵

ご購入にあたって

●3タイプからお選びいただけます。

- A) シンボルマークのみ
- B) 調査士会名入り
- C) 調査士会名+個人事務所名入り

ただしB)、C)タイプについては、50本以上から申し受けます。

●ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。下の〈ネーム入れ例〉を参照ください。

●商品の送料については誠に恐れ入りますがお客様のご負担となります。

●商品は、2015年10月下旬~11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。

お申し込み締め切り/2015年8月31日(月)

〈ネーム入れ例〉

調査士会名

スペース
3.5cm×13.0cm

20 21 22 23 24 25 26

27 28 29 30 31

東京土地家屋調査士会



境界太郎 事務所

個人事務所名

スペース
3.5cm×8.0cm

—シンボルマーク

●送料=梱包1箱あたりの料金×梱包箱数

- ・梱包1箱あたり1本~50本まで入ります。
- ・離島は別途。・消費税含む。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,080円	1,296円	2,160円

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送り下さい。

FAX:06-6346-0352

■ご注文本数

A) シンボルマークのみ 1本 486円 <input type="text"/> 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 648円 <input type="text"/> 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 648円 <input type="text"/> 本
---	--	---

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

2015年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

■ネーム

肩書	(20字以内)	
事務所名	(15字以内)	TEL() -
住所 〒		FAX() -
E-mail		調査士会名

■以上の通り申し込みます。

月 日

お名前(または事務所名)

印

ご連絡先

TEL() -

FAX() -

カレンダーお届け先 〒

お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。

第20回常任理事会

平成27年2月25日(水)午後3時から本会3階役員室で第20回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略> 加藤・井上・竹本・松島・松尾・高橋・與倉・中島・角(事務局)川井・柳井原

審議・協議事項

- ①定時総会までのスケジュールの確認について
- ②平成27年度事業計画案について、平成26年度事業経過報告案について
- ③平成27年度予算案について
- ④平成27年度の表彰について
- ⑤大都市における登記所備付地図作成作業説明会について
- ⑥専務理事の雇用契約について
- ⑦パーティー等の案内について
- ⑧会費滞納の督促手続費用について
- ⑨筆界特定相談に関する協議会の件について
- ⑩「境界紛争ゼロ宣言」のLEDキーホルダーの取扱いについて
- ⑪枚方市への制度PRについての会報誌への掲載について
- ⑫その他

第21回常任理事会

3月9日(月)午後3時から本会3階役員室で第21回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略> 加藤・井上・竹本・松島・松尾・高橋・與倉・中島(事務局)川井・柳井原

審議・協議事項

- ①平成26年度事業経過報告案について
- ②平成27年度事業計画案について
- ③平成27年度予算案について
- ④名誉役員会の進行について
- ⑤第6回理事会の進行等について
- ⑥大阪法務局登記相談室運営に係る社会事業部内規

(案)の最終案の確認について

- ⑦会費滞納の督促手続用(案)の最終案の確認について
- ⑧網紀委員会の調査費について
- ⑨筆界特定の振り分け相談における直受について
- ⑩筆界特定相談員と法務局職員のトラブルの対応について
- ⑪その他

第22回常任理事会

3月20日(金)午後2時から本会3階役員室で第22回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略> 加藤・井上・竹本・松島・松尾・高橋・與倉・中島(事務局)川井・柳井原

審議・協議事項

- ①平成26年度事業経過報告案について
- ②平成27年度事業計画案について
- ③平成27年度予算案について
- ④第6回理事会の進行等について
- ⑤非調委員会からの要望について
- ⑥パーティー等の案内について
- ⑦寄付講座講師の派遣について
- ⑧空家等対策の推進に関する土地家屋調査士の活用方の周知について
- ⑨定時総会後の日程について
- ⑩その他

第1回常任理事会

4月2日(木)午後2時から本会3階役員室で第1回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略> 加藤・井上・竹本・松島・松尾・高橋・與倉・中島(事務局)川井・柳井原

審議・協議事項

- ①平成26年度事業経過報告案について
- ②平成27年度事業計画案について
- ③平成26年度決算、平成27年度予算案について

- ④4月16日第1回理事会の議題等について
- ⑤督促費用について
- ⑥開示請求への対応について
- ⑦定時総会の来賓について
- ⑧定時総会後の日程について
- ⑨パーティー等の案内について
- ⑩大都市における地図整備作業への対応について
- ⑪松岡直武元日調連会長を偲ぶ会の実施について
- ⑫境界問題相談センターでの事件直受について
- ⑬その他

第2回常任理事会

4月16日(木)午後1時から本会3階役員室で第2回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、次の各事項が審議・協議された。
 <出席者・敬称略> 加藤・井上・竹本・高橋・與倉・中島(事務局)川井・柳井原

審議・協議事項

- ①第1回理事会の進行等について
- ②平成26年度事業経過報告案について
- ③平成27年度事業計画案について
- ④平成26年度決算報告について
- ⑤平成27年度予算案について
- ⑥定時総会の準備状況について
- ⑦開示請求への対応について
- ⑧その他

第3回常任理事会

4月22日(水)午後4時から本会3階役員室で第3回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、次の各事項が審議・協議された。
 <出席者・敬称略> 加藤・井上・竹本・松島・松尾・高橋・與倉・中島(事務局)川井・柳井原

審議・協議事項

- ①定時総会議案書について
- ②開示請求への対応について
- ③定時総会の準備状況について
- ④他会の定時総会の出席者について

- ⑤マンション管理支援機構の幹事会の出席者について
- ⑥その他

第4回常任理事会

5月11日(月)午後3時から本会3階役員室で第4回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、次の各事項が審議・協議された。
 <出席者・敬称略> 加藤・井上・竹本・松島・松尾・高橋・與倉・中島(事務局)川井・柳井原

審議・協議事項

- ①定時総会議案書について
- ②定時総会の準備状況について
- ③他会の定時総会の出席者について
- ④綱紀委員会からの要望について
- ⑤平成27年度本・支部役員研修会について
- ⑥行政書士との業際問題について
- ⑦その他

第5回常任理事会

5月25日(月)午後1時30分から本会3階役員室で第4回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、次の各事項が審議・協議された。
 <出席者・敬称略> 加藤・井上・竹本・松島・松尾・高橋・與倉・中島・吉田(龍)・大西(幸)(事務局)

審議・協議事項

- ①定時総会の準備の状況について
- ②定時総会質問事項の検討について
- ③他会の定時総会の出席者について
- ④茨木市の地図作成に関する打合せ等についての予算執行について
- ⑤法定外の添付情報の省略に関する打合せ等についての予算執行について
- ⑥日調連総会への対応について
- ⑦その他

第6回理事会

第6回理事会は平成27年3月20日(金)午後3時から本会4階会議室で開催され、会長の挨拶に続き各部長、支部長会議長、各種委員会などからの報告・連絡事項があり、次の各議案が審議された。

協議事項

- ①平成26年度事業経過報告(案)について
- ②平成27年度事業計画(案)について
- ③平成27年度予算(案)について

審議事項

- ①第1号議案 大阪法務局登記相談室運営に係る社会事業部内規の制定について
【提案理由】「大阪法務局登記相談室運営に係る社会事業部内規」を新たに制定し、現行の「大阪土地家屋調査士会登記相談室運営規則」を廃止するもの。

第1号議案については、承認された。

- ②第2号議案 会費滞納の督促手続費用の徴収について
【提案理由】会費納入を6月以上滞納した会員で、聴聞の呼出しを受けた者から督促手続費用を徴収することができるようにするための会則変更案を次期定時総会へ提出することの承認を求めるもの。

第2号議案については、継続審議となった。

このあと、監事から意見等があり、閉会した。

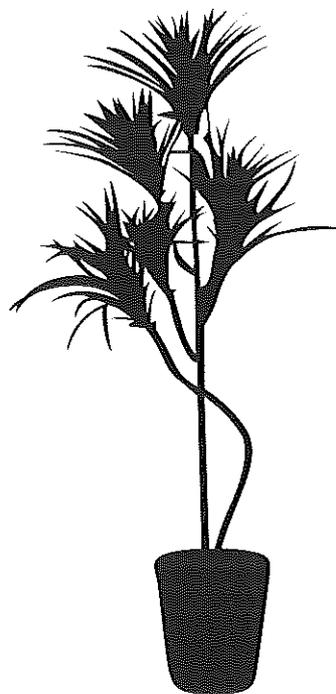
第1回理事会

第1回理事会は4月16日(木)午後3時から本会4階会議室で開催され、会長の挨拶に続き各部長、支部長会議長、各種委員会などからの報告・連絡事項があり、次の各議案が審議された。

審議事項

- ①第1号議案 平成26年度事業経過報告(案)について
第1号議案については、承認された。
- ②第2号議案 平成26年度決算報告について
第2号議案については、承認された。
- ③第3号議案 平成27年度事業計画(案)について
第3号議案については、承認された。
- ④第4号議案 平成27年度予算(案)について
第4号議案については、承認された。
- ⑤第5号議案 会長表彰者について
第5号議案については、承認された。

このあと、監事から意見等があり、閉会した。



会 員 異 動 (H27・6・1現在)

入 会 者 (13名)				
氏 名	登録番号	支 部	入 会 年 月 日	事務所所在地・電話・FAX番号
上 田 寛 之	3243	大阪城	27・4・1	〒541-0045 大阪市中央区道修町2丁目5番9号 ☎06-6205-5858 ☎06-6205-5859
西 谷 俊 治	3244	三 島	27・4・1	〒567-0884 茨木市新庄町9番11号 ☎072-625-3910 ☎072-625-4011
清 水 葉 子	3245	北河内	27・4・1	〒572-0836 寝屋川市木田町3番26-105号 ☎072-381-8630 ☎072-381-8631
柴 山 圭	3246	北	27・5・1	〒532-0005 大阪市淀川区三国本町1丁目4番8号 ☎06-6396-1231 ☎06-6396-1231
鋤 谷 智	3247	三 島	27・5・1	〒567-0816 茨木市永代町8番8号 国里ビル2F ☎072-645-7377 ☎072-645-7388
中 野 誠 二	3248	堺	27・5・1	〒593-8307 堺市西区平岡町55番地5 ☎072-284-8107 ☎072-273-5636
北 島 慎 吾	3249	大阪城	27・5・1	〒541-0045 大阪市中央区道修町2丁目5番9号 ☎06-6205-5858 ☎06-6205-5859
渡 邊 英 伸	3250	天王寺	27・6・1	〒543-0074 大阪市天王寺区六万体町1番24号 ☎06-6771-6124 ☎06-6773-5414
安 藤 雅 輝	3251	豊 能	27・6・1	〒562-0013 箕面市坊島1丁目2番18-301号 ☎072-737-5389 ☎072-737-5389
西 田 純 康	3252	西	27・6・1	〒550-0014 大阪市西区北堀江一丁目1番27 ☎06-6538-6680 ☎06-6538-6681
世 良 宣 茂	3253	中河内	27・6・1	〒581-0071 八尾市北久宝寺1丁目4番13号 久宝寺グリーンマンション511号 ☎072-992-2702 ☎072-992-2702
山 田 裕 輔	3254	堺	27・6・1	〒590-0021 堺市堺区北三国ヶ丘町一丁目1番34号 ☎072-222-7180 ☎072-222-3202
土 本 眞 次	3189	堺	27・6・1	〒580-0016 松原市上田一丁目4番5号 ☎072-334-3001 ☎072-334-3002

事務所変更 (15名)

氏名	登録番号	旧支部	新支部	届年 月日	新事務所所在地・電話・FAX
吉本康延	2399	泉州	泉州	27・2・27	〒596-0067 岸和田市南町9番17-105号 ☎072-438-0675 ☎072-438-0675
松山千恵子	2383	天王寺	天王寺	27・3・4	〒543-0002 大阪市天王寺区上汐3丁目4番8号 柯風居1101号 ☎06-4305-7922 ☎06-4305-7923
尾島直人	2865	大阪城	大阪城	27・3・4	法人・エスアールパートナーズに加入
尾島直人	2865	大阪城	大阪城	27・3・23	〒541-0041 大阪市中央区北浜四丁目4番12号 ☎06-6232-0039 ☎06-6232-3477
柏野研三	2182	三島	三島	27・4・1	〒567-0805 茨木市橋の内2丁目7番 11-103号 ☎072-635-8358 ☎072-635-8358
西谷俊治	3244	三島	三島	27・4・6	〒567-0828 茨木市舟木町21番26号 ハウス西舟木103号室 ☎072-648-7605 ☎072-648-7605
川野敦	3093	阪南	阪南	27・4・6	〒547-0034 大阪市平野区背戸口2-11-23 ☎06-6796-7760 ☎06-6796-7536
北山以珠美	3206	阪南	阪南	27・4・6	法人・北山総合事務所に加入
松葉正	3165	阪南	阪南	27・4・7	〒547-0033 大阪市平野区平野西四丁目8番31号 ホワイトシティ平野201A ☎06-6796-8492 ☎06-6796-8493
高田省三	1605	大阪城	大阪城	27・4・16	〒540-0038 大阪市中央区内淡路町1丁目4番8号 中大江ビル203 ☎06-4790-2113 ☎06-4790-2114
辰巳好数	2520	豊能	大阪城	27・5・1	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1丁目5番31号 三星中央ビル7F ☎06-6266-3766 ☎06-6266-3785
三瀬貴之	2770	大阪城	天王寺	27・5・8	〒543-0062 大阪市天王寺区逢阪一丁目1番 16-201号 ☎06-6796-7912 ☎06-6796-7923
三谷善樹	2914	中河内	中河内	27・5・8	〒574-0003 大東市明美の里町16番20 ネオコーポイケダヤ5号館204号 ☎072-878-9432 ☎072-878-9436
安岐正則	2372	中河内	中河内	27・5・12	〒581-0031 八尾市志紀町2丁目10番地 ☎072-948-4426 ☎072-943-2385
中島幸広	2277	中河内	中河内	27・5・27	〒577-0841 東大阪市足代3丁目8番7号 ☎06-6723-5216 ☎06-6727-1444

退会者など(資格取消・喪失者を含む) (11名)				
氏名	登録番号	支部	届年 月 日	退会理由
村田啓道	2340	三島	27・3・25	長期休業
松本充弘	1649	大阪城	27・3・27	業務廃止
小馬哲也	2409	阪南	27・3・30	長期休業
猪野修康	3069	堺	27・3・30	長期休業
伊藤洋	1430	中河内	27・3・31	業務廃止
大門雅映	3144	大阪城	27・4・15	業務廃止
前田正子	1514	中河内	27・4・23	業務廃止
槻谷勝彦	2332	三島	27・4・24	業務廃止
大野恒義	3155	西	27・4・28	業務廃止
柿本清和	1457	中河内	27・5・21	業務廃止
渡辺俊郎	1347	天王寺	27・5・22	業務廃止

法人事務所会員関係

解散等 (3法人)			
名称	法人 登録番号	支部	社員・ 会員登録番号
土地家屋調査士法人 Wing	12-0021 C029	西	大野 恒義 3155 (法人の解散)
土地家屋調査士法人 かいはず測量登記事務所	12-0009 C011	大阪城	松本 充弘 1649 (法人の退会)
土地家屋調査士法人 北山総合事務所	01-0034-12-0012 C036	阪南	北山以珠美 3206 (法人の退会)

新規登録事務所 (1法人)				
名称	法人 登録番号	支部	社員・ 会員登録番号	事務所所在地 ①主たる事務所 ②従たる事務所 (電話番号・FAX番号)
土地家屋調査士法人 ASUKA	12-0028	大阪城	辰巳 好数 2520	① 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1丁目5番31号 ☎06-6266-3766 ② 06-6266-3785

常駐する社員の変更及び社員の脱退 (2法人)			
名称	法人 登録番号	支部	社員・ 会員登録番号
土地家屋調査士法人 北山総合事務所	12-0007 C009	阪南	川野 敦 3093 (社員の脱退)
土地家屋調査士法人 北山総合事務所	12-0007 C009	阪南	松葉 正 3165 (社員の脱退)

業務日誌

◇ 3 月 ◇

- 2日・筆界特定相談に関する協議(会館)
竹本副会長、與倉業務研修部長、中島社会事業部長、瀧本筆界特定制度推進委員会委員長、西田境界問題相談センターおおさか推進委員会委員長、一守業務研修部理事
- 3日・非調査士活動排除委員会(会館)
 - ・近プロ認定登記基準点研修(会館)
 - ・資料センタースキャニング作業(会館)
 - ・近プロ正副会長会議(会館)加藤会長
 - ・筆特相談室出向(法務局本局)金田相談員
- 4日・境界鑑定研修⑤(会館)森境界鑑定委員
 - ・会務処理(会館)高橋財務部長
 - ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局)鍋島相談員
 - ・総合紛争解決センター・ハーグ条約対応検討PT(大阪弁護士会)谷川総合紛争解決センター支援連絡委員会副委員長
- 5日・網紀委員会全体会議(会館)
 - ・資料センタースキャニング作業(会館)
 - ・社会事業部会(会館)
 - ・近プロ研修部会(会館)與倉部長
 - ・近プロ総務部会(会館)松尾総務部長
 - ・筆特相談室出向(法務局本局)木村(為)相談員
 - ・井上哲也吹田市市長市政報告会(吹田メイシアター)加藤会長
- 6日・紛議調停委員会全体会議(会館)
 - ・資料センター運営委員会(兵庫会)
 - ・地籍整備アンケート結果取りまとめの件、市町村御礼文書、資料につき事前協議(大阪府農林部整備室)山土地籍整備促進委員会委員長、加瀬部・梶谷同各副委員長
- 7日・関根一三君の黄綬褒章受章を祝う会(ホテルガーデンパレス)加藤会長
- 8日・北川イッセイ国土交通省副大臣のセミナー(ホテルアウィーナ大阪)加藤会長
- 9日・名誉役員会(会館)
 - ・常任理事会(会館)
- 10日・苦情処理委員会全体会議(会館)
 - ・日調連「大都市における登記所備付地図作成作業に関する説明会」(会館)
 - ・資料センタースキャニング作業(会館)
- 11日・業務研修部会(会館)
 - ・財務部業務連絡会(会館)
 - ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局)濱口相談員
- 12日・資料センタースキャニング作業(会館)
 - ・会務処理(会館)高橋部長
 - ・筆特相談室出向(法務局本局)窪田(圭)相談員
 - ・大調政連定時大会(ホテル・ザ・ルーテル)加藤会長
 - ・国土調査法第19条第5項事例集につき事前協議(公正取引委員会)松島副会長、山下委員長、加瀬部副委員長
 - ・資料地図ダウンロードの件についての調査(小西昌憲事務所)中島部長、佐々木資料センター運営委員会委員長
 - ・近プロ広報部会(会館)中島部長
- 13日・大阪市との打ち合わせ(会館)中島部長
 - ・大阪府用地室来会(会館)利川・向井社会事業部各理事
 - ・ADR認定土地家屋調査士特別研修(集合研修)(14、15日も、会館)與倉部長
- 14日・地籍問題研究会平成27年度通常総会及び第12回定例研究会(東京都北区、中央工学校)佐藤(修)業務研修部・森社会事業部各副部長、流王三島支部会員
- 17日・筆界特定制度五者連絡協議会(会館)
 - ・協同組合部長会(会館)佐藤(徒)理事
 - ・筆特相談室出向(法務局本局)小林(治)相談員
 - ・会長指導(会館)加藤会長、井上副会長、松尾・中島各部長
- 18日・入会面談(会館)松尾部長、相澤総務部副部長
 - ・総務部会(会館)
 - ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局)池原相談員
 - ・地籍整備促進委員会(会館)
- 19日・境界問題相談センターおおさか推進委員会(会館)
 - ・筆特相談室出向(法務局本局)佐野(紀)相談員
 - ・筆界特定相談に関する弁護士会との協議(大阪弁護士会)井上・竹本・松島各副会長、與倉部長、瀧本委員長、一守理事
 - ・業務研修部会(会館)
 - ・財務部業務連絡会(会館)
 - ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局)濱口相談員
 - ・資料センタースキャニング作業(会館)
 - ・会務処理(会館)高橋部長
 - ・筆特相談室出向(法務局本局)窪田(圭)相談員
 - ・大調政連定時大会(ホテル・ザ・ルーテル)加藤会長
 - ・国土調査法第19条第5項事例集につき事前協議(公正取引委員会)松島副会長、山下委員長、加瀬部副委員長
 - ・資料地図ダウンロードの件についての調査(小西昌憲事務所)中島部長、佐々木資料センター運営委員会委員長
 - ・近プロ広報部会(会館)中島部長
- 13日・大阪市との打ち合わせ(会館)中島部長
 - ・大阪府用地室来会(会館)利川・向井社会事業部各理事
 - ・ADR認定土地家屋調査士特別研修(集合研修)(14、15日も、会館)與倉部長
- 14日・地籍問題研究会平成27年度通常総会及び第12回定例研究会(東京都北区、中央工学校)佐藤(修)業務研修部・森社会事業部各副部長、流王三島支部会員
- 17日・筆界特定制度五者連絡協議会(会館)
 - ・協同組合部長会(会館)佐藤(徒)理事
 - ・筆特相談室出向(法務局本局)小林(治)相談員
 - ・会長指導(会館)加藤会長、井上副会長、松尾・中島各部長
- 18日・入会面談(会館)松尾部長、相澤総務部副部長
 - ・総務部会(会館)
 - ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局)池原相談員
 - ・地籍整備促進委員会(会館)
- 19日・境界問題相談センターおおさか推進委員会(会館)
 - ・筆特相談室出向(法務局本局)佐野(紀)相談員
 - ・筆界特定相談に関する弁護士会との協議(大阪弁護士会)井上・竹本・松島各副会長、與倉部長、瀧本委員長、一守理事
 - ・業務研修部会(会館)
 - ・財務部業務連絡会(会館)
 - ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局)濱口相談員
 - ・資料センタースキャニング作業(会館)
 - ・会務処理(会館)高橋部長
 - ・筆特相談室出向(法務局本局)窪田(圭)相談員
 - ・大調政連定時大会(ホテル・ザ・ルーテル)加藤会長
 - ・国土調査法第19条第5項事例集につき事前協議(公正取引委員会)松島副会長、山下委員長、加瀬部副委員長
 - ・資料地図ダウンロードの件についての調査(小西昌憲事務所)中島部長、佐々木資料センター運営委員会委員長
 - ・近プロ広報部会(会館)中島部長

- ・筆特相談室出向(法務局本局)佐古相談員
- ・総合紛争解決センター運営委員会(大阪弁護士会)
- ・総合紛争解決センター財務委員会(大阪弁護士会)
- ・総合紛争解決センター理事会(大阪弁護士会)
- ・大阪市マンション管理支援機構第11回常任委員会(大阪市立住まい情報センター)
- 20日・常任理事会(会館)
- ・理事会(会館)
- ・近畿測量専門学校合同卒業式(帝国ホテル)竹本副会長
- 21日・第10回ADR認定土地家屋調査士特別研修最終考查対策勉強会①(会館)正井業務研修部副部長
- 22日・第10回ADR認定土地家屋調査士特別研修最終考查対策勉強会②(会館)正井副部長
- 23日・境界問題相談センターおおさか運営委員会(会館)
- ・支部長会(会館)
- ・網紀委員会第1班会議(会館)
- ・近プロ立命館大学寄付講座講師会議(会館)京谷産学交流学術研究委員会委員長、加藤(充)・四宮各講師
- ・会務処理(会館)加藤会長
- 24日・労働組合団体交渉(会館)井上副会長、松尾・高橋各部長
- ・筆特相談室出向(法務局本局)笹本相談員
- ・表示登記実務研究会(会館)
- 25日・大阪法務局無料登記相談(法務局本局)高橋(成)相談員
- ・網紀委員会第3班会議(会館)
- 26日・制度対策委員会(会館)
- ・筆特相談室出向(法務局本局)久保(加)相談員
- 27日・編集準備委員会(みずほ総合法律事務所)西田委員長、谷内田・吉田(栄)・高橋(成)・辻田(智)境界問題相談センターおおさか推進委員会各委員、中山(高)会員
- ・「測量の日」記念フェア2015打ち合わせ(大阪合同庁舎第4号館)柳原社会事業部理事
- ・懲戒処分書交付(法務局本局)井上副会長
- 28日・第10回ADR認定土地家屋調査士特別研修最終考查対策勉強会③(会館)正井副部長
- 29日・第10回ADR認定土地家屋調査士特別研修最終考查対策勉強会④(会館)正井副部長

- 31日・大阪法務局民事行政部長離任のあいさつ(会館)加藤会長、井上・竹本・松島各副会長、松尾・高橋・與倉・中島各部長
- ・筆界特定制度五者連絡協議会PT(会館)
- ・筆特相談室出向(法務局本局)角相談員

◇ 4 月 ◇

- 1日・大阪法務局無料登記相談(法務局本局)三村相談員
- 2日・会長表彰選考委員会(会館)
- ・常任理事会(会館)
- ・筆特相談室出向(法務局本局)高橋(成)相談員
- 4日・ADR認定土地家屋調査士特別研修考查(会館)與倉部長
- 6日・財務部会(会館)
- ・懲戒処分の報告(大阪市建設局)松尾部長
- 7日・大阪法務局民事行政部長着任のあいさつ(会館)加藤会長、井上・竹本・松島各副会長、松尾・與倉各部長
- ・筆特相談室出向(法務局本局)竹本(貞)相談員
- 8日・期末監査(会館)
- ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局)黒岡相談員
- ・近畿大学寄付講座第1講(近畿大学)松島副会長、中島部長、京谷委員長、阪本・杉村・久保(加)・安部・笹本・辻田(智)・松内・山脇各講師
- ・総合紛争解決センター研修会の打ち合わせ(大阪法務局)浅井総合紛争解決センター支援連絡委員会委員長、一守・西田各委員
- 9日・筆特相談室出向(法務局本局)田村相談員
- 10日・大阪青年土地家屋調査士会総会(会館)松島副会長
- ・近プロ立命館大学寄付講座あいさつ(立命館大学茨木キャンパス)加藤会長
- 13日・網紀委員会第1班会議(会館)
- ・期末監査(会館)
- 14日・筆特相談室出向(法務局本局)中島(宗)相談員
- ・会員証更新における交換(会館)松尾部長、相澤副部長
- ・入会面談(会館)松尾部長、相澤副部長、久保理事
- ・総務部会(会館)

- ・ 定時総会会場下見(太閤園)
- ・ 筆界特定相談員説明会(会館) 瀧本委員長、吉田(栄)・米山各会員
- ・ 期末監査(会館)
- 15日・ 立候補届出の受付(会館)中島(公)・生田・吉川・沖津各選挙管理委員
- ・ 業務研修部会(会館)
- ・ 大阪法務局無料登記相談(法務局本局) 與倉相談員
- ・ 近畿大学寄付講座第2講(近畿大学) 杉村講師
- 16日・ 立候補届出の受付(会館)大栃・松本(和)・鍋島・沖津各選挙管理委員
- ・ 筆特相談室出向(法務局本局) 守屋相談員
- ・ 常任理事会(会館)
- ・ 理事会・支部長会(会館)
- ・ 「測量の日」近畿地区連絡協議会(大阪合同庁舎4号館) 柳原理事
- ・ 編集事前打ち合わせ(会館) 西田委員長、吉田(栄)・辻田(智)各委員、中山会員
- ・ 編集準備委員会(みずほ綜合法律事務所) 吉田(栄)・辻田(智)各委員、中山会員
- ・ 定時総会案内状持参(大阪府議会) 松尾部長
- ・ 大阪市マンション管理支援機構第1回常任委員会(大阪市立住まい情報センター) 中島部長
- 17日・ 協同組合部長会(会館) 佐藤(徒)理事
- ・ 会務処理(会館) 高橋部長
- 20日・ 筆界特定制度五者連絡協議会PT(会館)
- ・ 綱紀委員会第3班会議(会館)
- ・ 綱紀委員会全体会議(会館)
- ・ 予算打ち合わせ(会館) 高橋・與倉各部長、西田委員長
- ・ 定時総会案内状持参(大阪市) 松尾部長
- ・ 総合紛争解決センター・ハーグ条約対応検討PT(大阪弁護士会) 谷川副委員長
- 21日・ 選挙管理委員会(会館)
- ・ 筆特相談室出向(法務局本局) ニノ宮相談員
- ・ 総合紛争解決センター広報・研修合同部会(大阪弁護士会) 谷川副委員長、正井委員
- ・ 編集打ち合わせ(会館) 西田委員長、吉田(栄)・辻田(智)各委員、中山会員
- 22日・ 大阪法務局無料登記相談(法務局本局) 高杉相談員
- ・ 近畿大学寄付講座第3講(近畿大学) 久保(加)講師

- ・ 常任理事会(会館)
- 23日・ 筆特相談室出向(法務局本局) 福田相談員
- ・ 関西大学法学部あいさつ(関西大学) 松島副会長、中島部長、京谷委員長
- ・ 会務処理(会館) 松島副会長・高橋部長
- 24日・ 西支部総会(弁天町ORC200生涯学習センター) 加藤会長
- ・ 阪南支部総会(天王寺都ホテル) 井上副会長
- ・ 天王寺支部総会(たかつガーデン) 松尾部長
- ・ 堺支部総会(ホテル・アゴラリージェンシー堺) 松島副会長
- 27日・ 打ち合わせ(会館)
- ・ 苦情処理委員会第1班会議(会館)
- 28日・ 南支部総会(道頓堀ホテル) 松尾部長
- ・ 北河内支部総会(ホテル・アゴラ大阪守口) 松島副会長
- ・ 泉州支部総会(ホテルレイクアルスターアルザ泉大津) 竹本副会長
- ・ 三島支部総会(摂津市立コミュニティプラザ) 加藤会長
- ・ 筆特相談室出向(法務局本局) 矢原相談員
- 30日・ 編集準備委員会(会館) 西田委員長、山脇副委員長、谷内田・吉田(栄)・辻田(智)各委員、中山会員
- ・ 境界問題相談センターおおさか運営委員会(会館)
- ・ 筆特相談室出向(法務局本局) 吉田(正)相談員
- ・ 近プロと中プロとの懇談会(京都会) 加藤会長、金子日調連理事

◇ 5 月 ◇

- 1日・ 会務処理(会館) 井上副会長・高橋部長
- ・ 総合紛争解決センター研修会の打ち合わせ(大阪法務局筆界特定室・大阪弁護士会) 浅井・瀧本各委員長、西田・山脇・一守各委員
- 7日・ 近プロ監査会(会館) 井上副会長
- ・ 近プロ正副会長会議(会館) 加藤会長
- ・ 筆特相談室出向(法務局本局) 瀧本相談員
- ・ 添付情報の事後掲示省略に関する打ち合わせ(会館)
- 8日・ 苦情処理委員会第1班会議(会館)
- ・ 近畿大学寄付講座第4講(近畿大学) 安部(眞)講師
- ・ 中河内支部総会(シェラトン都ホテル) 井上

- 副会長
- ・豊能支部総会(ホテルアイポリー)加藤会長
- ・南河内支部総会(河内長野荘)高橋部長
- 11日・常任理事会(会館)
- ・茨木地図作成に関する打ち合わせ(会館)加藤会長、竹本副会長、與倉部長、加藤(眞)・流王会員
- ・資料センター運営委員会(会館)
- ・大阪法務局との打ち合わせ(会館)竹本副会長、與倉部長、高杉・正井・佐藤各副部長、一守理事
- 12日・筆特相談室出向(法務局本局)中山(高)相談員
- ・定時総会打ち合わせ(会館)松尾部長
- 13日・入会面談(会館)相澤副部長、高島・阿部各理事
- ・会員証更新における交換(会館)相澤副部長、高島・阿部各理事
- ・近畿大学寄付講座第5講(近畿大学)安部(眞)講師
- ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局)正井相談員
- ・「測量の日」記念フェア2015打ち合わせ(大阪合同庁舎第4号館)柳原理事
- ・北支部総会(大阪マルビル・大阪第一ホテル)加藤会長
- 14日・筆特相談室出向(法務局本局)米山相談員
- ・総合紛争解決センター研修会(大阪弁護士会)
- ・網紀委員会第1班会議(会館)
- ・網紀委員会第2班会議(会館)
- 15日・大阪城支部総会(大阪マルビル・大阪第一ホテル)松島副会長
- ・懲戒処分書交付(大阪法務局)松尾部長
- 18日・苦情処理委員会第1班会議(会館)
- 19日・社会事業部会(会館)
- ・筆特相談室出向(法務局本局)藤田(重)相談員
- ・大阪府宅地建物取引業協会代議員総会(ザ・リッツ・カールトン大阪)高橋部長
- 20日・聴聞(会館)
- ・総務部会(会館)
- ・入会面談(会館)井上副会長、松尾部長、相澤副部長、高島理事
- ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局)佐藤(修)相談員
- ・近畿大学寄付講座第6講(近畿大学)笹本講師

- 21日・筆特相談室出向(法務局本局)森(光)相談員
- ・総合紛争解決センター運営委員会(大阪弁護士会)
- ・総合紛争解決センター財務委員会(大阪弁護士会)
- ・総合紛争解決センター理事会(大阪弁護士会)
- 22日・筆界特定制度五者連絡協議会PT(会館)
- ・会務処理(会館)井上副会長
- ・協同組合通常総代会(会館)松島副会長
- 23日・大阪司法書士会総会(ホテル日航大阪)加藤会長
- 25日・常任理事会(会館)
- ・茨木地図作成打ち合わせ(大阪法務局)加藤会長、井上・竹本各副会長
- ・(公社)全日本不動産協会大阪府本部総会(ホテルニューオオタニ大阪)井上副会長、與倉部長
- 26日・筆特相談室出向(法務局本局)山田(直)相談員
- ・大阪府行政書士会総会(ハイアットリージェンシー大阪)竹本副会長
- ・定時総会司会者との打ち合わせ(会館)井上副会長、松尾部長、利川大調政連会長
- 27日・近畿大学寄付講座第7講(近畿大学)笹本講師
- ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局)一守相談員
- ・網紀委員会第3班会議(会館)
- ・網紀委員会全体会議(会館)
- 28日・筆特相談室出向(法務局本局)阪口(太)相談員
- ・常任理事会(会館)
- ・大阪市建設局測量明示課来会(街区基準点データ借用のため)(会館)利川理事
- ・(一社)大阪府建築士事務所協会総会(ホテル阪急インターナショナル)中島部長
- 29日・第76回定時総会(太閤園)
- ・総合紛争解決センター・ハーグ条約対応検討PT(大阪弁護士会)谷川副委員長

公嘱協会の動き

◇ 3 月 ◇

- 4日・近公連理事長会議(協会)横山理事長
- 5日・入会希望者面接(協会)山田(直)総務部長、

- 三好事務局長
- ・第8回常任理事会(協会)
- 10日・大都市における登記所備付地図作成作業説明会(調査士会館)
- 12日・碓井照子氏との打ち合わせ(協会)横山理事長、山脇副理事長、山田(直)総務部長、山本理事
- ・大阪土地家屋調査士政治連盟定時大会(ホテル・ザ・ルーテル)横山理事長
- 17日・入会希望者面接(協会)山田(直)総務部長、三好事務局長
- ・第6回理事会(エル・おおさか)
- 21日・中村秀紀氏黄綬褒章受章記念祝賀会(クサツエストピアホテル)横山理事長
- 30日・大阪市内区域会議(協会)

◇ 4 月 ◇

- 9日・入会希望者面接(協会)山田(直)総務部長、三好事務局長
- ・第9回常任理事会(協会)
- 10日・大阪青年土地家屋調査士会総会(調査士会館)横山理事長
- 14日・14条地図地籍調査総合戦略PT打ち合わせ会(協会)
- 15日・近公連理事長会議(エル・おおさか)横山理事長
- ・近公連実務担当者会同(エル・おおさか)三谷・村野各理事、今村(健)・阪本・大山各社員
- 21日・第7回理事会(エル・おおさか)
- ・30周年記念事業実行委員会(エル・おおさか)
- 24日・天王寺支部総会(たかつガーデン)井之上副理事長
- ・西支部総会(弁天町ORC200生涯学習センター)横山理事長
- 27日・14条地図地籍調査総合戦略PT打ち合わせ会(協会)
- 28日・泉州支部総会(ホテルレイクアルスターアルザ泉大津)井之上副理事長
- ・三島支部総会(摂津市立コミュニティプラザ)横山理事長

◇ 5 月 ◇

- 1日・30周年記念事業実行委員会(協会)
- 7日・エル・シアターとの打ち合わせ(エル・シアター)
- 8日・豊能支部総会(池田市民文化会館)横山理事

- 長
- ・中河内支部総会(シェラトン都ホテル大阪)山脇副理事長
- 11日・茨木14条地図に関する打ち合わせ(調査士会館)
- ・近公連理事長会議(協会)横山理事長
- 12日・14条地図地籍調査総合戦略PT打ち合わせ会(協会)
- ・入会希望者面接(協会)山田(直)総務部長、三好事務局長
 - ・第10回常任理事会(協会)
- 15日・大阪城支部総会(大阪マルビル 大阪第一ホテル)山脇副理事長
- 18日・会計検査院検査の事前打ち合わせ(協会)
- ・30周年記念事業実行委員会(協会)
- 20日・近公連理事長会議(協会)横山理事長
- 21日・会計検査院検査に伴う枚方14条作業者打ち合わせ(協会)
- ・第8回理事会(エル・おおさか)
- 22日・大阪土地家屋調査士協同組合総代会(調査士会館)横山理事長
- 26日・30周年記念事業実行委員会(協会)
- 27日・会計検査院検査の事前打ち合わせ(協会)
- 29日・30周年記念事業実行委員会(協会)
- ・大阪土地家屋調査士会総会(太閤園)
- 30日・地籍フォーラム2015(エル・シアター)

行事予定

◇ 7 月 ◇

- 1日(水) 近畿大学寄付講座第12講
- 8日(水) 近畿大学寄付講座第13講
- 15日(水) 近畿大学寄付講座第14講
- 21日(火) 火曜会
- 22日(水) 近畿大学寄付講座第15講
- 23日(木) 総合紛争解決センター運営委員会
総合紛争解決センター財務委員会
総合紛争解決センター理事会
- 31日(金) 全国一斉不動産表示登記無料相談会

◇ 8 月 ◇

- 17日(月) インターンシップ開講式
- 24日(月) インターンシップ中間報告会
- 28日(金) インターンシップ閉講式

- 17日(木) 総合紛争解決センター運営委員会
総合紛争解決センター財務委員会
総合紛争解決センター理事会
(公社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士
協会定時社員総会
- 27日(日) 日調連ゴルフ大会前夜祭
- 28日(月) 日調連ゴルフ大会



おくやみ申し上げます

▽前田 澤子さん(中河内支部 前田廣司・母堂、2月22日没、87歳)▽井上 美保子さん(豊能支部 井上良一・令室、2月28日没、60歳)▽山田 光正氏(南河内支部 山田勝彦・尊父、3月27日没、92歳)▽江原 初江さん(中河内支部 江原光治・母堂、4月5日没、90歳)

訃報の対応について

1. 事務局職員が在館する場合

① 電話で職員の在館を確認した上で、従来通り会館にFAXで連絡する。

② これを受けた職員は、所定の範囲の役員等にFAXで連絡する。

編集後記

◆今回で会報誌に携わる最後です。
この会報誌が皆さまのお手元に届くころには本会総会も無事終了し、新執行部の方々が会務をこなされていることでしょう。
大阪会の皆さま、会報誌の原稿依頼には快くお引き受けください。そして、新社会事業部の皆さま、何かと大変なこともありますが、よろしくお願いいたします。
4年間の会務で諸先輩方々にも顔を覚えていただき、知人・友人もたくさん増えました。今後も支部で会務に携わっていきますので、よろしくお願いいたします。(中島)

◆本号で編集後記を書くのは最後になりました。毎

号拙い文章をお読みいただき、ありがとうございました。会報誌の編集に関わり、いろいろと勉強になり、たくさんのことを教えられました。次号から編集後記を書く方々は大変良い経験になるので頑張ってください。と言いながら次号も編集後記を書いている予感がしますが、そのときはまたよろしくお願いいたします。(柳原)

◆長いようで短い2年間でした。理事としては4年間でしたが、その間にいろいろな経験を積ませていただきました。たくさんの方々とも知り合うこともできました。これからも会のためになることは行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。今までありがとうございました。(京谷)

本会社会事業部員

- | | |
|-------------------|-------|
| 久保 加奈子 | 富岡 隆 |
| 柳原 薫 | 藤野 充 |
| 山田 貴弘 | 中村 憲夫 |
| (社会事業部担当副会長) 松尾 賢 | |

支部社会事業(広報)担当責任者

- | | |
|-------------|-----------|
| 北 奥田 祐次 | 西 吉田龍太郎 |
| 南 吉松 孝和 | (支部長兼任) |
| 阪南 岡本 吉雄 | 天王寺 飯田 正直 |
| 大阪城 津本 浩昭 | 中河内 辺見 実 |
| 北河内 今村健太郎 | 豊能 細川 隆弘 |
| 堺 小林 俊彦 | 泉州 酒井 健 |
| 三島 松原 政春 | 南河内 屋納 隆 |
| (事務局) 寺田 秀美 | |

<訂正>
前号(317号)の22頁右側の写真下から12行目と18行目の「竹山市長」は「竹内市長」の誤りでした。つつしんで訂正します。

■発行所 大阪土地家屋調査士会
■〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号
■電話 06(6942)3330(代)
■FAX 06(6941)8070
■E-mail: otkc-3330@chosashi-osaka.jp
■ホームページ: http://www.chosashi-osaka.jp

合格

合格ノウハウの すべてを提供します!

東京法経学院 大阪校

土曜日
クラス



2016年
本試験
合格目標

2015年9月12日(土)開講(毎週土曜日)★初學者対象講座

《土地家屋調査士 通学講座》

開講日より
毎月募集!

本科2016+実戦答練

■講座特長■

土地家屋調査士試験は、学歴・年齢に関係なく、誰でも受験できます。本講座は、午前の部試験免除者を対象に、土地家屋調査士試験の学習が全く初めてという方に択一・書式をわかりやすく効率良く指導する講座です。法規科目、作図作成の基本から合格レベルまでを初心者にも納得できる講義で、ムリなく効果的に学習し、2016年度の合格を可能にします。講義はすべて生講義!! また、毎回DVDに収録しますので欠席、復習されたい場合でも安心です。



担当講師 **村上由佳**
(本学院専任講師)

■学習の流れ■

本科2016 ▶ 基本講義(9~3月)

基本講義で知識をインプット!!

実戦答練 (別途お申込みが必要です)

答練や模試によって弱点の補強や試験慣れをしていただきます。

・実戦答練(4~7月)

本試験(8月)

合格

※2016年4月より、試験形式による学習者対象講座「実戦答練12回+公開模試2回」を開催いたします。詳細な日程につきましては、後日発表(変更あり)いたします。

■無料体験&無料ガイダンス■

無料ガイダンスでは、学習内容や勉強の進め方について、村上講師がわかりやすくご説明させていただき、皆様の不安や質問にお答えいたします。

★無料ガイダンス★

- ・担当…村上由佳 講師
- ・日程…8月29日(土)
- ・時間…14:00~15:00
- ・会場…中津明大ビル 3F

★無料体験入学★

- ・日程…9月12日(土)
- ・時間…10:30~13:00
- ・科目名…調査士試験に必要な民法

お得なガイダンス参加割引もございます!!
また、開講日には「本科」の講義を無料体験していただけます。
皆様のご参加を心よりお待ちしております。

■学費(税込)

《早期入学割引実施中です!!》

	一般	特別減免学費
本科2016のみ(基本講義)	347,700円	243,390円
本科2016+実戦答練	477,300円	334,110円

※詳細につきましては、東京法経学院大阪校(TEL06-6373-1401)にお問合せください。

高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL
東京法経学院 大阪校

お申込み、
お問合せは…

★TEL 06 (6373) 1401
★FAX 06 (6373) 1405
★HP <http://www.thg.co.jp/>
〒531-0071 大阪市北区中津 1-2-21 中津明大ビル3F
担当: 衣田(キヌタ)、中川

大阪校



資料請求



好評図書のご案内

実務を横断的に把握・検討できる！ 関係者必携の一冊



境界の理論と実務

賈金敏明 著 2009年4月刊 A5判上製 608頁 本体5,700円+税

実務のプロセス・留意点が見える事例を厳選！



筆界特定事例集

東京法務局不動産登記部門地図整備・筆界特定室 編著 2010年11月刊 B5判 284頁 本体2,800円+税

筆界特定事例集2

東京法務局不動産登記部門地図整備・筆界特定室 編著 2014年2月刊 B5判 340頁 本体3,400円+税

押さえておくべき知識から希少な事例まで現場での疑問・実例を網羅



新版 Q&A 表示に関する登記の実務

中村隆・中込敏久 監修 荒堀稔穂 編集代表

第1巻 登記手続総論・土地の表題登記・分筆の登記

2007年1月刊 A5判 560頁 本体4,700円+税

第2巻 合筆登記・地積更正・地目変更・地図訂正

2007年5月刊 A5判 560頁 本体4,800円+税

第3巻 地積測量図・土地の滅失の登記・特殊登記

2007年11月刊 A5判 500頁 本体4,500円+税

第4巻 建物の表題登記・建物の増築の登記

2008年5月刊 A5判 504頁 本体4,500円+税

第5巻 建物の合体・合併・分割の登記、区分建物の登記、 建物の滅失の登記、建物図面関係

2008年12月刊 A5判 640頁 本体5,500円+税

現場での疑問・実例に基づく、166問と20事例を収録！



Q&A 表示に関する登記の実務 特別編 筆界特定制度 一問一答と事例解説

筆界特定実務研究会 編著 2008年1月刊 A5判 672頁 本体5,600円+税

ご注文は
日本加除出版営業部まで

TEL 03-3953-5642

FAX 03-3953-2061

HP <http://www.kajo.co.jp/>



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 <http://www.kajo.co.jp/>
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部)

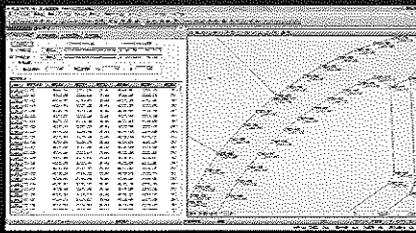
フィールドデザインで日本の未来を創る 測量計算CADシステム「BLUETREND XA」

BLUETREND XA 2013 NEW!

測量計算CADシステム(ブルートレンド エグザ)

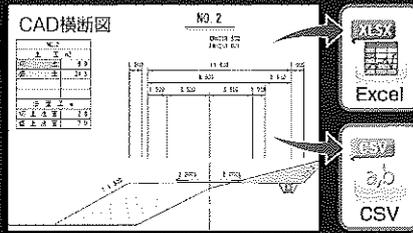
「測地成果2011」に完全対応、 震災復興業務を効率化!

国土地理院提供のPatchJGD準拠の座標補正変換プログラムでPatchJGDを介さず効率的に座標補正変換。座標補正点検計算で変換後の座標値・面積も精度管理できるほか、座標補正前後がひと目で分かる座標ベクトル図や法務局提供の地図XML取込み等々、多彩な新機能で震災復興業務を大幅に効率化します。



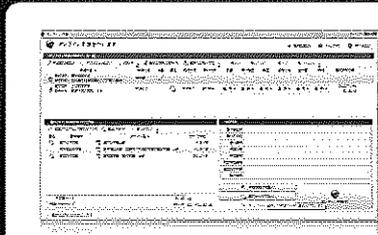
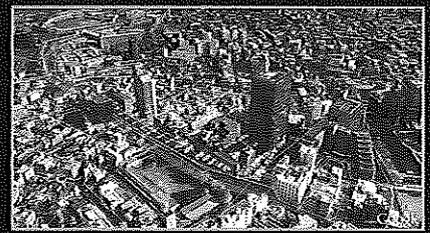
CAD機能の大幅強化で 作業効率を向上!

横断面図を内部的に数値化し、土量計算や集計結果をワンタッチでExcel・CSV出力。現況計画平面図の法面作図での法面自動作図や自作特殊線が繰り返し使えるカスタマイズ機能、また点番入力で座標を自動結線機能等々、CAD機能を大幅に強化しました。またラスクデータを配置した図面の描画速度を500%高速化しました。



Google Earth™へ図面配置し 画期的なプレゼンを実現!

Google Earth連携機能により、道路計画や災害復旧計画、用地取得状態や宅地造成計画の図面をGoogle Earth上に簡単に配置でき、Google Earth環境があれば、リアルで分かりやすいビジュアルプレゼンをどこでも手軽に行えます。これらの他、「BLUETREND XA 2013」は全100項目余の機能強化を図っています。



各種データを一元管理。調査士業務全般をワンパッケージでサポート。

TREND REG/C 2013

土地家屋調査士事務支援システム【トレンドレジック】

不動産表示登記業務に必要な各種書類の作成(登記申請書・委任状・筆界確認書等)およびオンライン申請から、事件管理・顧客管理に至るまで、調査士業務の飛躍的な効率化と省力化をワンパッケージでサポートする「土地家屋調査士」専用のアプリケーションです。

●Windows 7上で動作するWindows XP Modeでの動作保証はしていません。●Windows 7 64bit版上で動作させる場合、64bitネイティブアプリケーションとしてではなく、32bitアプリケーションとして動作しますのでご注意ください。

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6
 札幌 青森 盛岡 仙台 水戸 宇都宮 新潟 長野 埼玉 千葉 東京 立川 横浜 静岡 名古屋
 岐阜 福井 京都 大阪 神戸 岡山 広島 松山 広島 山口 徳島 熊本 大分 高崎 鹿児島 沖縄

●製品に関するお問い合わせ ☎0570-550-291

上記のナビダイヤルは福井県坂井市に発信し、県内県外までの通話料はお客様のご負担となります。また、通話料金につきましてはマイラインの負担に際します。NTTコミュニケーションズからの請求となります。携帯電話からのご利用の場合は20秒ごとに10円のお通話料がかかります。

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ

検索

www.fukuicompu.co.jp

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 **有限会社 桐栄サービス**

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166

FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願い致します。